

第2期日立市子ども・子育て支援計画

ひたち子どもプラン 2020

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

日立市

はじめに

子どもたちは、家族にとって、そして社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。

令和2年度は、本市が市制施行80周年という節目を経て、未来に向かい、新たな一步を踏み出す年ではありますが、これからも、子育てがしやすい、子育て家庭にやさしいまちづくり、そして、これからの担う子どもたちが元気に育っていくまちづくりを進めていきたいと考えております。

しかしながら、少子・高齢化が加速する今日、令和元年度の人口動態調査によれば、統計開始以来、全国の出生数が初めて90万人を下回り、婚姻数も戦後最少となるなど、厳しい状況が続いております。本市におきましても、その傾向は同様に顕著であります。

また、共働き家庭や核家族の増加、地域のつながりの希薄化、さらには、子どもの貧困や児童虐待など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は多くの課題を抱えております。

このような状況を踏まえ、本市では、このたび、子どもと子育て家庭に関する総合的な計画として、これまでの計画を継承しつつ、新たに、「新・放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」を包含した「第2期日立市子ども・子育て支援計画 ひたち子どもプラン2020」を策定しました。

本計画では、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、子どもやその家庭を地域全体で支えていく社会の実現に向け、5つの重点施策を掲げています。「子育ては、日立市で」を合言葉に、計画の円滑な推進により、引き続き、結婚から妊娠・出産、子育て期への切れ目のない支援に努めます。

計画の推進には、市民の皆様をはじめ、コミュニティや各種ボランティア、関係機関などとの連携を図り、地域を挙げた協働の取組が不可欠であると考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、ニーズ調査などを通じて、貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議をいただきました「日立市子ども・子育て会議」委員の皆様、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

日立市長 小川 春樹



目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	子ども・子育て支援施策の動向	2
3	計画の位置付け	4
4	計画期間	5
5	計画の策定と推進	6
第2章	子どもと家庭を取り巻く環境の変化	9
1	本市の人口推移等	9
2	子育ての実態・課題について	19
3	特別な支援を必要とする子どもと家庭	32
第3章	計画の基本方向	39
1	計画の基本理念	39
2	基本目標	39
3	計画の施策体系	40
4	重点施策	41
第4章	施策の展開	43
	基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる	43
1	妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策	43
2	医療の確保	47
3	個別に配慮が必要な子どもと親への支援	48
4	児童虐待防止対策	54
	基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる	57
1	地域の子ども・子育て支援の充実	57
2	安心して活動できる環境の整備	62
3	働きながら子育てしやすい環境の整備	65
4	ひとり親家庭の支援	69
5	経済的負担の軽減	71
	基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える	74
1	幼児教育・保育の充実	74

基本目標Ⅳ 子どもの成長と自立を促進する	79
1 子どもの健全育成と安全の確保	79
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	84
3 社会を担う次世代の育成	86
第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」(子ども・子育て支援事業計画)	89
1 子ども・子育て支援事業計画	89
2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業	89
3 教育・保育等の提供区域の設定	91
4 「量の見込み」と「確保方策」について	93
5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	95
6 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	100
第6章 母子保健計画の推進	113
1 母子保健計画	113
2 母子保健施策の体系	114
3 母子保健の指標及び目標	115
4 母子保健事業の実施計画	119
資料編	121
1 第2期日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン 2020 策定の経過	122
2 国、茨城県及び日立市における子どもに関する取組	123
3 日立市子ども・子育て会議について	124
4 庁内会議について	128
5 日立市子育て支援等に関するニーズ調査結果について	129
6 パブリックコメント(計画に対する意見の募集)	131
7 用語の説明	132
8 子ども・子育て支援法 ―抜粋―	133
9 ライフステージ別 子育て支援事業一覧	136

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化・核家族化の進行に伴い、就労、結婚、出産、子育てに関する価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しております。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖なども社会問題となっています。

このような社会情勢の中、国では、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援の新たな制度をスタートさせました。

その中でも、待機児童^{*}の解消は待ったなしの課題であり、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとしています。就学児童においても、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験活動などを行う事業の計画的な整備などを進めていくこととされました。

また、平成28年6月には、児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へ変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

更には、令和元年5月に、幼児教育・保育の無償化を実現するための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布されました。同年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策が総合的に推進されることとなりました。

本市においては、平成27年3月に「日立市子ども・子育て支援計画『ひたち子どもプラン2015』」を策定し、全ての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、子どもやその家族を地域全体で支えていく社会の実現を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

引き続き、国の指針などを踏まえた、保育ニーズに対応するための施設整備や保育士の確保、就学児童の居場所の整備、児童虐待に関する取組、子どもの貧困対策などを推進していく必要があります。

令和2年3月末で、「日立市子ども・子育て支援計画 ひたち子どもプラン2015」が最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子育て支援施策を推進するため、「第2期日立市子ども・子育て支援計画 ひたち子どもプラン2020」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 子ども・子育て支援施策の動向

(1) 国の動向

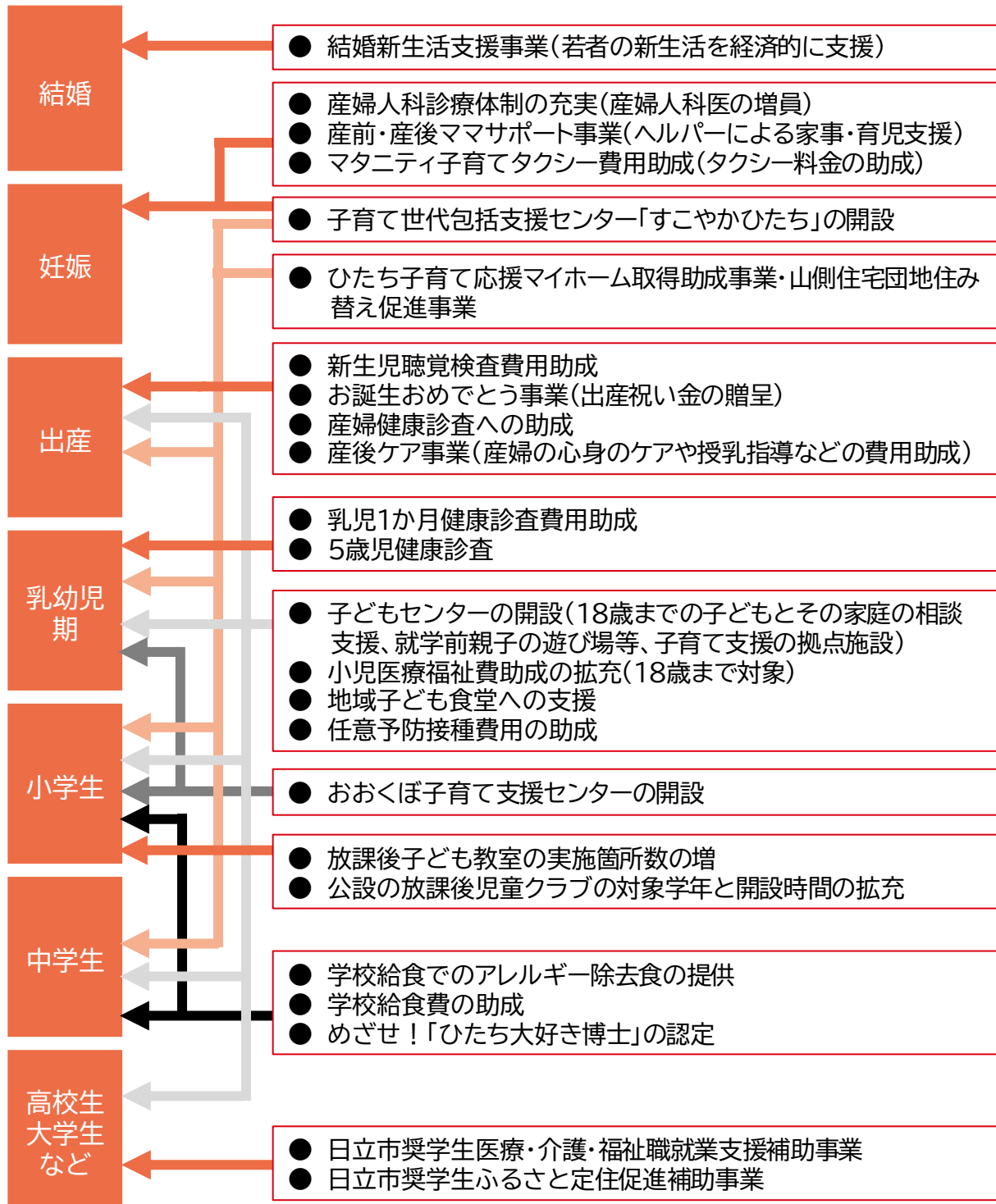
国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（1人の女性（15歳から49歳までの女性）の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数に相当）が1.57と判明したところから始まり、その後、国は少子化対策に向けた様々な方針や取組を進め、各自治体もそれに基づき進めてきました。そして、平成24年に子ども・子育て関連3法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、同制度に基づき、都道府県及び市区町村は第1期の子ども・子育て支援計画を策定し、子どもと子育てに関する施策に取り組んできました。

なお、本市の子ども・子育て支援計画「ひたち子どもプラン2015」を継承する本計画は、子ども・子育てに関する近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。第2期計画策定に向けた国の主な政策動向としては、次のような内容があります。

年 月	内 容
2015（平成27年） 4月	●子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
2016（平成28年） 4月	●子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
2016（平成28年） 6月	●子ども・子育て支援法の一部改正の施行 「夢をつぐむ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す ●児童福祉法の一部改正の公布 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化などを定める
2017（平成29年） 6月	●「子育て安心プラン」の策定 2020（令和2）年度末までに待機児童※解消をするとともに、2022（令和4）年度末までの5年間で25～44歳の女性の就労率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備目標
2017（平成29年） 12月	●「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童※対策の前倒しや3～5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの費用を無償化する方針を打ち出す
2018（平成30年） 9月	●「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童※の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進などを盛り込んだ今後5年間の計画を策定
2019（令和元年） 10月	●子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担額を無償化

(2) 市の取組

本市では、子どもと子育て家庭に対する切れ目のない支援を行うため、第1期計画期間中に新たに、結婚から妊娠・出産・子育て期のライフスタイルに応じた経済的負担の軽減や子育て支援の充実に取り組んできました。主な取組は次のとおりです。



3 計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に定める市町村計画

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体として作成します。

(3) 母子保健計画

母子保健法及び国民運動『健やか親子 21 (第 2 次)』に基づく母子保健計画を一体として作成します。

(4) ひとり親家庭等自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づく、『ひとり親家庭等自立促進計画』を一体として作成します。

(5) 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭などの「小 1 の壁^{*}」・「待機児童^{*}」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携して実施できるようにするための計画とします。

(6) 子どもの貧困対策計画

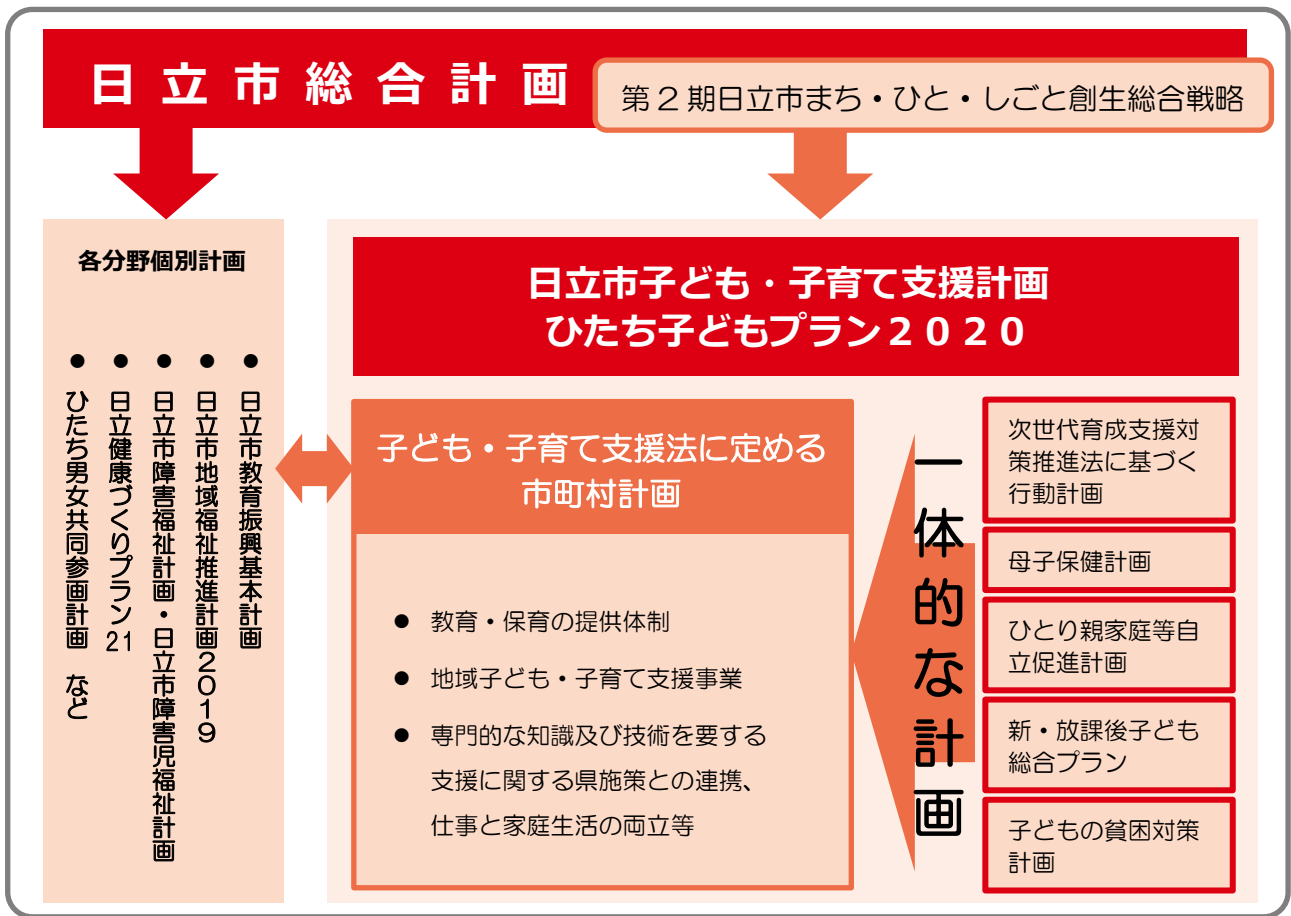
子どもの貧困対策推進法第 4 条に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の状況を踏まえ、子どもの貧困対策を推進する計画とします。

(7) 日上市総合計画及び日上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた計画

市政運営の基本方針となる日上市総合計画『生活未来都市・ひたち～ 知恵と自然が響き合い、くらしを明日につなぐまち ～』を上位計画として、人口減少対策を含めた地域の活性化を目的とした第 2 期日上市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、子どもと子育てに関する施策を総合的に推進します。

(8) 各分野別計画との整合性の確保

『日上市教育振興基本計画』、『日上市地域福祉推進計画 2019』、『日上市障害福祉計画・日上市障害児福祉計画』、『ひたち健康づくりプラン 21』、『ひたち男女共同参画計画』など、関連する計画との整合性を確保します。



4 計画期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や関係法の改正などがあった場合には、必要に応じて計画の内容を見直します。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定	計画期間				

5 計画の策定と推進

(1) 計画の策定

ア 日立市子ども・子育て会議による審議

平成 25 年 6 月に子ども・子育て支援法第 77 条に基づく市の附属機関として、日立市子ども・子育て会議を設置し、計画の策定及び幼児施設の利用定員の設定などに係る審議を行いました。

イ 庁内体制の整備

子ども・子育て支援計画は、子どもと子育て支援に関する福祉や保健、教育など幅広い分野が対象となり、担当部局との情報交換や調整が不可欠となることから、計画策定を総合的に進め、庁内の合意を形成するための庁内会議（平成 30 年度に、担当係長を中心とした日立市子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ、平成 31 年度には、部課長を委員とした日立市子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議）を設置し、保健福祉部子ども局子育て支援課が事務局となって、担当部局が相互に連携して計画策定を進めました。

ウ 利用状況、利用希望、市民の意見の反映

計画の策定に当たっては、小学校就学前の子ども及び小中学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量を推計するため、平成 30 年 11 月 28 日から 12 月 14 日までの期間に、子育て支援などに関するニーズ調査を以下のとおり実施しました。

■日立市子育て支援等に関するニーズ調査の概要

対象者	抽出方法	配布・回収	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童（0歳～5歳）の保護者	地域・年齢ごとの無作為抽出	郵送で実施	2,996	1,304	1,304	43.5%
市内の公立小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の保護者	小学1～6年生、中学1～3年生のクラスを任意に抽出	学校を通じて実施	2,022	1,852	1,835	90.8%
市内の児童クラブに登録している児童の保護者	各クラブの1～4年生を任意に抽出	児童クラブを通じて実施	392	334	329	83.9%
一般市民	20～50歳の市民を地域・年齢ごとに無作為抽出	郵送で実施	996	289	288	28.9%

※ 対象者の年齢は、平成 30 年 4 月 1 日現在

※ 有効回収数＝回収数－白紙回答数

なお、調査結果の詳細は、平成 31 年 3 月に「子育て支援等に関するニーズ調査 - 報告書 - 」として、市ホームページに掲載しています。

また、日立市子ども・子育て事業者懇談会などにより、事業者などとの連携を図るとともに、計画案に関するパブリックコメント※を実施し、広く市民の意見を把握しました。

■第2期日立市子ども・子育て支援計画（素案）に対する意見の募集（パブリックコメント）結果パブリックコメントの実施結果

種別	回収ボックス	電子メール	FAX	郵送	合計
件数（人数）	52件（14人）	4件（2人）	—	—	56件（16人）

（2）計画の広報・周知

市民や事業者、関係団体などが計画の理念を共有し、地域全体で子育て支援に取り組むために、計画内容の広報・周知に努めます。

（3）計画の推進

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、庁内における推進体制の更なる整備・充実を図るとともに、日立市子ども・子育て会議において、毎年度、施策の実施状況などについて点検・評価し、必要に応じた改善を通じて計画を推進します。

また、計画の推進状況について、市のホームページなどを活用して、公表します。



子ども・子育て会議

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1 本市の人口推移等

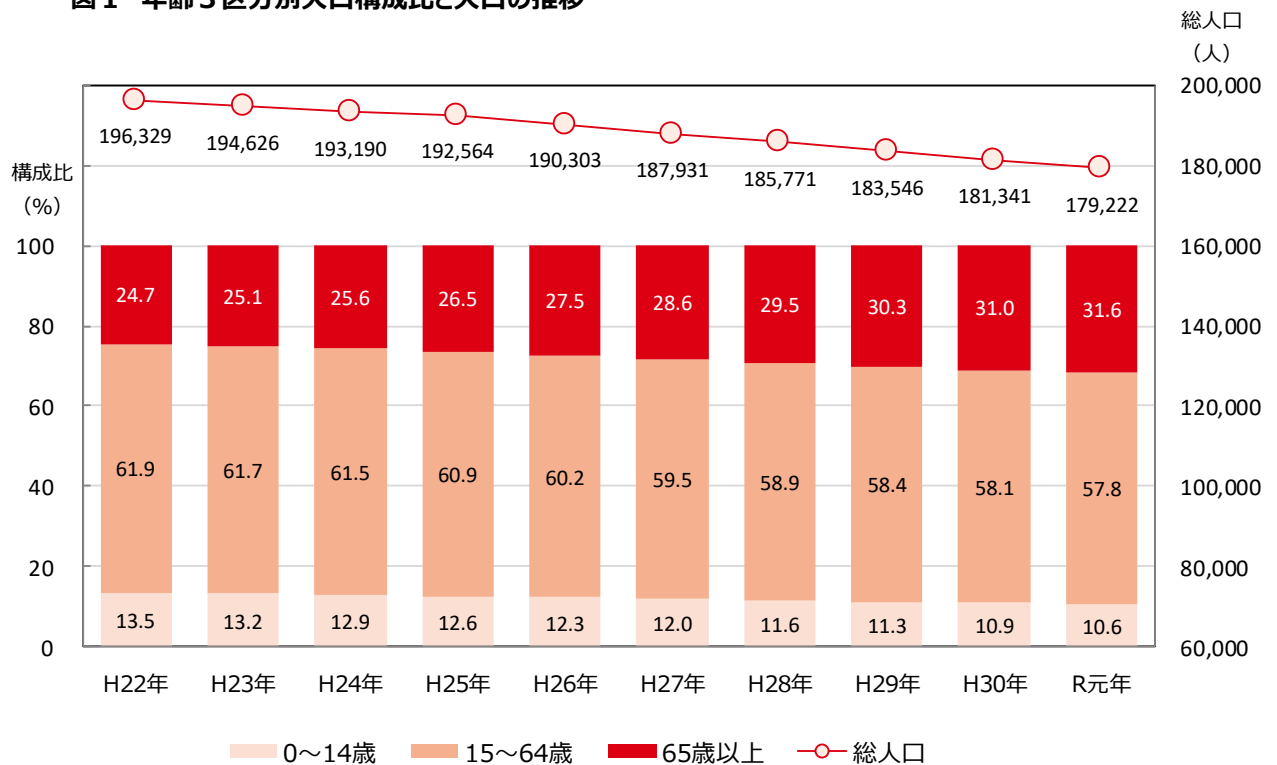
(1) 人口の推移

ア 人口と人口構造

本市の人口は、ゆるやかな減少が続いています。令和元年には 179,222 人となり、平成 22 年から 17,000 人余り減少しました。

年齢区分別に人口構成比を見ると、平成 29 年に 30%を超えた 65 歳以上の老年人口の割合（高齢化率）はその後も増加し、15～64 歳の生産年齢人口と 0～14 歳の年少人口が減少を続ける少子高齢化が進んでいます。

図1 年齢3区分別人口構成比と人口の推移

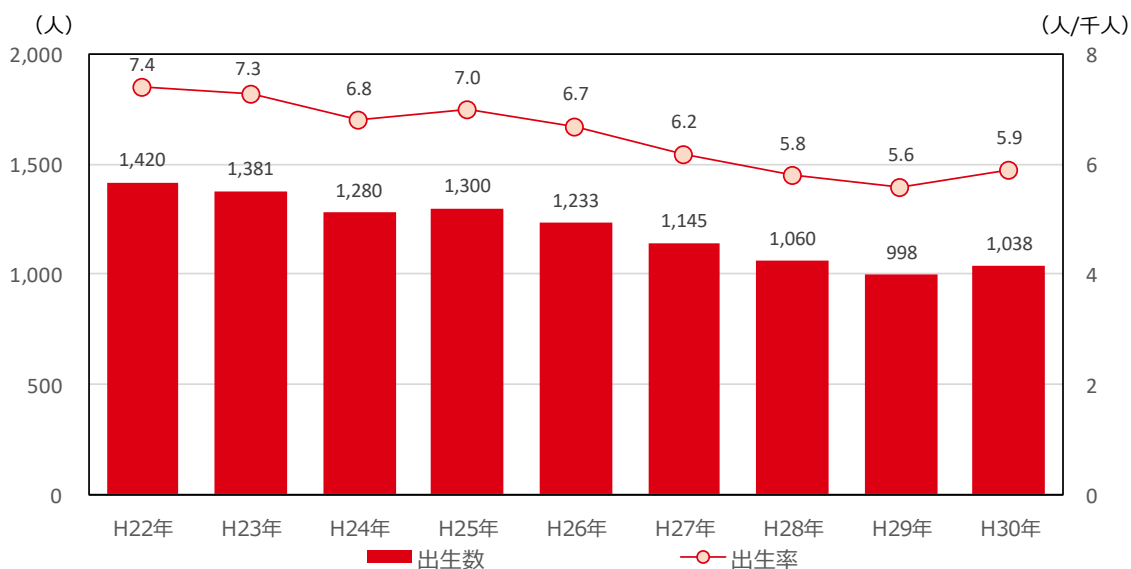


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

イ 出生数・出生率

本市の出生数は、おおむね減少傾向にあり、平成 29 年の出生数は 998 人、出生率は 5.6 となっています。(出生率の平成 29 年全国値は 7.6、茨城県は 7.2)

図 2 出生数と出生率

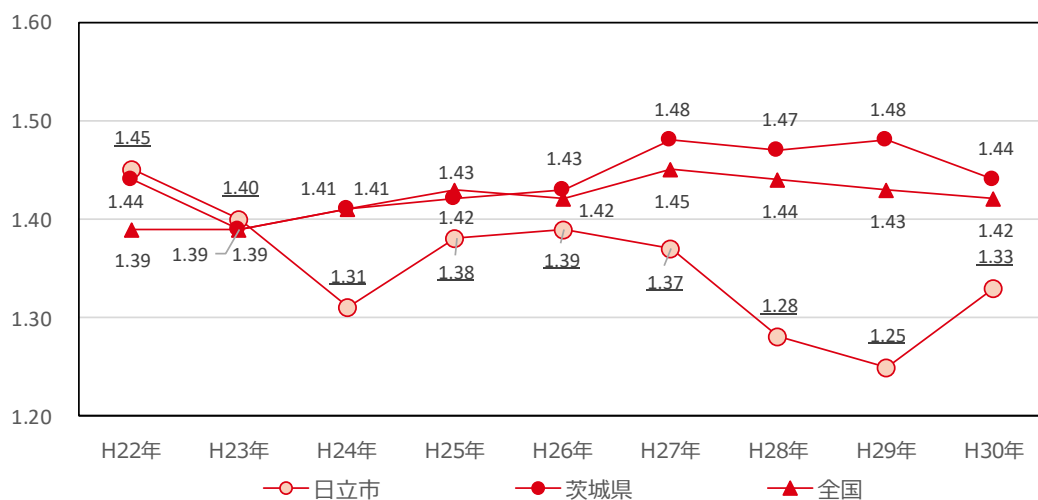


資料：茨城県人口動態調査

ウ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、おおむね全国値、茨城県値を上回っていましたが、徐々に減少して、平成 24 年からは全国値、茨城県値を下回って推移しています。

図 3 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

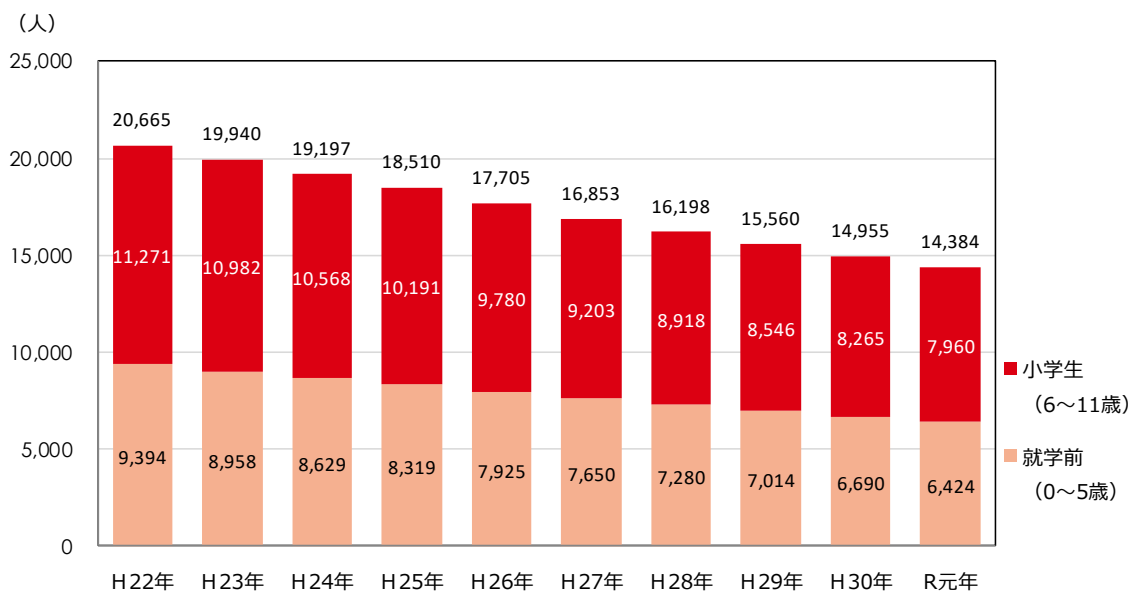
※ 合計特殊出生率とは、その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数に相当します。

エ 子どもの人口

本市における子どもの人口は、年々減少しています。

令和元年の就学前児童人口は6,424人、小学生児童人口は7,960人で、平成22年と比較して、就学前児童は2,970人、小学生は3,311人それぞれ減少しています。

図4 子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

オ 人口推計

令和2年から6年の子どもの人口を、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法※などを用いて推計し、教育・保育の必要量などの算出の基礎としました。

図5 令和2年から6年の推計児童人口

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳合計
推計人口	令和2年	957	980	969	1,036	1,083	1,167	6,192
	令和3年	933	957	980	969	1,036	1,083	5,958
	令和4年	910	933	957	980	969	1,036	5,785
	令和5年	886	910	933	957	980	969	5,635
	令和6年	863	886	910	933	957	980	5,529

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6~11歳合計
推計人口	令和2年	1,189	1,212	1,268	1,272	1,394	1,331	7,666
	令和3年	1,167	1,189	1,212	1,268	1,272	1,394	7,502
	令和4年	1,083	1,167	1,189	1,212	1,268	1,272	7,191
	令和5年	1,036	1,083	1,167	1,189	1,212	1,268	6,955
	令和6年	969	1,036	1,083	1,167	1,189	1,212	6,656

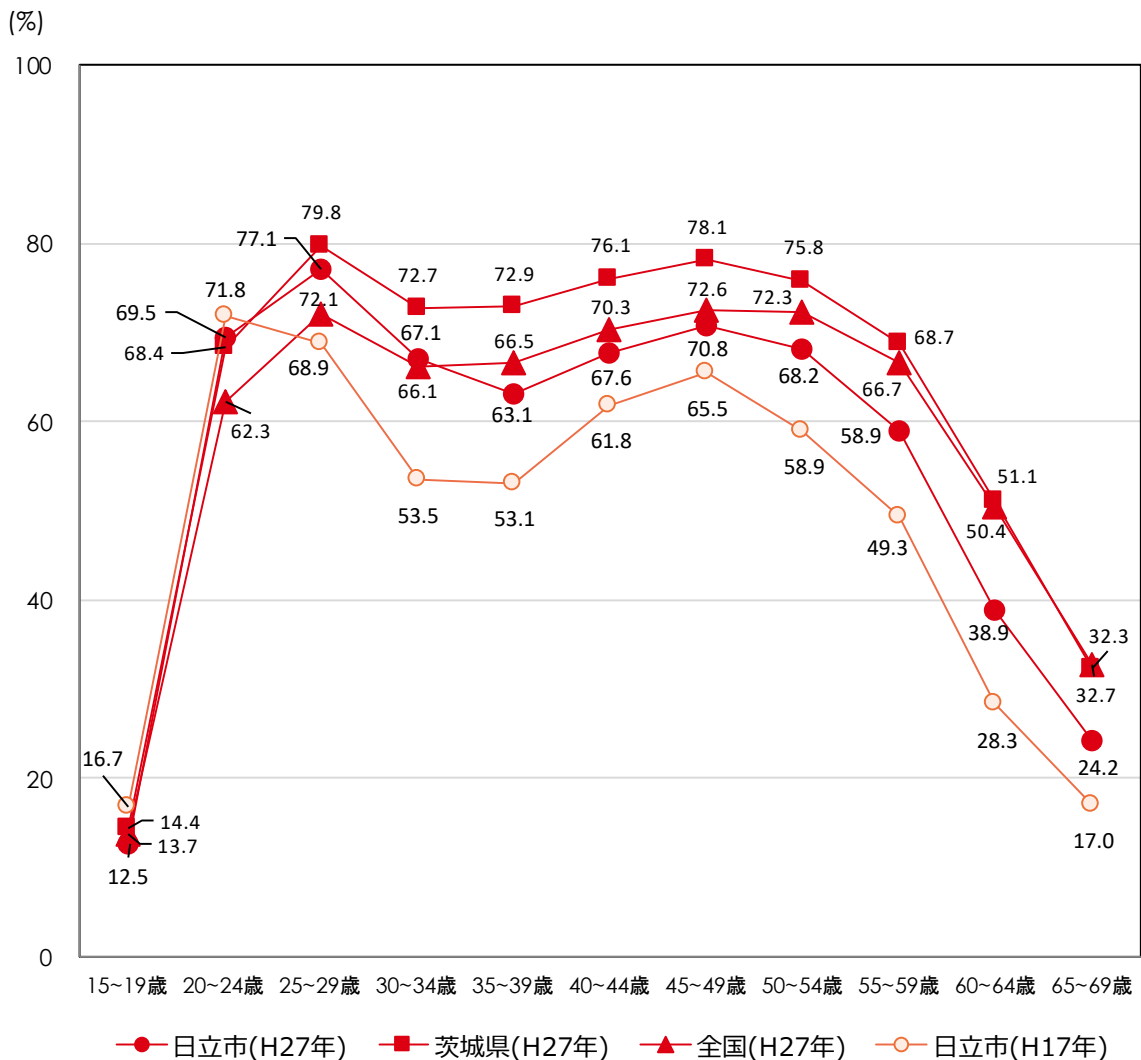
(2) 働く女性の状況

ア 女性の労働力率

平成27年の女性の年齢階級別労働力率（就業者及び完全失業者の割合）は、30代を底としたM字型曲線を描いており、「中断再就職型」のライフスタイルをとる女性が多いことを示しています。本市の女性は、茨城県・全国よりもM字の底が深く、その後の年代でも、県や全国を下回っているのは、子育て期に就業を中断する女性が多く、再就職する割合も低いことを示しています。

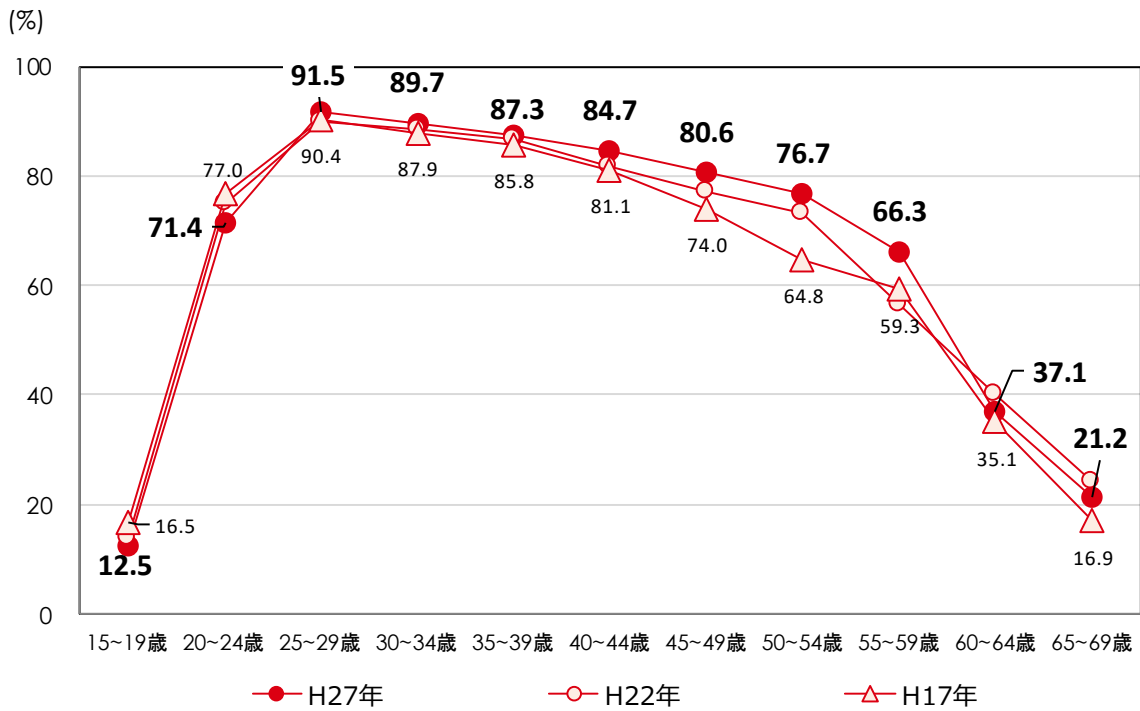
ただし、本市の平成17年と比較すると、25歳以上の女性の労働力率は上昇しています。この上昇は、専ら既婚女性の労働力率の上昇によるものです。（図8）

図6 年齢階級別 女性の労働力率



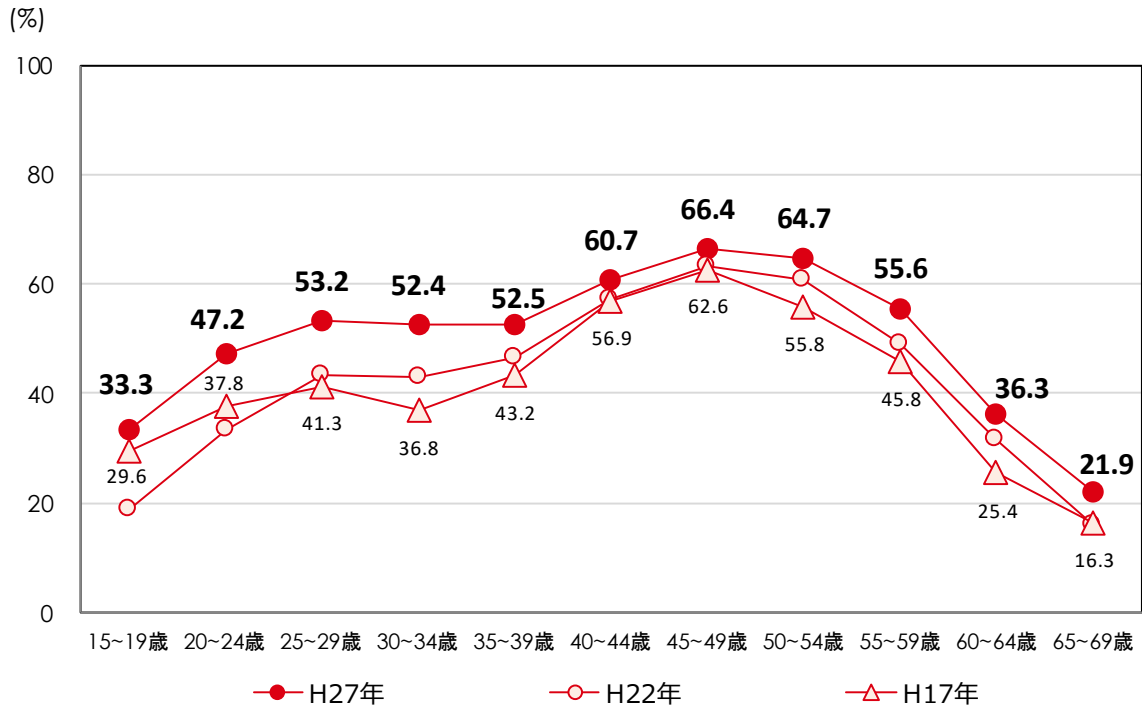
資料：国勢調査

図7 年齢階級別 未婚女性の労働力率



資料：国勢調査

図8 年齢階級別 既婚女性の労働力率



資料：国勢調査

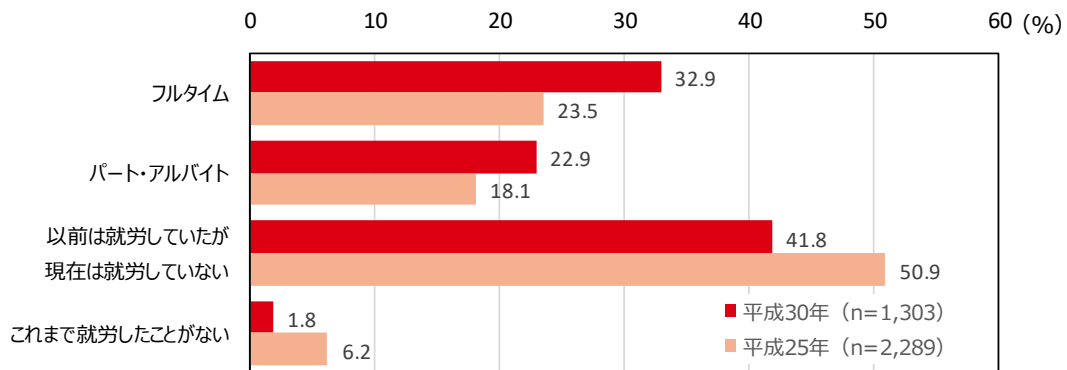
イ 母親の就労

平成30年日立市子育て支援等に関するニーズ調査結果では、小学校就学前の子どもの母親の就労は5年前の調査と比べて増えており、特にフルタイムでの就労が大きく増加しています。以前は就労していたが現在は就労していない母親が減っていることから、出産後も就労を続ける女性が増えてきていることが分かります。

小学生の母親についても、5年前の調査と比べて就労が増加しています。特にパート・アルバイトでの就労は、前回よりも8.4ポイント増加しています。

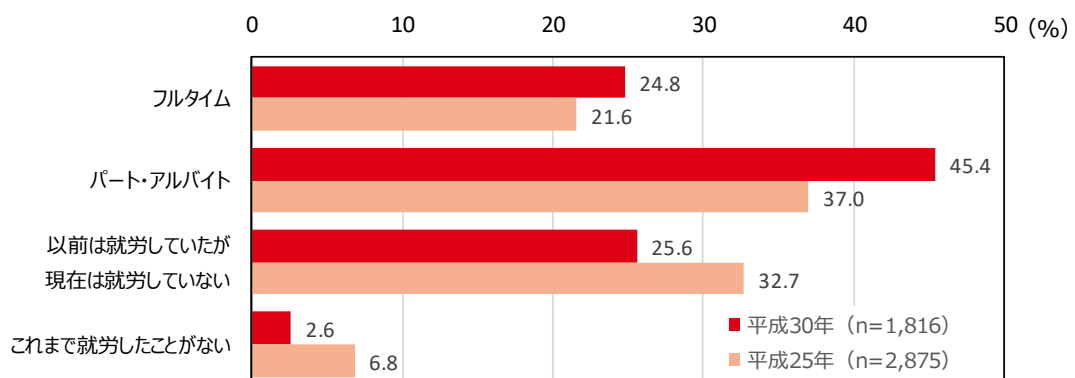
また、パート・アルバイトで就労している小学校就学前の子どもの母親の就労変更の希望については、「パート・アルバイトを続けたい」が9.3ポイント減少する一方で、「フルタイムへ変わりたい」が9.5ポイント増加しており、母親のフルタイムへの転換希望が大きくなっていることが分かります。

図9 小学校就学前の子どもの母親の就労状況



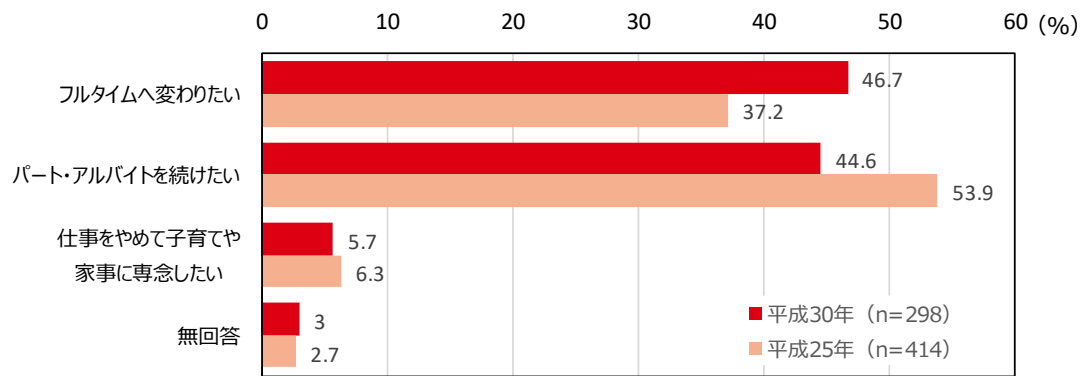
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図10 小学生の母親の就労状況

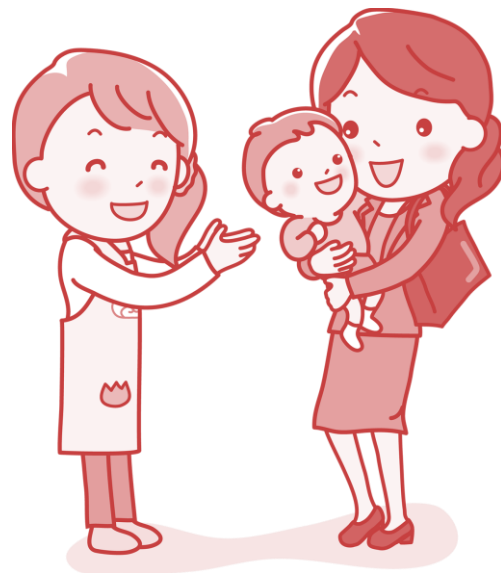


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図 11 パートタイム・アルバイトで就労している小学校就学前の子どもの母親の就労変更希望



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査



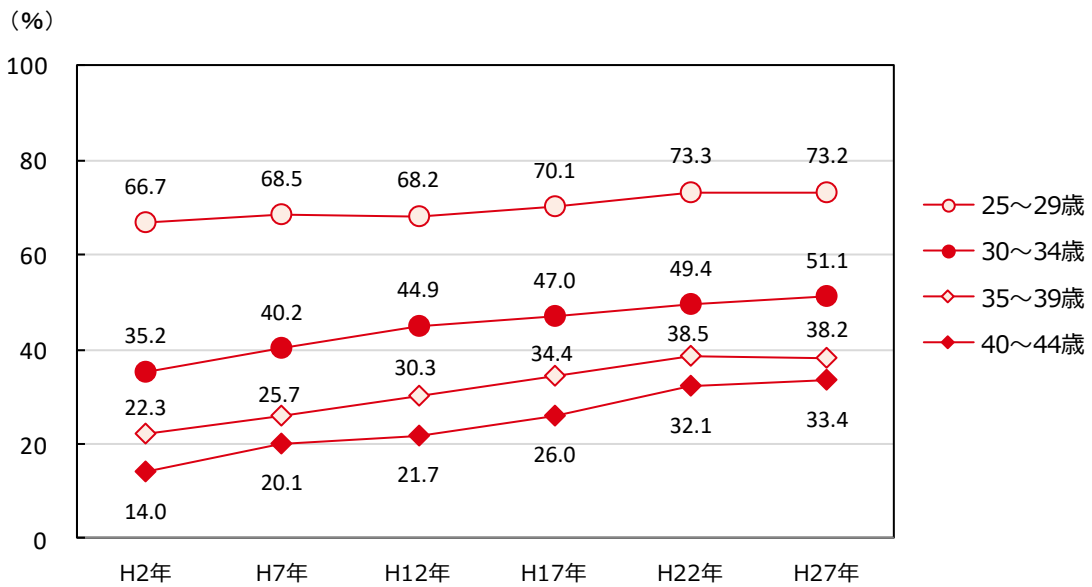
(3) 未婚化・晩婚化の状況

全国的に未婚化・晩婚化が進む中で、本市においても未婚率が年々上昇しています。

本市の30歳から34歳までの未婚率は、平成2年には男性35.2%、女性11.0%でしたが、平成27年には男性51.1%、女性33.0%と大幅に上昇しており、他の年代でも同様の傾向にあります。

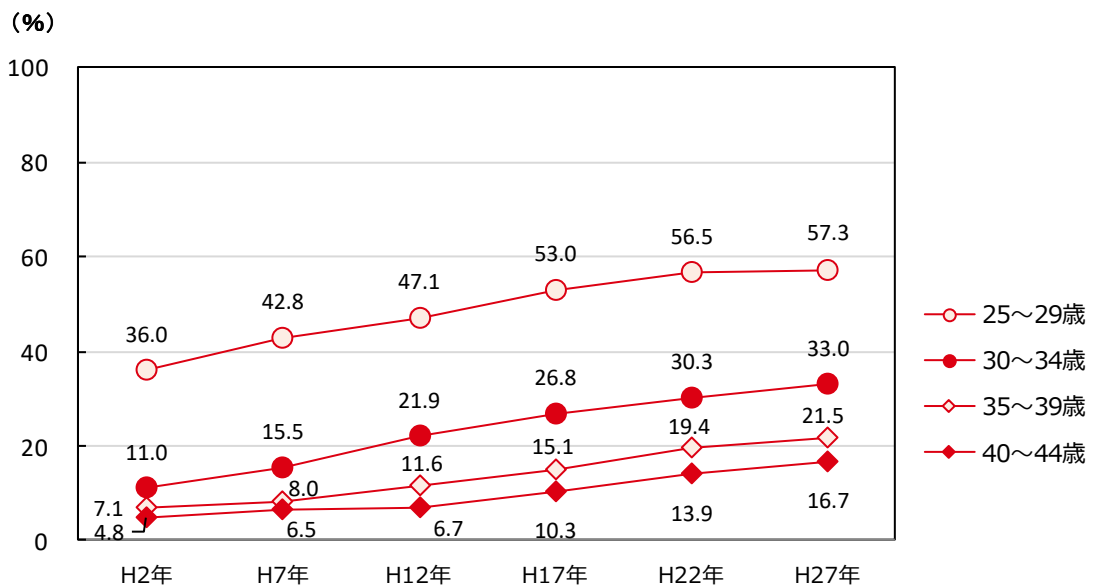
「人口動態統計」によると、日本では平成19年に生まれた子どもの98%は法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子でした。このようなことから、未婚化の進行は出生数の減少に直接的な影響を及ぼすものと考えられています。

図12 男性の未婚率



資料：国勢調査

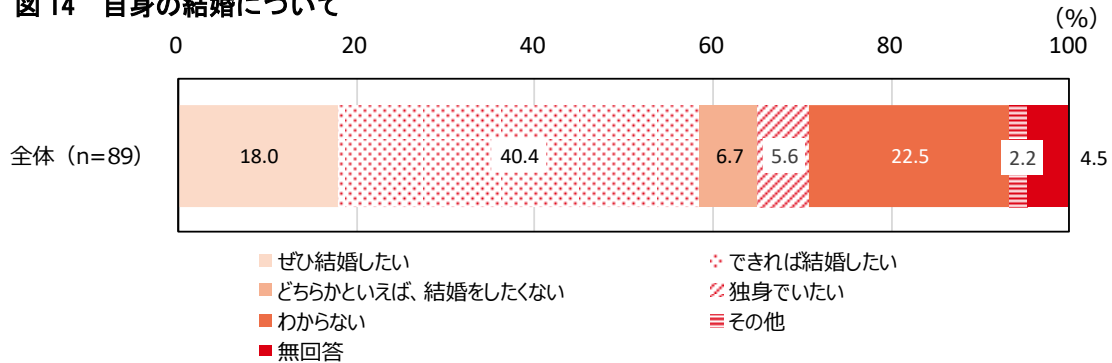
図13 女性の未婚率



資料：国勢調査

また、市が行ったニーズ調査結果から、現在独身の方の結婚についての考えでは、「独身でいたい」が5.6%、その一方で、「ぜひ結婚したい」が18.0%、「できれば結婚したい」が40.4%と、結婚を希望する方がほぼ6割に達しています。

図14 自身の結婚について



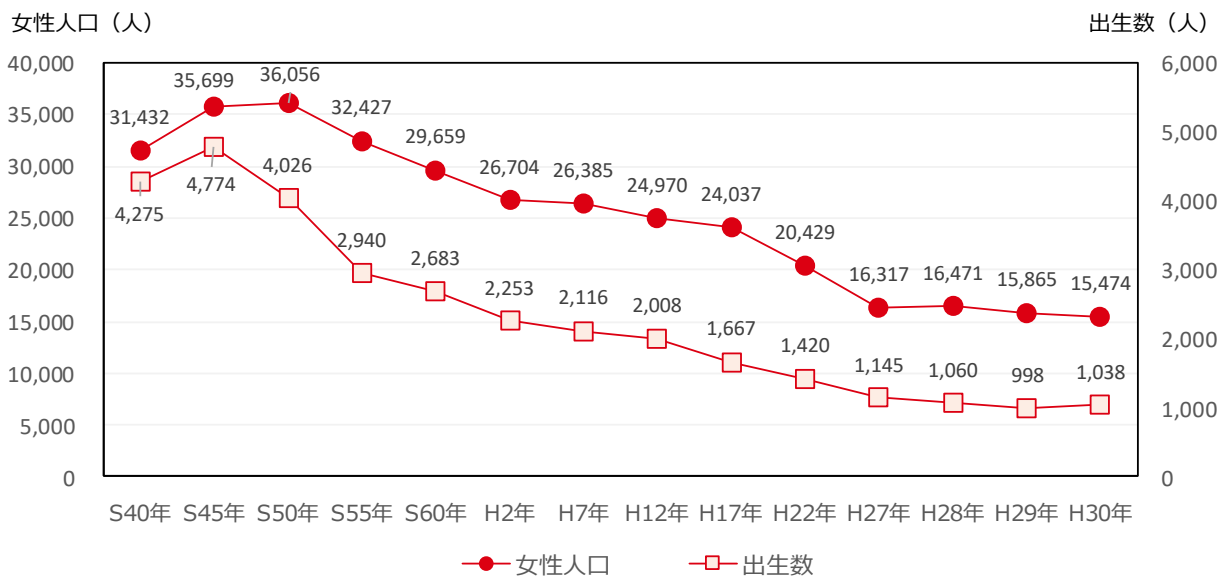
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 女性人口の減少

本市における20歳から39歳までの女性人口は、第1次ベビーブームの世代がこの年代に差し掛かった昭和50年までは増加が見られたものの、その後は減少しています。

女性人口と出生数のカーブが同様の動きを示していることから、子どもを生む世代の女性人口の減少が出生数の減少にもつながっているものと考えられます。

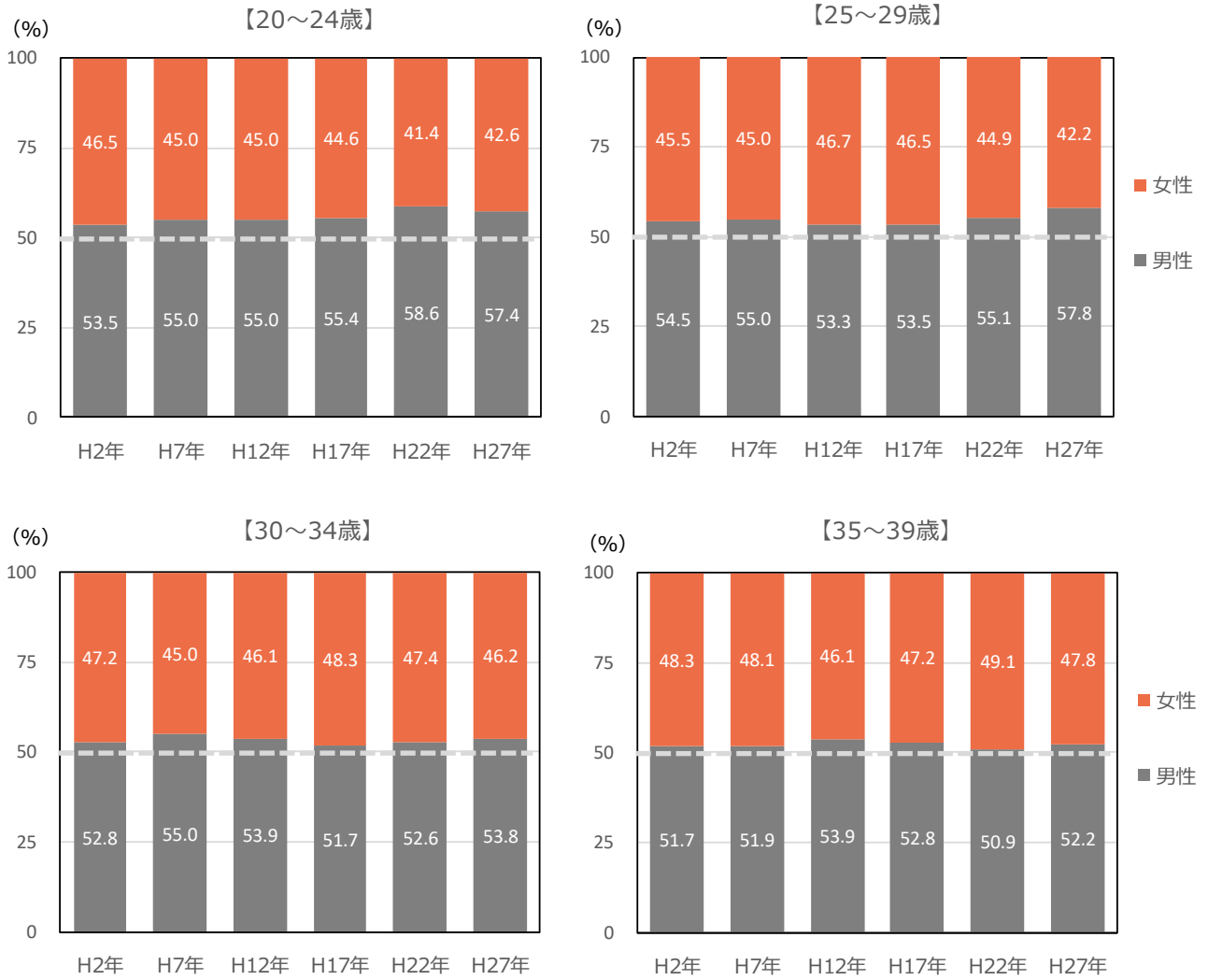
図15 日立市の20～39歳の女性人口と出生数の推移



資料：女性人口のS40～H27は国勢調査、H28～H30は住民基本台帳（各年10月1日）、出生数は常住人口調査

また、20～24歳と25～29歳では女性人口に比べて男性人口が多く、男女間のアンバランスがあります。

図16 日立市の年齢層別の男女人口比



資料：国勢調査

2 子育ての実態・課題について

(1) 小学校就学前の子どもの教育・保育

ア 教育・保育施設の利用状況

(ア) 保育園

保育園は、18園（公立10園、私立8園）あります。園児数は増加傾向にあり、平成27年度は1,245人でしたが、令和元年度は1,434人となっています。

※ 保育園とは、国が定めた設置基準を満たして県知事に認可された認可保育所のことで、日上市では保育園と呼んでいます。公立・私立とも市が入所の調整を行い、運営のための経費は、保育料の他、国、県、市の公費負担で賄われます。

(イ) 幼稚園

幼稚園は、22園（公立13園（うち2園休園）、私立9園）あります。園児数は減少傾向にあり、平成27年度は1,423人でしたが、令和元年度は923人となっています。

※ 幼稚園とは、満3歳から小学校就学前の子どもの心身の発達のため幼児教育を行う学校です。（本市の私立幼稚園は3、4、5歳児、公立幼稚園は4、5歳児が対象です。）

(ウ) 認定こども園

平成18年度に茨城県最初の認定こども園（私立）が本市において誕生し、平成22年度に更に1園（私立）が認定こども園になりました。また、平成26年度には公立の認定こども園が誕生しました。

令和元年度は、幼保連携型認定こども園が12園（公立1園、私立11園）、幼稚園型認定こども園が1園（私立）あります。園児数は、平成27年度は1,454人（保育認定627人、教育認定827人）でしたが、令和元年度は、1,759人（保育認定931人、教育認定828人）となっています。

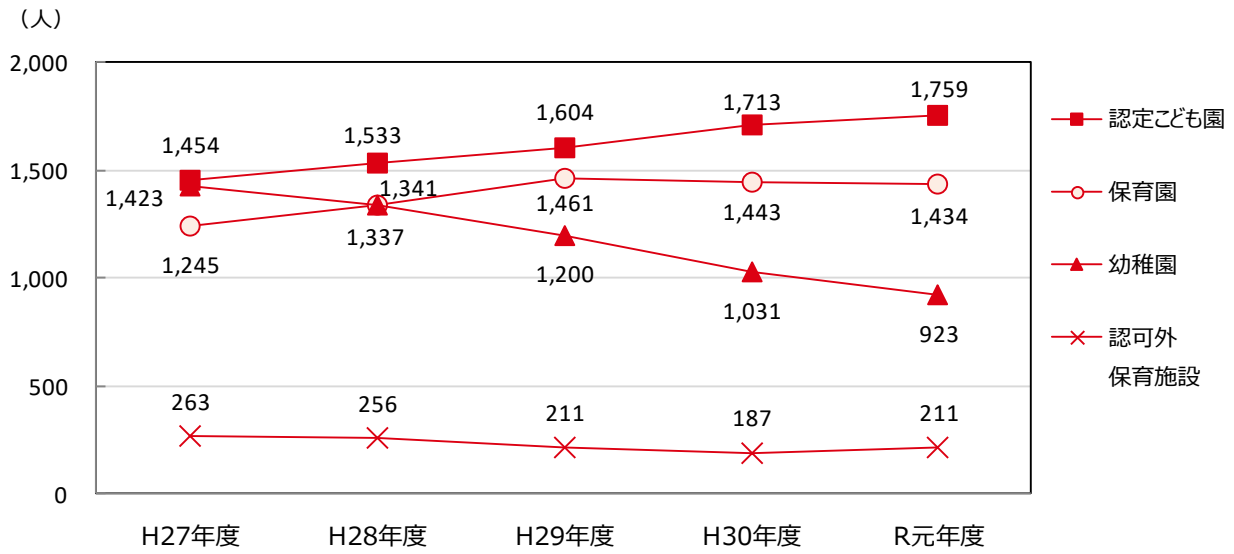
※ 認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設です。0から2歳児までについては保育園と同じ体制で保育を行います。3から5歳児までについては保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育を行うとともに、長時間利用が必要な子どもには、保育園と同じ体制で保育を行います。（園によって受け入れ可能な年齢が異なります。）

(エ) 認可外保育施設

認可外保育施設は、本市では事業所内保育施設と、その他の認可外保育施設があり、事業所内保育施設は9施設、その他の認可外保育施設は4施設あります。利用者数は、平成27年度は263人でしたが、令和元年度は211人となっており、認可保育所への移行などにより減少する傾向にあります。

※ 認可外保育施設とは、認可を受けずに子どもを預かる施設です。対象者や開園時間など、柔軟な運営が可能です。事業所内保育施設を含め、保育の供給量の不足や保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応し、保育需要の担い手のひとつとなっています。

図 17 教育・保育施設利用者数の推移



資料：子ども施設課（各年度 4月 1日）

イ 教育認定・保育認定の利用者数の推移

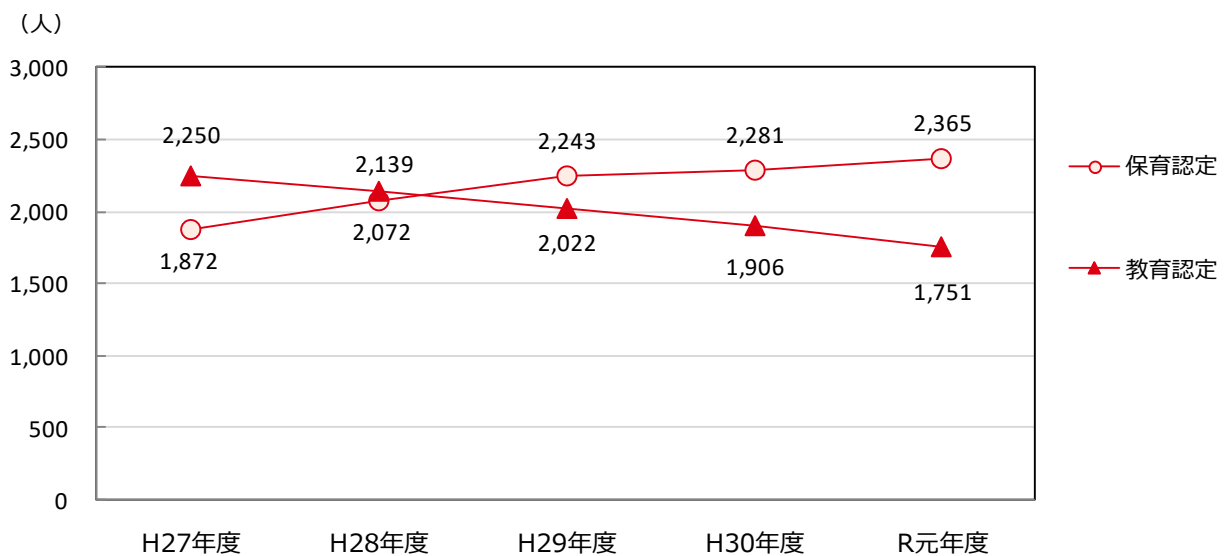
子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設等を利用するには、年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

このため、幼稚園については、教育認定（1号認定）を受け、保育園については、保育認定（2、3号認定）を受けて利用しています。

認定こども園は、教育と保育の両方を提供しているため、教育認定を受けている子どもと、保育認定を受けている子どもがいます。

教育認定と保育認定の利用者数を比較すると、保育需要が伸びていることがうかがえます。

図 18 認定区分別の利用者数の推移



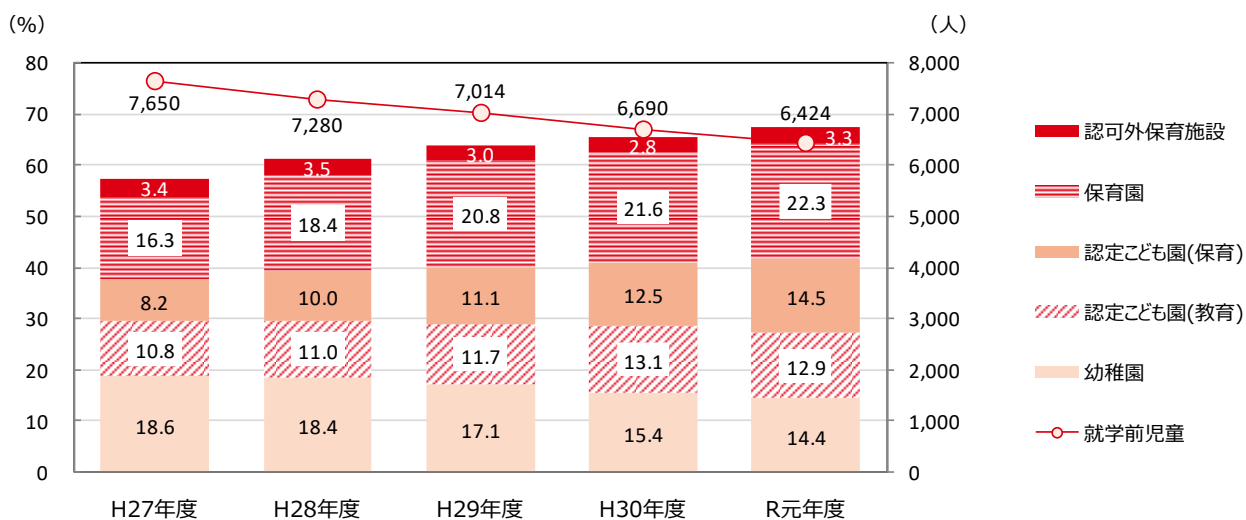
資料：子ども施設課（各年度 4月 1日）

ウ 教育・保育施設の利用割合

小学校就学前の子どもの数に対する教育・保育施設の利用割合を見ると、保育園と認定こども園（保育）は、平成27年度から令和元年度の間、利用率が合わせて12.3ポイント増えていることから、保育需要の高まりがうかがえます。

一方、幼稚園と認定こども園（教育）は、合わせて2.1ポイント減と緩やかに推移しており、園児数の減少は、子どもの人口減少が主な原因となっていることがわかります。

図19 小学校就学前の子どもの数に対する教育・保育施設の利用割合の推移

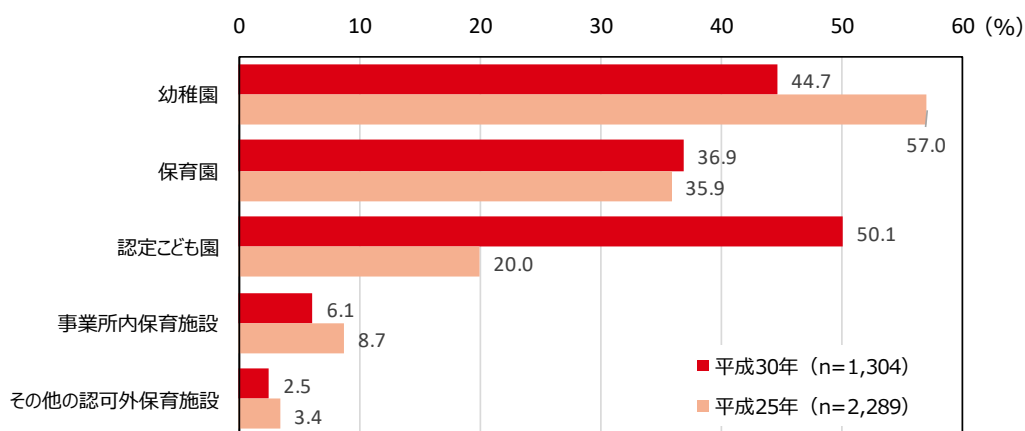


資料：子ども施設課（各年度4月1日）

エ 教育・保育施設別の利用希望

ニーズ調査によると、未就学児が「利用したい教育・保育施設」では、認定こども園、幼稚園と保育園の利用希望が多く、特に認定こども園は5年前と比較して2.5倍となっています。

図20 教育・保育事業の利用希望（複数回答）



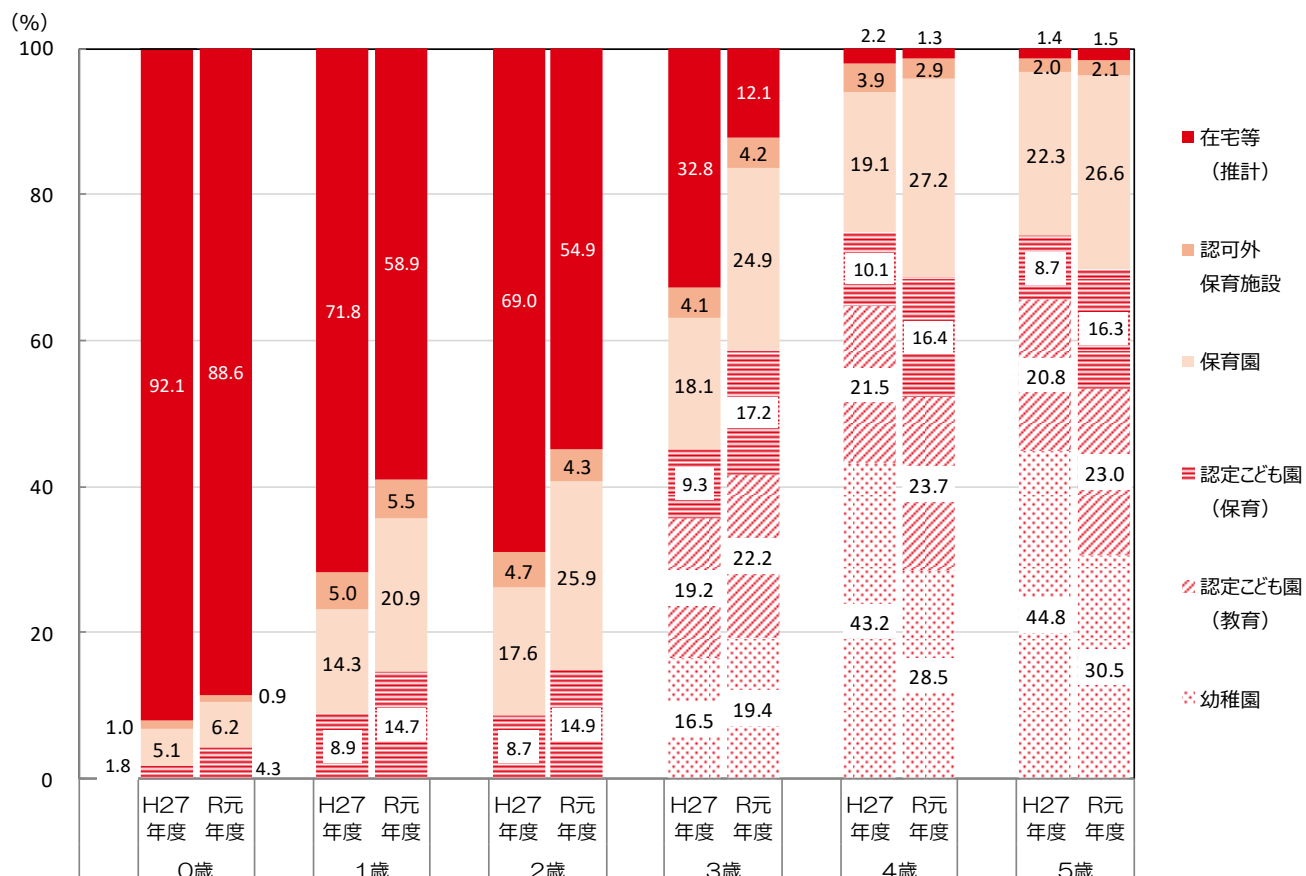
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

オ 年齢別の教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設を利用している子どもの割合は、年齢により異なりますが、3歳を境に、教育・保育施設を利用する子どもが大きく増え、4歳、5歳ではほとんどの児童が何らかの施設を利用しています。

年度別の比較では、3歳以下で施設を利用する子どもが増えてきており、特に3歳は平成27年度に比べ20.7ポイント伸びています。

図 21 年齢別 教育・保育施設の利用状況



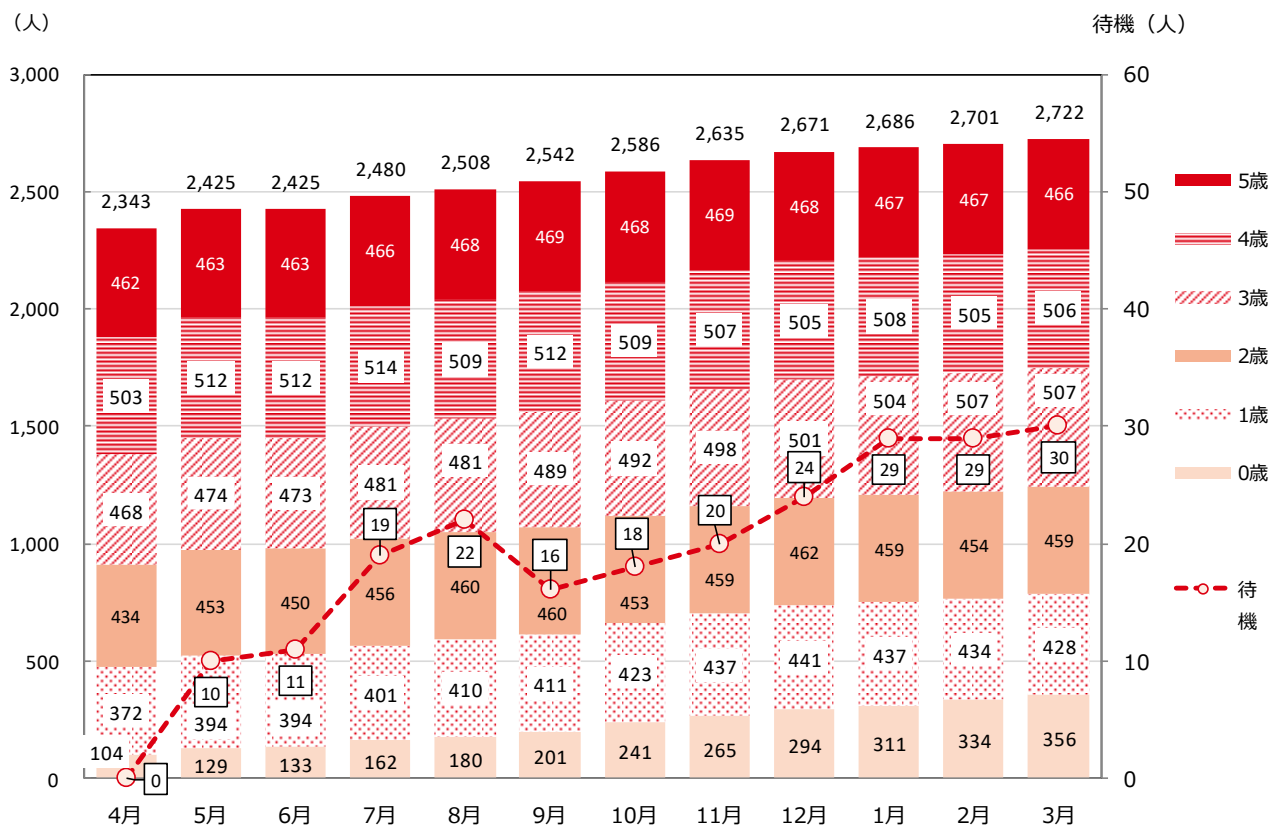
資料：子ども施設課（各年度4月1日）

カ 保育園・認定こども園（保育）利用希望者数の年間推移

保育園・認定こども園（保育）への利用希望者数については、4歳児から5歳児までは年間を通してあまり変化しませんが、0歳児は、産後休暇や育児休業明けの入園希望を反映し、年度の途中から利用希望者数が増えています。

クラスが進級して受入人数を確保できる4月時点での待機児童※は発生していません。年度の途中から待機が発生する傾向にあります。

図 22 平成 30 年度中の保育園・認定こども園（保育）利用希望者数と待機人数の推移



※ 0歳児は、その年度の4月1日現在0歳である子どもです。

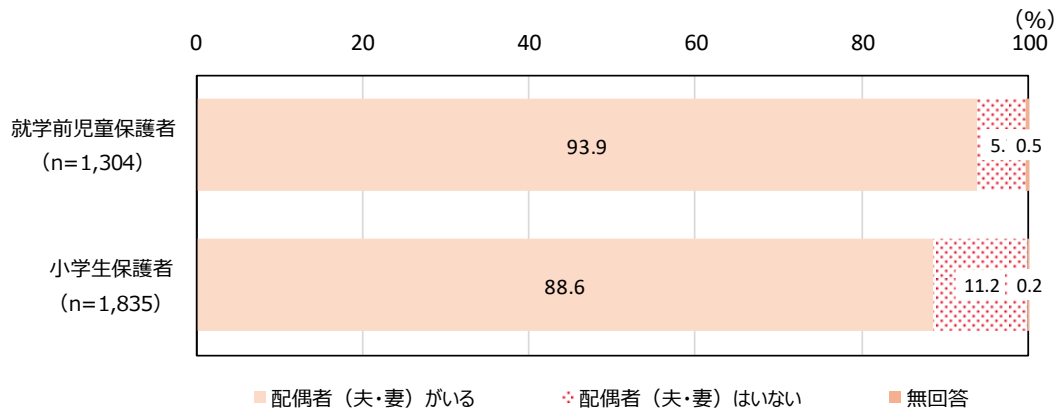
資料：子ども施設課

(2) 保護者の状況

ア 子育ての協力者

ニーズ調査による未就学児の家族形態では、「配偶者（父・母）がいる」が93.9%、「配偶者（父・母）はいない」が5.7%となっています。小学生では、「配偶者（父・母）がいる」が88.6%、「配偶者（父・母）はいない」が11.2%となっています。

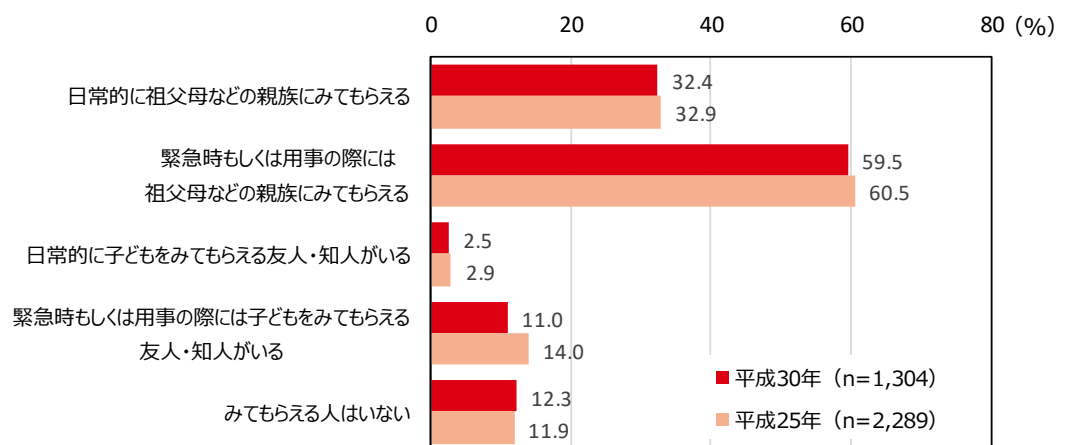
図23 子どもの家族形態（小学校就学前、小学生） 複数回答



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

また、未就学児の家庭で、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関する設問では、回答者の約9割が「日常的」あるいは「緊急時もしくは用事の際には」みてもらえる親族や友人・知人がいると答えています。前回とほぼ同様、子どもを「みてもらえる人はいない」と答えた人が10%以上おり、特にこれらの家庭に対し、支援策を充実させることが必要と言えます。

図24 日頃、子どもをみてもらえる親戚・知人の有無（小学校就学前 複数回答）

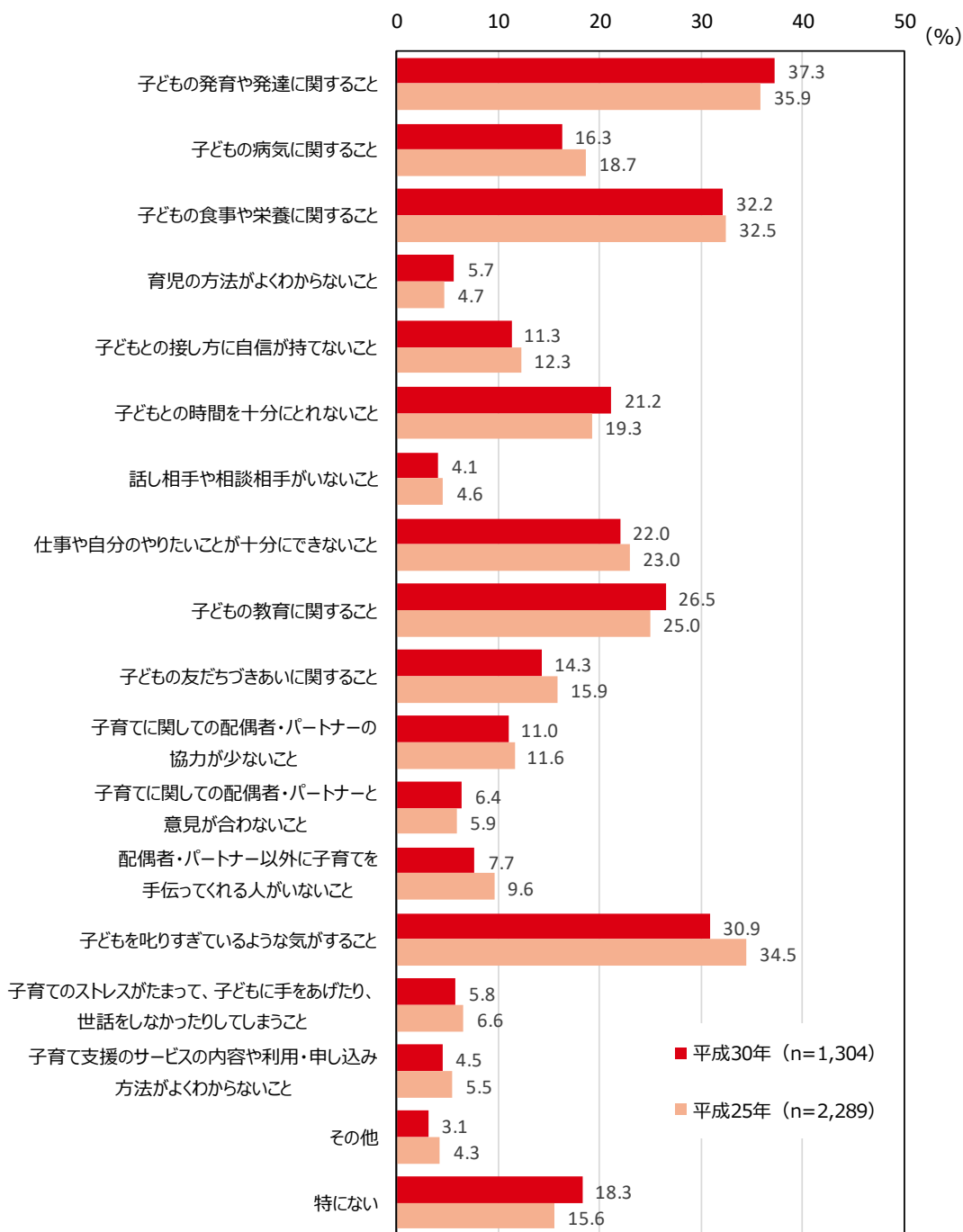


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

イ 子育ての悩み

小学校就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果では、子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、5年前の調査と同様、「子どもの発育や発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの食事や栄養に関すること」などの回答が多くなっており、悩みが広範囲にわたっていることから、子育ての様々な悩みを広く受け止め、切れ目なく支援していくことが必要と言えます。

図 25 子育てに関して日常悩んでいること、又は気になること（小学校就学前 複数回答）



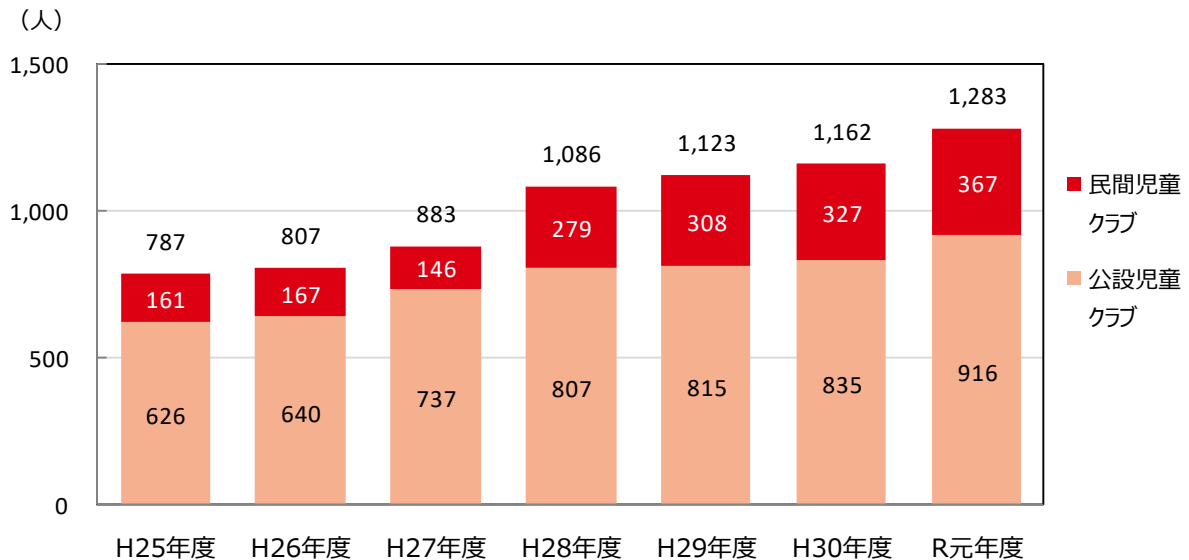
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(3) 小学生の放課後の状況（特別支援学校を含む。）

ア 放課後児童クラブ入会者数

放課後児童クラブは、令和元年5月現在、公設児童クラブが24クラブ、民間児童クラブが10クラブあり、合計1,283人が入会しています。令和元年度から公設児童クラブの対象学年及び利用時間の拡充を行ったため、利用希望者が増え待機児童*が発生しています。

図26 放課後児童クラブ利用の推移



資料：子育て支援課

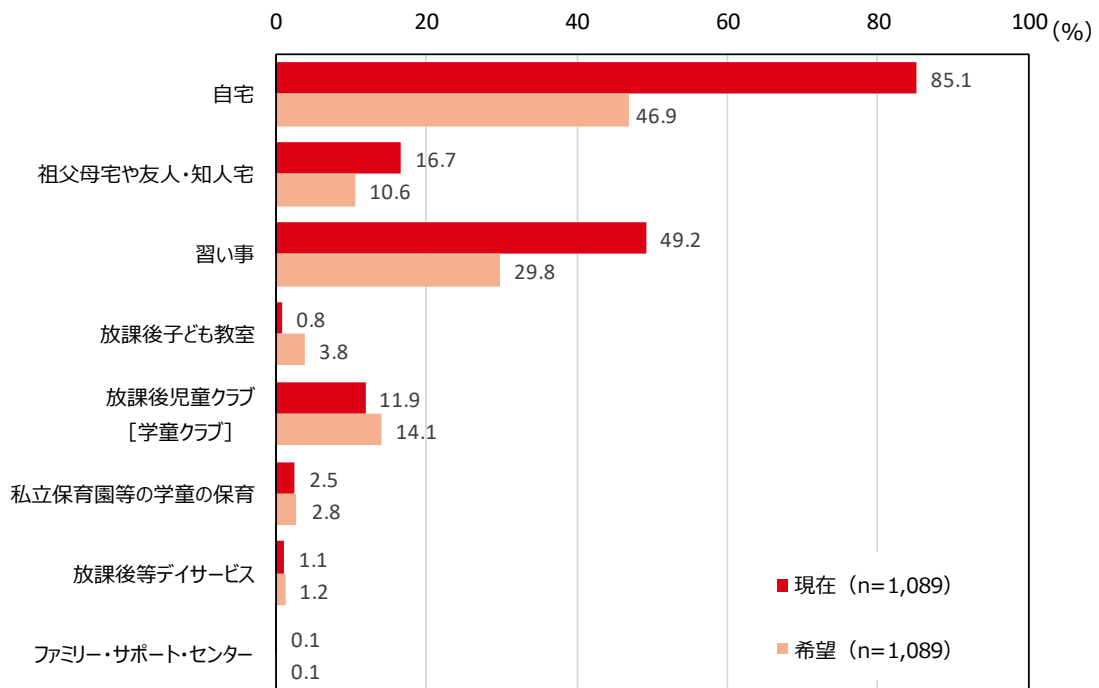
イ 小学生の放課後の過ごし方

小学校の子どもへの保護者に対するニーズ調査の結果では、放課後の過ごし方として、低学年、高学年ともに、「自宅」、「習い事」が多くなっています。放課後児童クラブを利用しているのは11.9%となっていますが、利用希望者を見ると、低学年では14.1%、高学年では9.3%で、低学年での利用希望が高いことがわかります。

また、放課後の過ごし方についての満足度では、「とても満足している」は20.3%、「まあまあ満足している」は65.3%、「あまり満足していない」は11.1%と、「満足」の割合が高くなっています。週休日や長期休暇期間中の過ごし方についても、「とても満足している」は16.5%、「まあまあ満足している」は65.4%、「あまり満足していない」は14.6%と、「満足」の割合が高くなっています。

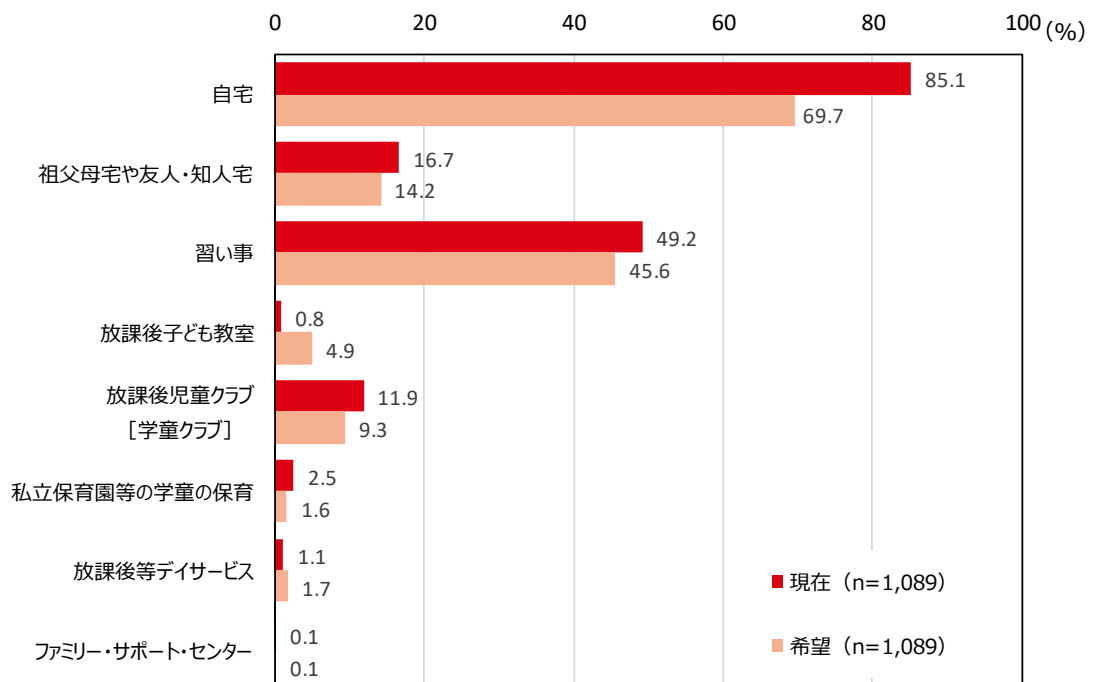
更に、放課後の過ごし方について今後望むことでは、「楽しく安全に遊ぶ」が84.9%で最も多く、次いで「自主学習に取り組める」が57.8%、「子どものやりたいことが自由にできる」が46.4%などとなっています。

図 27 現在の小学校での放課後の過ごし方と低学年での放課後の過ごし方の希望（複数回答）



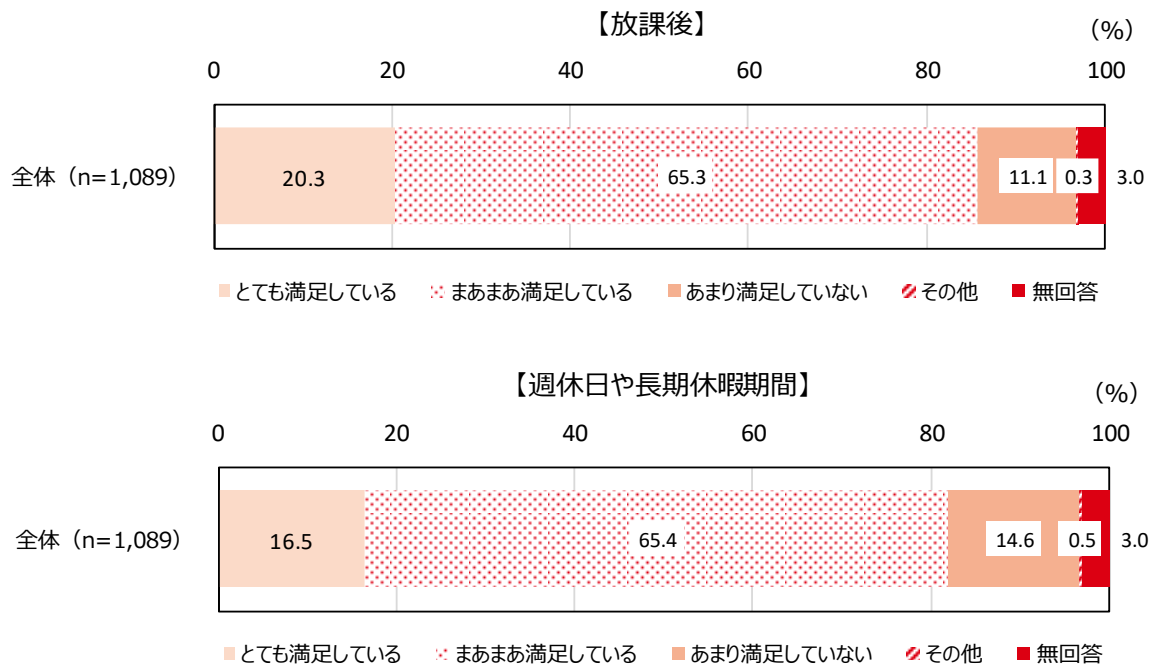
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図 28 現在の小学校での放課後の過ごし方と高学年での放課後の過ごし方の希望（複数回答）



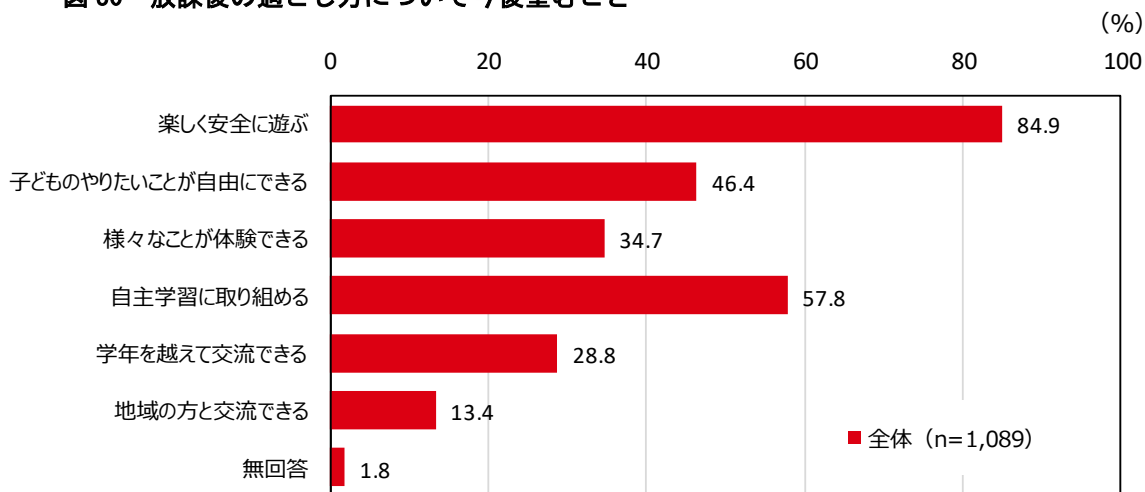
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図 29 放課後、週休日や長期休暇期間中の過ごし方についての満足度



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図 30 放課後の過ごし方について今後望むこと



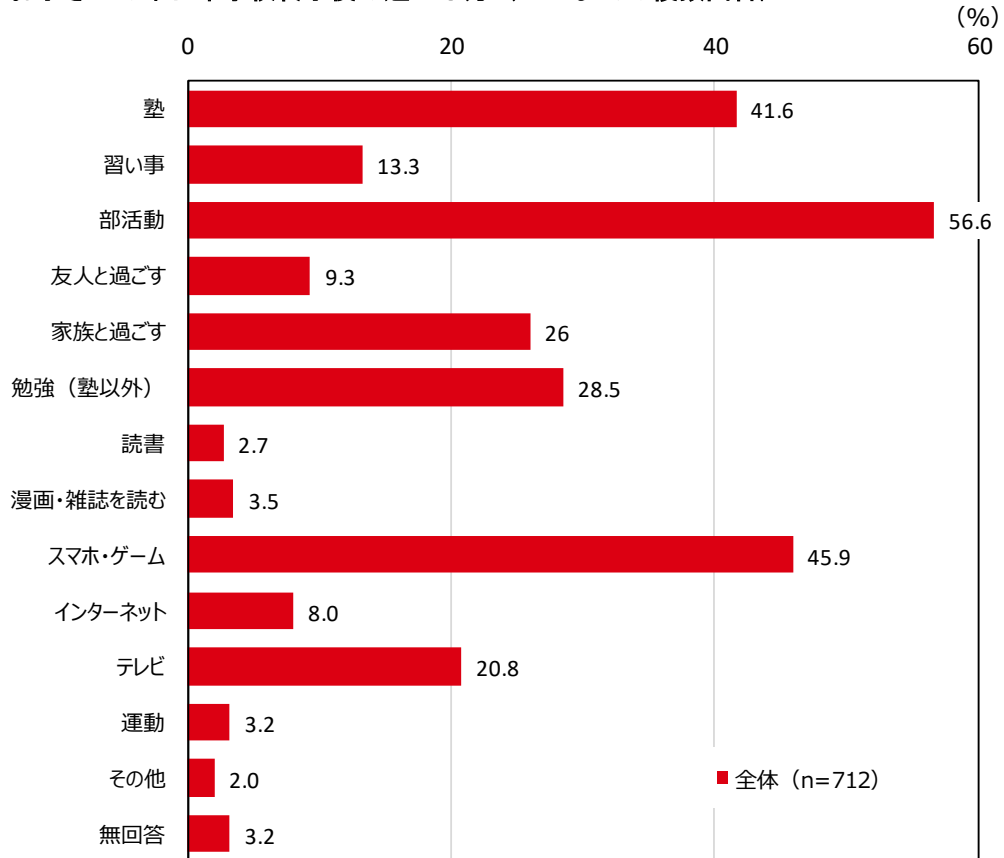
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 中学生の放課後の状況（特別支援学校を含む。）

ア 中学生の放課後の過ごし方（平日）

ニーズ調査によると、「部活動」が56.6%で最も高く、次いで「スマホ・ゲーム」45.9%、「塾」41.6%と続いています。

図 31 お子さんの平日中学校終了後の過ごし方（3つまでの複数回答）

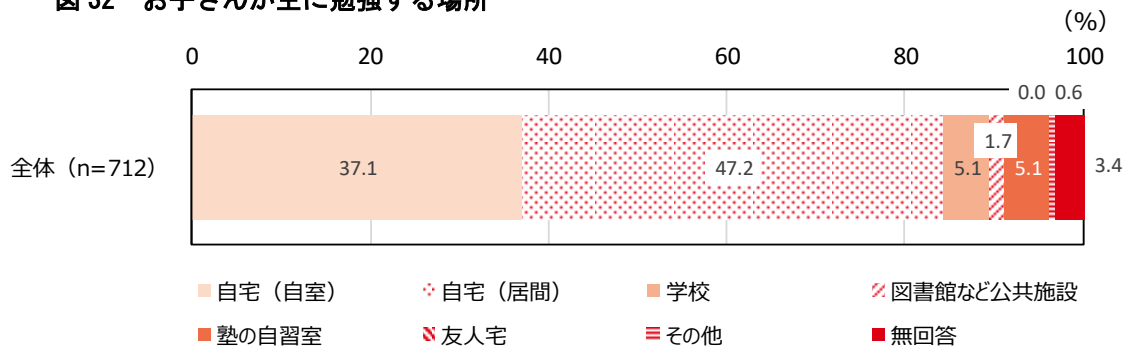


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

イ 主に勉強する場所

主な勉強する場所は、「自宅（居間）」が47.2%で最も高く、次いで「自宅（自室）」が37.1%、「学校」及び「塾の自習室」がともに5.1%となっています。

図 32 お子さんが主に勉強する場所



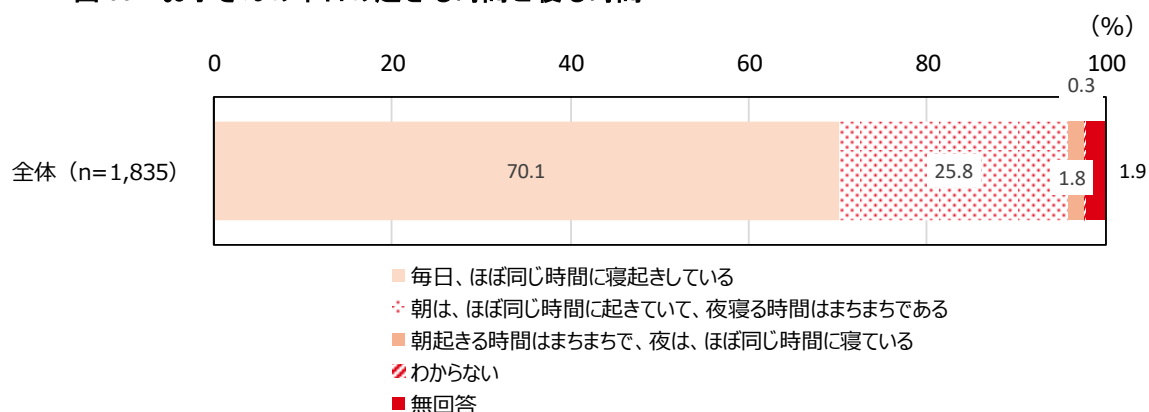
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(5) 子どもの生活習慣など（小・中学生（特別支援学校を含む。））

ア 平日の起きる時間と寝る時間

お子さんの平日の起床時間と就寝時間については、「毎日、ほぼ同じ時間に寝起きしている」が70.1%で最も高く、次いで「朝は、ほぼ同じ時間に起きていて、夜寝る時間はまちまちである」が25.8%となっています。

図 33 お子さんの平日の起きる時間と寝る時間



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

イ 歯磨き

お子さんの1日の歯磨きの回数については、「1日3回」が61.9%で最も高く、次いで「1日2回」が30.5%、「1日1回」が4.1%で、「毎日磨かない」は0.8%となっています。

図 34 お子さんの1日の歯磨き回数

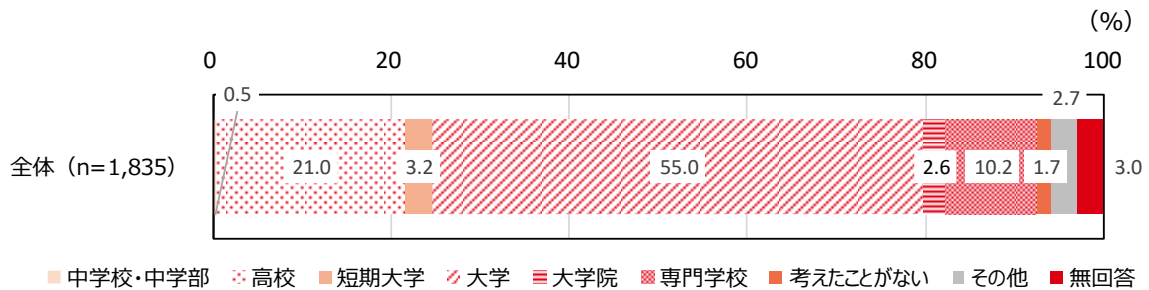


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

ウ 受けさせたい教育

お子さんに受けさせたい教育については、「大学」が55.0%で最も高く、「高校」が21.0%、「専門学校」が10.2%と続いています。

図 35 お子さんに受けさせたい教育

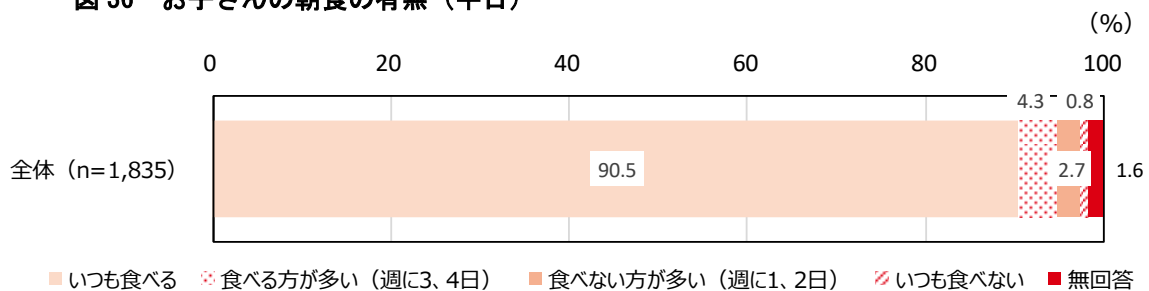


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

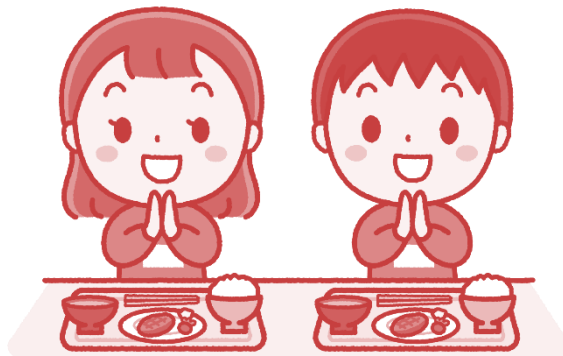
エ 朝食の有無

お子さんの朝食の有無については、「いつも食べる」が90.5%で大多数を占めており、「食べる方が多い（週に3、4日）」が4.3%、「食べない方が多い（週に1、2日）」が2.7%、「いつも食べない」が0.8%となっています。

図 36 お子さんの朝食の有無（平日）



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査



3 特別な支援を必要とする子どもと家庭

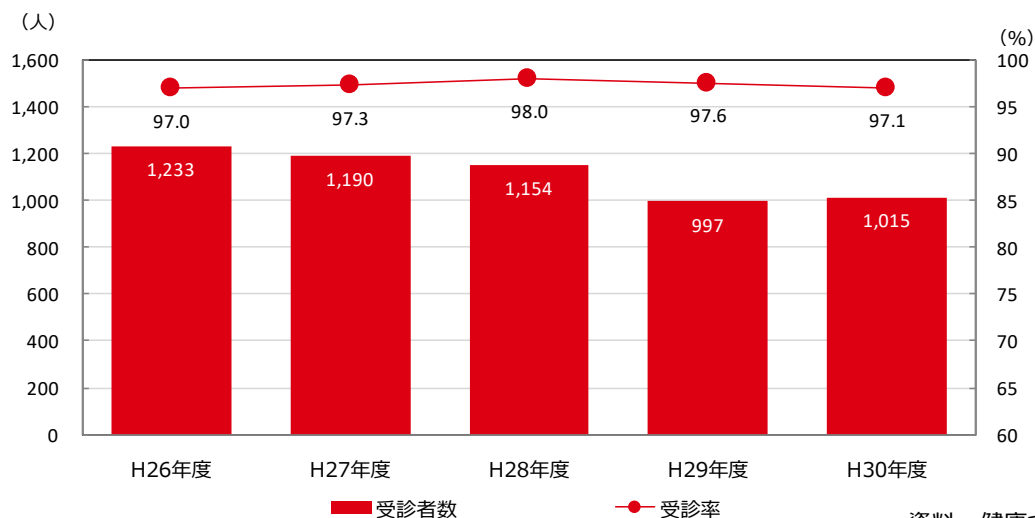
(1) 幼児健康診査の結果

ア 幼児健康診査の実施状況

母子保健法に基づき、1歳6か月児と3歳児の健康診査を行っています。

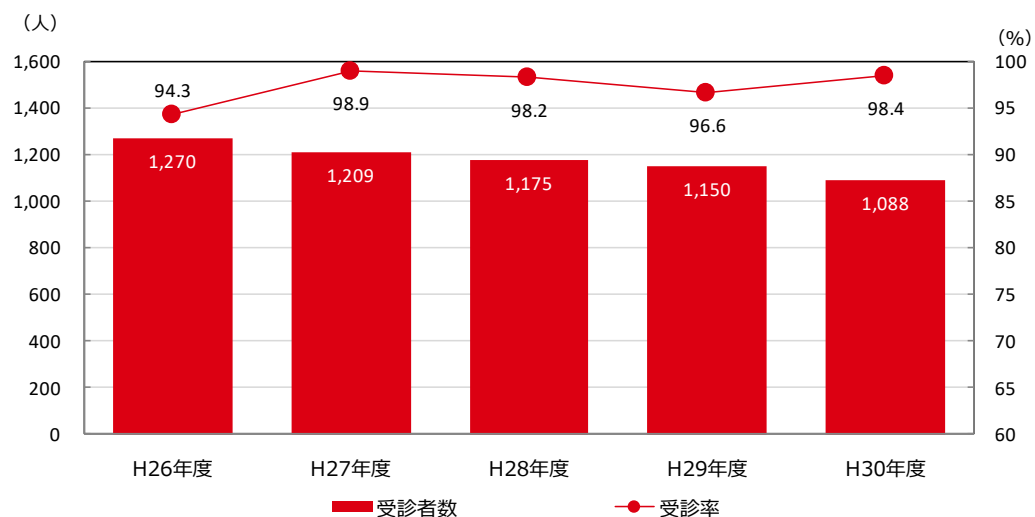
子どもの人口減少に伴い、受診者数は減少していますが、受診率は、平成30年度は1歳6か月児で97.1%、3歳児で98.4%となっており、98%前後で推移しています。

図 37 1歳6か月児健康診査受診の推移



資料：健康づくり推進課

図 38 3歳児健康診査受診の推移

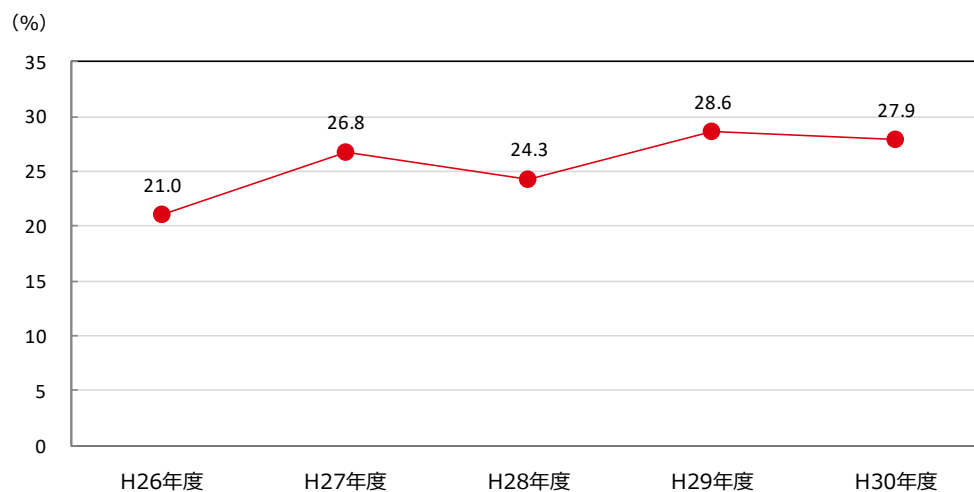


資料：健康づくり推進課

イ 幼児健康診査における精神発達要観察児の割合

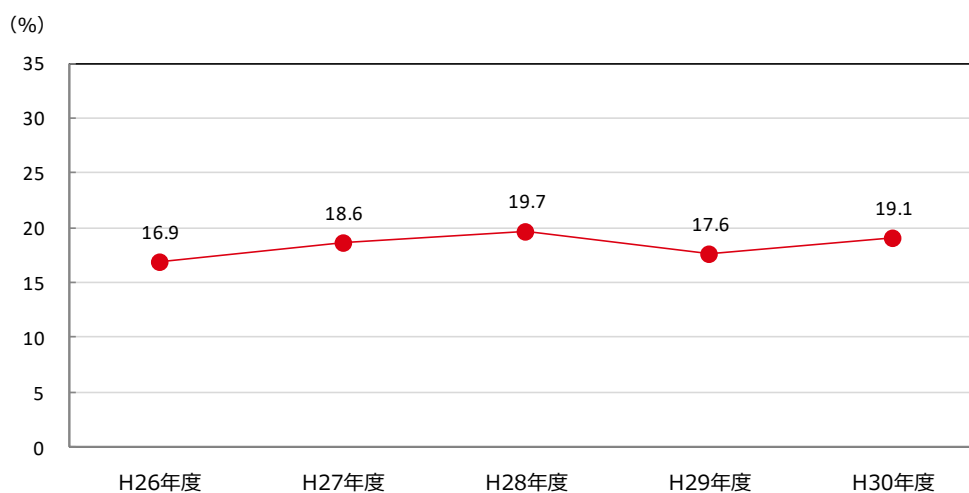
幼児健康診査の結果、ことばの遅れ、多動、発達障害*の疑いなど、精神の発達について経過観察を必要とする子どもの割合は、平成30年度は1歳6か月児で27.9%、3歳児で19.1%となっています。

図39 1歳6か月児健康診査における精神発達要観察率の推移



資料：健康づくり推進課

図40 3歳児健康診査における精神発達要観察率の推移

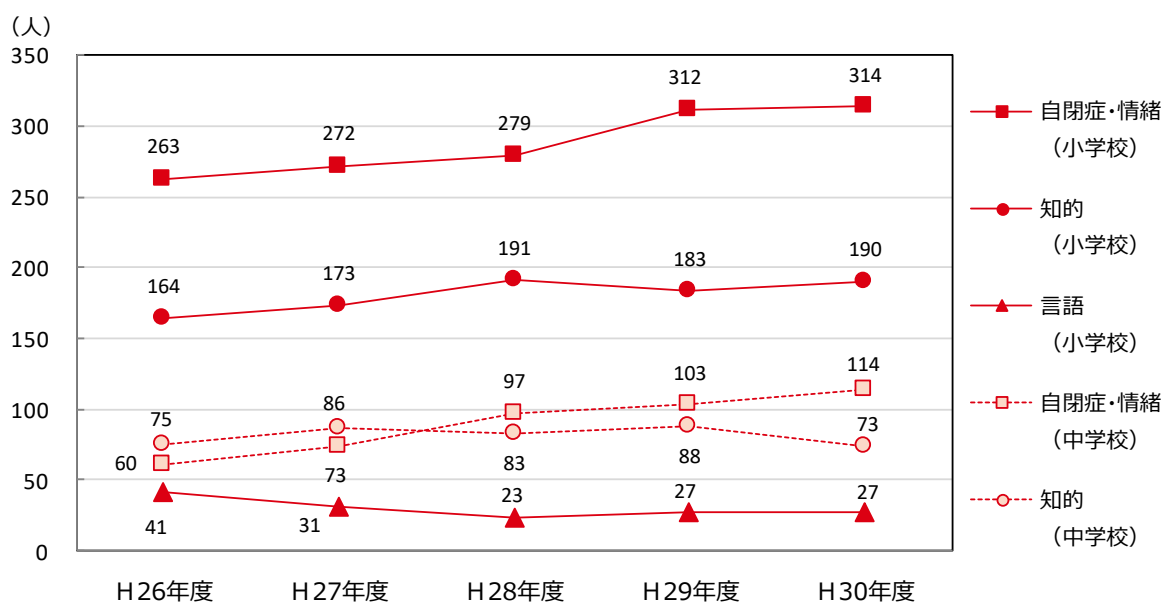


資料：健康づくり推進課

(2) 発達障害等のある子どもの推移

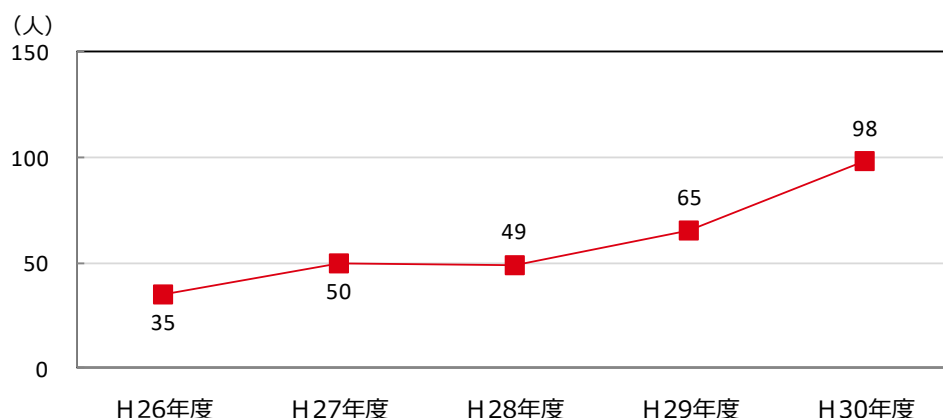
小学校においては、自閉症・情緒障害学級や知的障害学級に在籍する児童は増加傾向にあります。中学校においては、自閉症・情緒障害学級に在籍する生徒が年々増加傾向にあります。平成26年度の市の調査では、自閉症・情緒障害などの特別支援学級及び通級指導教室で指導を受けている小中学校の児童生徒の割合は2.4%でしたが、平成30年度の調査では、4.2%に増加しています。障害の状況に応じて、通級指導教室や面接相談を活用している児童生徒がいます。平成24年度文部科学省調査結果によると、発達障害^{*}の可能性のある特別な教育的支援を必要とする小学生は、7.7%（1年生では9.8%）でした。

図41 小中学校の特別支援学級（自閉症・情緒、知的、言語）在籍者数の推移



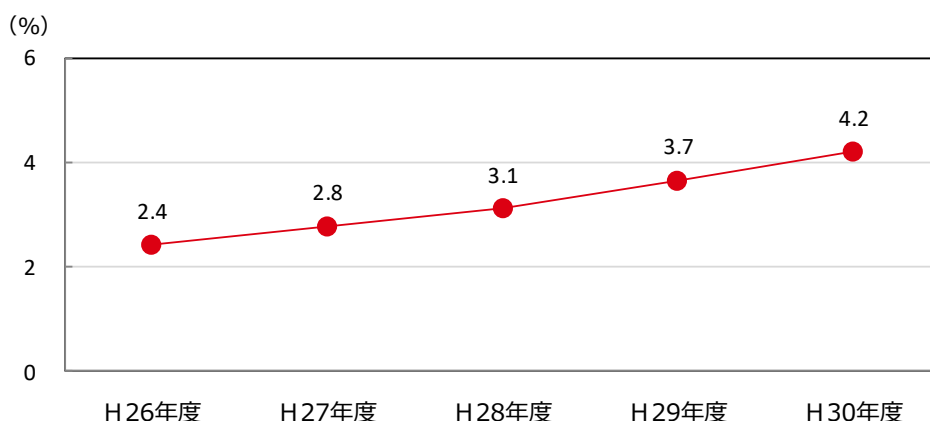
資料：学校基本調査

図42 通級指導教室利用者数の推移



資料：学務課

図 43 特別支援学級（自閉症・情緒）在籍者数及び通級指導教室利用者数の割合の推移

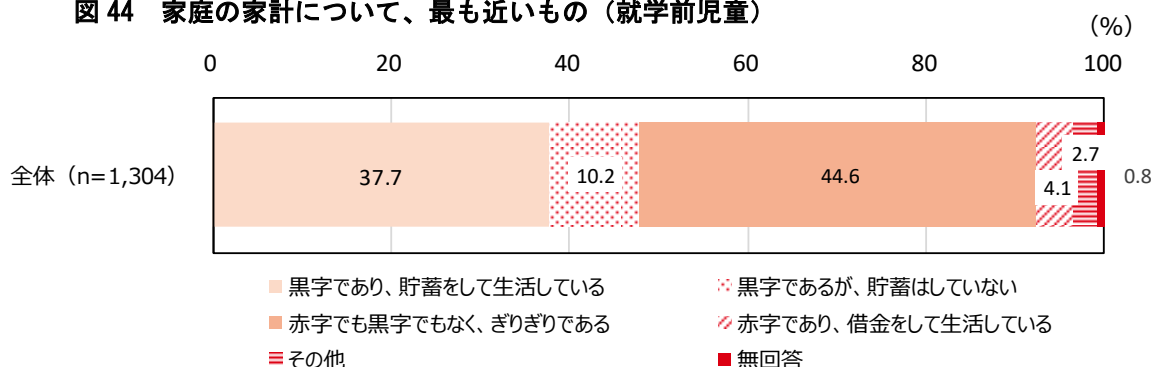


資料：教育研究所

(3) 子育て世帯の家計

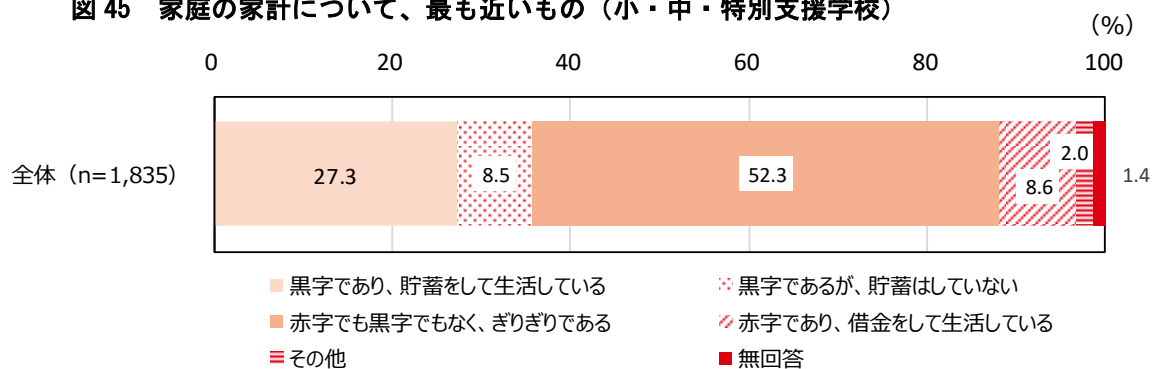
ニーズ調査によると、家計について、就学前児童の保護者調査では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が44.6%、「赤字であり、借金をして生活している」が4.1%、小中学生の保護者では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が52.3%、「赤字であり、借金をして生活している」が8.6%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて「赤字」と回答した割合が高くなっています。

図 44 家庭の家計について、最も近いもの（就学前児童）



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図 45 家庭の家計について、最も近いもの（小・中・特別支援学校）

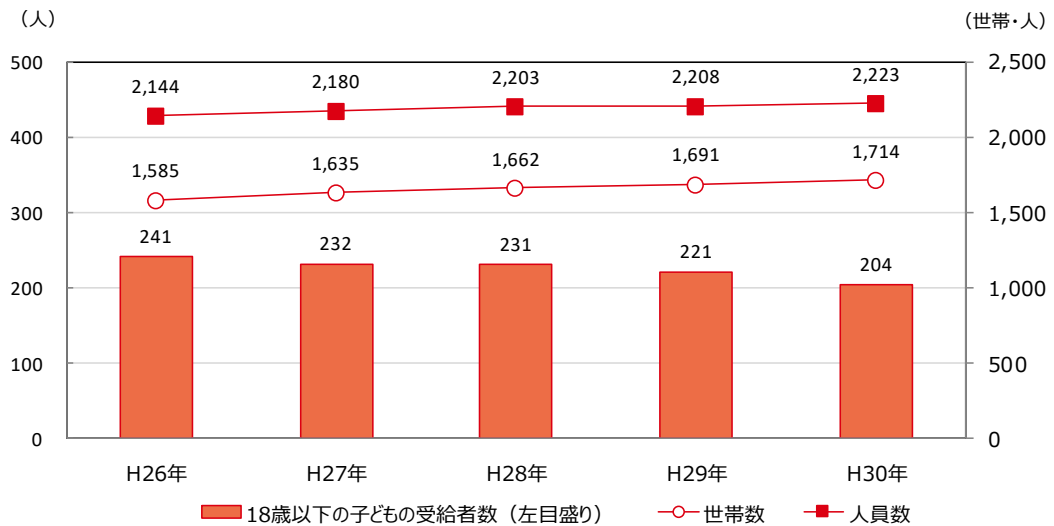


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 生活保護

生活保護については、被保護世帯・人員ともに増加傾向が続いていますが、子どもの減少に伴い、18歳以下の子どもの受給者数は減少傾向にあります。

図 46 生活保護被保護世帯・人員及び子どもの受給者数の推移



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(5) 地域子ども食堂

地域住民が自ら作った温かい食事を低額で提供し、子どもや大人、高齢者を含めた皆で食事をするにより、子どもの貧困や孤食の解決、地域による見守り体制づくりを推進しています。平成 29 年度から市内 3 か所で開催され、平成 30 年度には市内 4 か所で開催しています。

図 47 地域子ども食堂の実施状況

	実施数	参加人数 (うち子どもの人数)
平成 29 年度	3 か所	993 人 (577 人)
平成 30 年度	4 か所	1,311 人 (809 人)

資料：社会福祉課

(6) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

平成 28 年度から市内 4 か所（日立・十王・多賀・南部）で事業を開始しています。

学習環境が十分ではない生活困窮世帯の子どもに対して、無料学習塾を開催し将来の可能性を広げることにより貧困の連鎖解消を目指しています。

子どもの学習習慣の定着や学力向上を図るほかに、クリスマス会など、各種イベントを開催するなど、子どもの居場所づくりの一助ともなっており、学習塾に通う子どもの保護者に対しても悩み相談会を実施しています。

図 48 学習支援事業に参加する児童生徒数

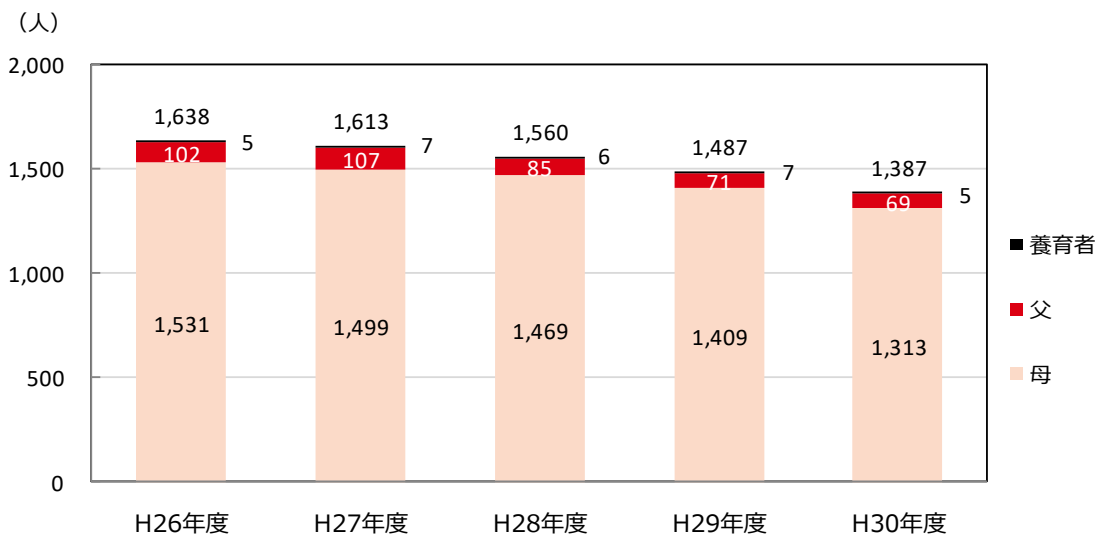
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 回当たり 参加者数
	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	
日立教室	473 人	48 回	597 人	48 回	316 人	48 回	約 10 人
十王教室	297 人	49 回	721 人	52 回	530 人	51 回	約 10 人
多賀教室	405 人	40 回	297 人	48 回	366 人	48 回	約 8 人
南部教室	110 人	40 回	305 人	48 回	334 人	48 回	約 6 人

資料：社会福祉課

(7) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童について、その父・母又はその養育者に対して支給することにより、児童の福祉の増進を図るための手当です。児童扶養手当受給者数は、子どもの減少に伴い年々減少しており、平成 30 年度で 1,387 人となっています。

図 49 児童扶養手当受給者の推移



資料：子育て支援課（各年度 4 月 1 日）

(8) 就学援助認定者数

学校で必要な費用の負担が経済的に困難な家庭に必要な援助を行っています。年度ごとに増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

図 50 就学援助認定者の推移

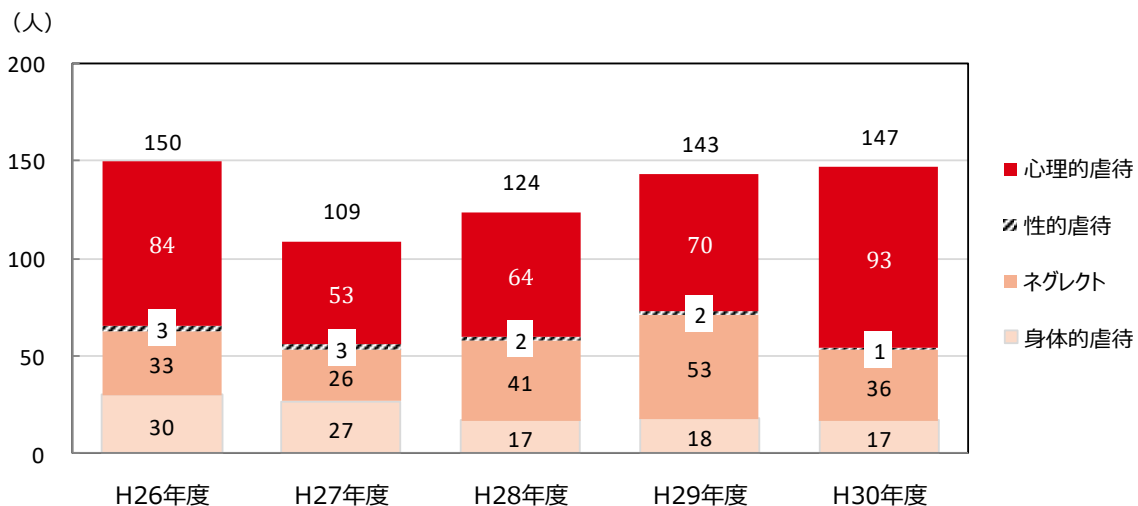
	小学生			中学生		
	準要保護者	要保護者	児童数	準要保護者	要保護者	生徒数
平成 29 年度	452 人 (5.3%)	88 人 (1.0%)	8,503 人	323 人 (6.8%)	36 人 (0.8%)	4,724 人
平成 30 年度	471 人 (5.7%)	63 人 (0.8%)	8,224 人	287 人 (6.5%)	36 人 (0.8%)	4,428 人

資料：学務課（各年度 3 月 31 日）

(9) 児童虐待

児童相談対応件数は増加傾向にあります。そのなかでも虐待については、ネグレクト※（育児放棄）や心理的虐待などの表面化しにくいものに対する認識や、関心が高まったことなどから、相談（通告を含む）件数が増えています。なお、虐待は、虐待を受けている本人のみならず、同居する兄弟などにも心理的な影響を与えるため、平成 25 年度から同居する兄弟なども心理的虐待の対象に加えられています。

図 51 児童虐待を受けて対応した児童数の推移



資料：子育て支援課

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

本市はこれまで、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくための環境づくりや、希望をもって子どもを産み育てることのできる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、子どもと子育てに関する支援に総合的に取り組んできました。

本計画においては、これまでの考え方を継承しつつ、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、子どもやその家族を地域全体で支えていく社会の実現を目指して次の基本理念を掲げます。

いきいき・すくすく・地域に育つ ひたちっ子

すべての子どもが健やかに、そして幸せに育ち、
すべての保護者が安心して子育てできるよう、
地域が子どもと子育てを支えるまちをめざす

「地域」には、地域コミュニティ※、各種ボランティアなど市民、福祉・教育・医療・保健などの関係機関や事業者など、そして行政が、みんなで協働（皆で同じ目的を持つ）して取り組む、「すべて」には、2015（平成27）年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs※）の理念「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すという意味を込めています。

2 基本目標

I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる

妊娠・出産期から切れ目なく母子の心と体の健康を守り、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の充実を図ります。また、一人一人の発育や発達、養育状況などについて適切な対応を行い、その時期にふさわしい育ちを支援します。

II すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる

すべての家庭が子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭を支援するサービスを拡充します。また、仕事と家庭の両立に向け、子育て家庭が生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

III 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していきます。また、既存の教育・保育施設を最大限活用し、多様なニーズに対応できる体制を整えていきます。

IV 子どもの成長と自立を促進する

子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学齢期の活動を支援するとともに、将来の自立について啓発します。また、安心して学校に行ける安全な環境を確保します。

3 計画の施策体系

基本目標	施策の方向性	施策の展開
I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる	1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策	(1) 妊娠・出産の支援
		(2) 子どもの成長、育児の支援
	2 医療の確保	(1) 医療体制の整備
	3 個別に配慮が必要な子どもと親への支援	(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
		(2) 個別の支援を必要とする子どもに関する相談・支援
		(3) 子どもの貧困対策
	4 児童虐待防止対策	(1) 妊娠期からの児童虐待防止対策
		(2) 要保護児童等対策
II すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる	1 地域の子ども・子育て支援の充実	(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
		(2) 子育て家庭に対する支援
	2 安心して活動できる環境の整備	(1) 安全な遊び場所の提供
		(2) 放課後等における安全な居場所の提供
	3 働きながら子育てしやすい環境の整備	(1) 多様な保育サービスの提供
		(2) 放課後児童クラブの充実
		(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
	4 ひとり親家庭の支援	(1) ひとり親家庭の支援
5 経済的負担の軽減	(1) 経済的支援	
III 質の高い幼児教育・保育の体制を整える	1 幼児教育・保育の充実	(1) 教育・保育環境の整備
		(2) 教育・保育の質の向上
		(3) 保幼小連携の推進
IV 子どもの成長と自立を促進する	1 子どもの健全育成と安全の確保	(1) 小中学生の健全育成
		(2) いじめ、不登校対策
		(3) 安全対策
	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	(1) 思春期保健の充実
		(2) 早期の生活習慣病予防の支援
	3 社会を担う次世代の育成	(1) 自立についての啓発
		(2) 出会い・結婚支援

4 重点施策

計画の基本理念に基づき、子どもを健やかに育てること、加えて子育て家庭を地域が中心となって社会全体で支えることを基軸とし、計画期間の5年間で取り組むべき重点施策を次の5項目とします。

(1) 幼児教育・保育の充実

幼児期の教育・保育の量的拡充を図るため、令和元年10月に実施した幼児教育・保育の無償化や女性の就労率の増加なども考慮し、地域ニーズに対応した適正な提供体制の確保に努めるとともに、保育園、幼稚園、認定こども園において、質の高い幼児教育や保育を提供します。

(2) 働きながら子育てしやすい環境の整備

子育て中の保護者が安心して就労できるよう、様々な保育サービスを充実させます。保育サービスの整備を進めるとともに、放課後児童クラブ室と支援員の確保、サービスの向上に努めます。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、子どもに関する様々な相談を総合的に受ける窓口の体制整備に努めます。また、身近な地域における子育て家庭を支援する事業を充実させます。

(4) 個別に配慮が必要な子どもと親への支援

発達などに課題がある子どもを早期に発見し、相談、発達支援、療育*につなぐなど子どもの成長に合わせた切れ目ない支援や、外国籍の親子が円滑に教育・保育を受けられるよう支援策を検討します。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えていきます。

(5) 児童虐待防止対策

児童虐待の発生予防と早期発見に努め、早期かつ適切に対応し、特に、虐待防止には妊娠期からの関わりが重要であることから、母子保健事業の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市は相談体制強化と必要な職員を確保し、2022年度までに、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

第4章 施策の展開

基本目標 I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる

1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策

現状と課題

○妊娠期・出産期の健康管理

妊娠期・出産期における母子の健康保持を目的に、健康診査事業及び相談支援事業を実施し、これから親になるための心構えや育児方法などについて、必要な情報の提供を行っています。

妊娠・出産・育児への切れ目のない支援に当たっては、子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」を中心として、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が連携・協働し、適切なサービスの提供に努めています。

全国的に、妊産婦の自殺者数が産科的合併症による母体死亡者数を上回っていることなど、妊産婦のメンタルヘルスケアが課題となっています。妊産婦はホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすいとされています。また、妊産婦のメンタルヘルスの不調は、本人の問題のみならず子どもの心身の発達にも影響を及ぼし、養育不全などのリスクにもなり得るとされており、多機関連携による支援の充実を図る必要があります。

○不妊症・不育症

妊娠を希望していても2年以上妊娠しない、あるいは妊娠するものの流産を繰り返す夫婦に対し、検査や治療にかかる経費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減しています。

○乳幼児の健康管理

乳幼児期は成長過程のなかでも心身の発育・発達にとって特に大切な時期であることから、医師会、歯科医師会、福祉関係機関、教育機関及び地域と連携し、乳幼児健康診査事業、育児相談並びに健康教育などを実施し、子どもの健康管理を始めとして、疾病の早期発見や保健指導などに努めています。

このようななか、乳幼児の不慮の事故防止対策、親子のコミュニケーション時間の確保、子どもの成長発達を促す育児力の養成、子育て情報の発信などが、課題となっています。

(1) 妊娠・出産の支援

ア 相談体制の充実

子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」を中心に、妊娠・出産に関する様々な不安や悩みに応じる相談体制の充実を図り、支援を必要とする妊産婦に対して、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。

早期の妊娠届出の重要性に関する認識を醸成するとともに、母子健康手帳の交付時に母子保健事業などの周知に努めます。また、妊娠届出窓口と関係各部署との情報共有を図り、早期介入が必要な妊婦への効果的な支援体制を整備します。

イ 妊産婦の健康管理体制の確保

妊婦自らが強く意識して、妊娠中の喫煙や受動喫煙の予防、適切な食習慣、体重管理、休養及び口腔衛生などの基本的な健康管理ができるよう、様々な機会をとらえて啓発を行います。

産後のうつ予防及び新生児の虐待予防を図るため、出産後2週間、1か月の産婦健康診査の費用を助成し、支援の必要な産婦を早期に把握し、母子に対する支援を行います。

妊産婦及び乳児の通院にかかるタクシー料金を助成し、安心して出産、子育てできる環境を整備します。

ウ 不妊及び不育症治療への経済的支援

不妊及び不育症の治療費負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療費助成事業について周知し、その利用促進に努めます。

■主な取組

母子健康手帳の交付	妊娠届出により母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業などの情報を提供します。併せて妊産婦健康診査受診票を交付します。
子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」	① 健康づくり推進課、子どもセンター、子育て支援課、子ども施設課の連携により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない相談支援を行い、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。 ② 産科医療機関や関係機関との連携により、情報共有と支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦への支援を行います。
妊婦健康診査事業 (p.106 に詳細)	妊婦健康診査の定期的な受診を奨励し、健診結果に基づく保健指導を行うなど、母体及び胎児の健康を支援します。 令和6年度の見込み量＝年間 902 人 実施体制＝県医師会・県外医療機関との委託契約により実施
マタニティ子育てタクシー費用助成	妊産婦及び乳児の通院にかかるタクシー料金を助成します。

子育て世代禁煙治療費助成事業	受動喫煙を防ぐため、妊婦又は子どもと同居し、禁煙を希望する方に対して、禁煙治療に要する費用の一部を助成します。
マタニティスクール、プレパパ・ママの子育てスクール	安心して出産ができるように、妊娠・出産についての正しい知識や出産の準備、育児に関する情報の提供を行います。
産前・産後ママサポート事業	産前から産後までにおける切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から産後1歳未満の子どもがいる家庭に対し、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。
産後ケア事業	出産後4か月以内の支援者がいない・育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行います。
産婦健康診査費用助成	産後のうつ予防及び新生児への虐待予防を図るため、出産後2週間及び1か月の産婦に対し、協力医療機関における健診費用を助成することにより、支援の必要な産婦を早期に把握し、母子に対する支援を行います。
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の特定不妊治療(体外受精など)に対し助成を行います。
不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の不育症検査及び治療に対し助成を行います。

※ 令和6年度の見込み量などを記載している事業は、地域子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法に定められている事業で、第5章に量の見込みなどの詳細を記載しています。

(2) 子どもの成長、育児の支援

ア 子どもの健康増進と病気などの早期発見

子どもの健康増進と、心身における病気の早期発見のため、健康診査などを充実させるとともに、それらの機会をとらえ、気軽に相談できる体制を整備します。

新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育[※]を図るため、聴覚検査費用の公費負担を行い、経済的負担を軽減します。また、乳児健康診査を実施し、疾病を発見し治療につなげるとともに、早期から支援を実施します。

幼児健康診査においては、年齢に応じた発育・発達を促すために、基本的な生活習慣、むし歯予防、栄養などについて、正しい知識の啓発を行います。また、不慮の事故を防止するための知識の普及を図ります。未受診者に対しては、関係部署と連携し、その実態を把握するとともに、受診率の向上に努めます。

乳幼児は予防接種の種類と回数が多く、接種管理が難しいため、登録者の接種日を自動調整するスケジュールのメール配信を行い、確実な接種を支援します。

イ 相談体制の充実・子育て情報の発信

保健センターや交流センターなどにおいて、乳幼児や学童とその保護者に対して、成長発達や子育て、食生活やむし歯予防などに関する相談を行います。また、いつでも電話相談ができる体制を整え、保護者の育児不安の解消に努めます。

あらゆる機会を捉えて積極的に相談窓口の利用や各種健康診査などへの参加を促すとともに、市のホームページなどを用いた子育て情報の発信を充実させます。

ウ 育児力を高めるための正しい知識の普及啓発

子どもの成長発達に応じた正しい知識の普及啓発を図ることにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、子どもに関わる時間の確保とその重要性、親子のふれあい、コミュニケーションの重要性について、理解を促していきます。

こうした取組を通して親としての成長と子どもの健やかな育ちを支援します。

■主な取組

乳児家庭全戸訪問(こんには赤ちゃん訪問) (p.107 に詳細)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境を把握します。また、子どもとの暮らしを応援する冊子などを活用しながら、子育てについて助言をします。
	令和6年度の見込み量＝年間 863 人 実施体制＝県医師会・県外医療機関との委託契約により実施
新生児聴覚検査費用助成	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育 [*] を図るため、聴覚検査費用の公費助成を行い、経済的負担を軽減します。
乳児1か月健康診査	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施します。
乳児健康診査	県内委託医療機関において、生後3～6か月に1回、生後9～11か月に1回、病気の早期発見や健康増進のため、健康診査を実施します。
幼児健康診査	1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の集団健診を実施し、発育状況や育児状況を把握するとともに、保健指導を行います。
2歳児歯科健康診査	おおむね2歳3か月の幼児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯の予防と正しい食生活などの啓発に努めます。
育児相談	保健センターや地域事業などにおいて、乳幼児の保護者の成長発達や子育てなどの相談に対応します。「ひたち健康ダイヤル 24」では、医師や看護師、臨床心理士など専門家による電話相談が24時間無料で利用できます。
0歳児広場	1歳未満の乳児と保護者が集い交流できる場を提供します。また、保育・栄養・歯科などの育児相談を実施します。
健康教育	保健センターや地域、また幼稚園・保育園、小学校などにおいて、食育、歯科などの健康教育を行います。
離乳食教室	生後4か月から6か月までのお子さんの保護者を対象に、乳幼児の望ましい食習慣・生活習慣を指導し、家庭における食育を推進します。
予防接種	接種率の向上に努め、感染症の発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図ります。市独自に、おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します。
予防接種メール配信 「予防接種らくらくスケジュール」	乳幼児は予防接種の種類と回数が多く、接種計画の管理が難しいため、接種日に応じて次回以降の接種日を自動調整するスケジュールのメール配信を行い、確実な接種を支援します。
養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に要する医療費を公費により負担します。

2 医療の確保

現状と課題

○周産期母子及び小児の医療

市内には産科医療機関が2か所あり、安心安全な出産環境を守るため、重要な役割を果たしています。

周産期とは、出産前後にかかる期間のことで、周産期医療においては、妊娠、出産から新生児に対する高度で専門的な医療が必要となることがあります。これに対応するため、本市においては、(株)日立製作所日立総合病院が、地域周産期母子医療センターの指定を受けていますが、医師不足により平成21年度から休止しており、早期再開に向けて取り組んでいます。

周産期母子及び小児の医療を確保するため、日立総合病院などへの財政支援を行うとともに、周産期医療、小児医療、救急医療の整備を図るため、医師確保や運営費の支援を行っています。

施策の展開

(1) 医療体制の整備

県や医師会など関係機関との連携により、安心して安全な出産・育児ができるよう、産科医療や小児科医療体制の確保及び救急医療体制の充実に努めます。

県、医師会、保健所などの関係機関と連携し、地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を行います。

また、身近な診療所や薬局などは、病気の相談を行い、診療を受ける場として、安心して生活するためには大切な存在であることから、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推奨します。

■主な取組

周産期医療体制の整備	周産期医療体制を堅持するため、産科医療機関の継続体制の確保と、必要な医師や助産師などの確保に努めます。
地域周産期母子医療センターの早期再開	茨城県などと連携し、休止中の日立総合病院地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を進めます。
小児科医師の確保	小児科医師の確保に努め、小児医療体制の確保に努めます。
休日及び夜間における診療体制の確保	休日及び夜間の当番医師を確保し、救急患者の医療受け入れ体制を整備します。
救急医療体制の整備	初期(休日緊急診療所)、二次(病院群輪番制病院・救急告示病院)、三次(救命救急センター)救急医療体制により、休日や夜間の救急患者の診療を確保します。

3 個別に配慮が必要な子どもと親への支援

現状と課題

○親が感じる育てにくさ

子育ての過程で、親が育児に不安を感じることは少なくありませんが、それが積み重なって、育てにくいという感情を抱くようになり、その結果子育てが負担になったり、子育てに拒否的になる親が見受けられます。

本市では、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査、幼児の家庭訪問などの結果から事後指導が必要な子とその保護者などを早期に発見し、小児神経科医や心理相談員により子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、相談・支援を行っています。

このなかで、親が感じる子どもの育てにくさの原因把握と、それに寄り添う支援などが課題となっています。

○発達障害*などのある子どもの増加

乳幼児期は、コミュニケーション能力や社会性を育み、その後の集団生活や自立の基盤が形成される重要な時期です。「集団行動ができない」「こだわりが強い」「動きが多く落ち着かない」など、生活や学習に適応できない子どもが増加傾向にあります。乳幼児期に適切な支援を受けることで改善されることが多く、早期に発見し、支援することが重要です。

発達障害*についての認識が広まるにつれ、子どもの発達に関する相談は増加しています。一方、保護者が子どもの障害を受け入れられず、対応が遅れることもあります。

本市では、保健センター、障害福祉課、子どもセンターさくらんぼ、こども発達相談センターなどが相談や指導に当たり、連携に努めています。

発達障害*などのある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援が重要であることから、支援の在り方が課題となっています。

○外国人や帰国する子どもへの支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、必要な支援策の検討が求められています。

○子どもの貧困問題

7人に1人の子どもが貧困の状況にあると言われていた中、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成27年には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本市においても、全国同様、困難な状況にある家庭や子どもたちは、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況であることから、貧困の状況把握と経済的支援策だけでなく、一人一人の状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

ア 早期発見と早期支援

親が育てにくさを感じる要因には、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾病などによるもの、親の子育て経験や知識の不足によるもの、親の心身状態の不調などによるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境により生じるもの、あるいは支援の不足によるものなど様々です。

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を通して、これら親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、適切な保健指導を行います。また、こども発達相談センターなどの関係機関と連携を図り、医療や療育^{*}、福祉サービスへ早期につなげていきます。

イ 育児不安対策の推進

親が育児に対して前向きに、そして余裕と自信を持てるよう、育てにくさの原因を把握し、専門職（医師・保健師など）による支援を行います。

■主な取組

幼児健康診査等事後指導 (のびっこくらぶ)	幼児健康診査等の結果から事後指導が必要な幼児とその保護者を対象に、小集団活動での遊びやふれあいを通して、幼児の心身の健全な発達を促します。
幼児健康診査等事後相談 (のびのび相談)	幼児健康診査等で精神発達・言語発達などの遅れがある幼児(疑い含む。)、育児不安・虐待の疑いがある幼児の保護者に対し、心理相談員などによる発達や保育相談を行います。
5歳児健康診査	年中児を対象に、アンケートなどによって発達の様子を確認し、支援が必要と思われる子どもに対して医師、専門職などによる集団活動の観察、診察などにより子どもの特性について保護者の理解を促し、今後の支援につなげます。
発達相談支援	乳幼児健康診査、相談、訪問などにより発見された精神発達・言語発達などの遅れがある乳幼児が、小児神経科医による発達相談や指導を受けるように、県・保健所と連絡、調整を行います。

(2) 個別の支援を必要とする子どもに関する相談・支援

ア 相談体制の充実

特別な支援を必要とする子どもを早期発見することは、その後の支援や問題解決に非常に有益です。発達障害*などを早期発見できる場としては、各種健康診査のほか、保育園、幼稚園、認定こども園や地域の子育て支援事業などがあり、様々な子育て支援の場において、子育ての悩みや相談に対応するとともに、情報を集約して、発達障害*などの疑いのある子どもの早期発見に努めます。

発達障害*を含め、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもについては、保護者と十分に話し合い、発達段階に応じた適切な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育などの連携を強化します。

こども発達相談センターは、面接・電話相談、保育園や幼稚園の巡回訪問、医療相談、小集団指導などにより、発達障害*などに対応していますが、保健・福祉などと連携しながら、幼児期から学齢期、更に義務教育終了後までの一貫した支援を行う体制づくりに取り組みます。

イ 療育指導の充実

子どもセンターさくらんぼ・母子療育ホームなどの施設において療育*指導を実施していますが、療育*を必要とする子どもが増加しているため、受入れ人数の拡大など、療育*環境の整備に努めます。また、支援者の専門性や支援技術の向上により、支援の充実を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

発達障害*や心身障害など、特別な支援を必要とする子どもたちが、園や学校で落ち着いて生活できるよう、一人一人の特性に応じた指導体制を整備します。また、教職員や保育士などの指導力を強化するとともに、全体の共通理解を深め、組織的な支援体制の充実を図ります。

特に、日立特別支援学校との連携により教職員の研修を実施するとともに、特別支援担当指導主事*が各学校などを訪問して指導するなど、園や学校、関係機関との連携を進めます。

エ 一貫した指導体制の整備

子どもの状態・発達段階に応じて、その可能性を最大限に伸ばすため、子どもサポートファイルを活用して、出生から発見・支援に関する情報を保健・医療・福祉・教育などの関係機関において共有し、継続的・総合的に支援する体制を整備します。

※ 子どもサポートファイルは、相談や検査、支援などの情報を記入し、支援機関や担当者が変わっても、その子どもの状況や経過が分かるよう、保護者が管理する記録です。

オ 保護者への支援

乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行い、保護者に十分な情報を提供します。子どもの発達の障害を受け入れられない保護者には、時間をかけて支援の必要性を説明し、同意を得た上で支援を行うよう努めます。保護者の理解啓発のためのペアレントトレーニング*や勉強会などを行い、ストレス緩和や不安軽減を図ります。

カ 発達障害などに関する啓発

発達障害児などの支援に関しては、担任の教職員や同級生のみならず、学校全体、保護者全体の理解が深まることが重要になることから、全ての教職員などや保護者を対象に、発達障害^{*}に関する理解促進と啓発に取り組みます。

キ 外国人や帰国する子どもと家庭への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、必要な支援策の検討を進めます。

■主な取組

療育 [*] 相談	障害福祉課の児童担当ケースワーカーや子どもセンター、母子療育ホームの相談員が随時相談に対応します。
子ども発達相談センター	発達に関する悩み・学校生活の様々な悩みについての相談、心理検査、小集団による指導、医療相談、発達障害 [*] に関する理解啓発研修会などを行います。
幼児療育 [*] センター (子どもセンターさくらんぼ)	知的発達の遅れ、情緒不安定、ことばの遅れ、行動面の課題などが見られる幼児と保護者を対象に、療育(発達支援や育児支援など)を行います。
肢体不自由児母子通園訓練施設 (母子療育 [*] ホーム)	身体に機能障害がある子どもの訓練などを行うとともに、保護者が機能訓練や療育の知識・技術を身に付け、家庭においても適切な療育が行えるよう支援します。
幼稚園の通級学級 (知的・情緒障害児学級、ことばの教室)	知的・情緒障害児学級では、発達に遅れがあるなどの幼稚園児の個別指導や集団指導を行います。公立園の園児のみを対象としていますが、私立園からも受け入れるよう拡充を図ります。 ことばの教室では、ことばの習得に遅れや障害のある幼児を対象に指導を行います。
学校生活などの支援	特別な支援が必要な子どものために支援員などを配置したり、保育士などを多く配置するなど、教育・保育施設や小学校などでの生活を支援します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどにおいて生活能力向上のために必要な訓練などを行います。



子どもセンター

(3) 子どもの貧困対策

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持てる社会を目指すこととされています。子どもが将来その生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策の総合的な推進を図るため、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組みます。

ア 教育・学習支援

全ての子どもが家庭環境に左右されることなく、能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、学力向上に向けた取組を行います。

イ 生活の安定に資するための支援

妊娠・出産・子育て期の相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への生活支援を推進します。また、子どもに対する生活支援においては、食生活を含めた基本的な生活習慣の形成を支援します。さらに、就労などにより、保護者が不在の家庭の子どもたちが放課後に安心して過ごせるよう、そして、子どもたちが地域や社会との関わりの中で様々な体験を積みたくましく成長していけるよう、学習や遊びなどの交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子どもの生活を安定させるためには、保護者の収入の安定が必要であるため、個々の状況に応じた就労支援の充実に努めます。特に、ひとり親家庭の保護者に対して、ハローワークとの連携による就労相談を行うほか、より安定して就労できるよう、資格取得などを支援します。

エ 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

オ 切れ目のない支援及び地域との連携強化

子育て包括支援センター「すこやかひたち」を核として、各種健康診断や事業を通じ、成長段階に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、各地域の関係団体との連携強化に向けた取組を推進します。

■主な取組

学習支援	家庭の経済状況のため、希望があっても塾に通うことができない小中学生を対象に、NPO 法人への委託による無料の学習塾を開催します。
日立市奨学金	高等学校や大学などに就学するための資金を貸し付けます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得世帯を対象に、教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具費用、行事への参加に要する費用などを助成します。
就学援助制度	小・中学校で必要な費用の負担が経済的に困難な家庭に、必要な援助を行います。
地域子ども食堂に対する運営支援	地域住民が自ら作った食事を子どもたちへ低額で提供し運営している地域子ども食堂の活動に必要な費用の一部を支援します。
子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」	①健康づくり推進課、子どもセンター、子育て支援課、子ども施設課の連携により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない相談支援を行い、母子保健サービスと子育て支援サービスの一体的な提供を行います。 ②産科医療機関や関係機関との連携により、情報共有と支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦への支援を行います。
生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業の実施、居住確保給付金の支給など、自立の支援を行うための事業を実施します。
生活保護法による支援	生活保護世帯の子ども小・中学校の給食費や学用品費などを扶助します。また、高等学校などの修学を支援します。
JR 通勤定期乗車券割引	児童扶養手当を受けているひとり親家庭の父母や子が通勤定期乗車券(JR)を購入する場合は3割引きとなります。その定期券の購入証明書を発行しています。
放課後児童クラブ	放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室を活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。
高等職業訓練給付金等	経済的な自立に向けて、看護師などの資格取得のために養成機関に1年以上修学する場合に給付金を支給します。
つなぐハローワークひたち	市役所庁舎内に、茨城県労働局と市が共同で開設した窓口で、生活に困窮している方などを対象とした職業相談・紹介を行っています。
児童扶養手当	母子・父子家庭などに対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。
医療福祉費支給(母子・父子家庭マル福)	県制度の条件による対象者に、医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で18歳到達年度末までの入院自己負担金と食事代を助成します。
遺児福祉金	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。
多子世帯に対する経済的支援	多子世帯(第2子)の保育料を無償化するなど、経済的負担の軽減を図ります。

4 児童虐待防止対策

現状と課題

○児童虐待

親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題となっていますが、本市においても、児童虐待に関する相談（通報も含む。）は年々増加傾向にあり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

児童虐待防止には、発生予防の観点が必要となり、その意味において妊娠期からの関わりが重要であり、加えて、早期発見・早期対応が求められます。

国の児童虐待死亡事例検証報告によると、その背景には望まない妊娠、母子健康手帳の未交付や妊婦健康診査未受診の事例が見られるため、支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期・出産後の支援を充実させることが求められます。

○早期発見と市民の理解

関係機関と連携して、教育・保育施設及び医療機関などが把握した虐待が疑われる児童などの情報を集約し、早期発見に努めています。

児童虐待に関する理解を深め、早期発見につなげるため、市民への更なる周知、啓発が必要です。

○子ども家庭総合支援拠点の設置

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市は相談体制強化と必要な職員を確保し、2022年度までに、子ども家庭総合支援拠点を設置しなければならない、とされています。

施策の展開

（1）妊娠期からの児童虐待防止対策

ア ハイリスク妊産婦への早期対応

子どもを産み育てるための知識が不足している、あるいは心構えが醸成されていない母親や父親が子育てをしなければならない環境に置かれたとき、不安やストレスが増大します。特に、若年妊婦（20歳未満）や妊娠届の遅い妊婦、精神疾患がある妊婦、未婚の妊婦、外国人の妊婦などは、大きな不安を抱えていることが推察されます。

その不安やストレスを和らげるために、子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」では、母子健康手帳の交付や健康診査などの機会を捉えてハイリスク妊産婦の把握を行い、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、妊娠期から継続してきめ細かな支援を行います。

イ 子育て家庭の孤立の解消

妊産婦及び子育て中の保護者を孤立させることは、ストレスが増大し、子どもの虐待につながる危険性が高くなることから、訪問事業などを通して育児などに関する相談に応じるなかで関係を維持し、子育て支援に関する情報提供を行います。養育環境に問題がある家庭には、関係機関が連携して必要な支援を行い、問題解決に努めます。

また、幼児健康診査や交流事業などにおいて保護者への相談指導などを実施し、育児不安の解消を図ります。

■主な取組

妊産婦の状況把握	母子健康手帳交付や出生届出時にアンケートや保健師などによる面接を実施し、要支援妊婦の早期把握に努めます。
子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」	産科医療機関、保健所などの関係機関との周産期会議を定期的に行って情報共有を図り、特定妊産婦の早期把握、早期支援につなげ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供します。
乳児家庭全戸訪問	出産後の家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行います。
妊産婦・乳幼児等訪問指導	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、医療、保健、福祉・教育などの適切な支援が受けられるよう指導や調整をします。
幼児健康診査・歯科健康診査	発育状況や育児状況を把握するとともに、保護者への相談指導を行います。

(2) 要保護児童等対策

ア 児童虐待の早期発見、早期対応

児童虐待は、子どもの命に係わる重要な問題であることから、早期に発見し早期に対応することが求められます。そのためには、虐待が疑われるときには市や児童相談所に連絡してもらうことが必要で、そのために児童虐待の重大性に関して市民に広報し意識の啓発活動を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を密にして、医療機関や保育園・幼稚園・学校などで把握された乳幼児や児童の異状、乳幼児健康診査や予防接種を受けていない家庭などについての情報を共有し、事案の早期対応に努めます。

一時保護が必要な事例については、児童相談所に協力を求め、早期対応に努めます。

イ 養育相談・養育支援

育児ストレスや若年出産などによって子育てに強い不安を抱えている家庭や、児童虐待・発達障害※・不登校など、養育上の問題を抱える家庭の孤立を防止し、家庭相談員やケースワーカー、保健師などによる訪問により、相談、養育支援を行います。

また、極端に不衛生な衣服や生活環境など、不適切な養育状態にある家庭については、育児や家事の援助を行います。

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置

早期に子ども家庭総合支援拠点事業を実施し、日常的に相談しやすい関係を構築し早期対応を図ります。

■主な取組

家庭児童相談	家庭相談員とケースワーカーが家庭や児童に関する相談に応じ、助言指導を行います。
地域子育て支援拠点事業 (p.100 に詳細)	各地域で親子の交流や相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。
	令和6年度の見込み量=2,371 回/月 確保内容=22 か所で地域子育て支援拠点事業実施を予定
要保護児童対策地域協議会	教育・警察・保健・医療・福祉などの関係機関が連携し情報共有のもと、要保護児童などの早期発見、適切な支援を行います。
養育支援訪問事業 (p.109 に詳細)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。
	令和6年度の見込み量=年間述べ 45 人訪問 実施体制=子育て支援課・健康づくり推進課保健師・助産師 計 28 人
啓発活動	児童虐待の未然防止、早期発見のため児童虐待問題について市民などへの広報、啓発活動を実施します。



基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる

1 地域の子ども・子育て支援の充実

現状と課題

○子育ての不安・悩み

現在の親世代は、兄弟姉妹の数が少なく、自身の子どもが産まれるまで赤ちゃんに接したことがない人が増えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する助言や協力を得られずに孤立するなど、子育ての不安感や負担感に悩む保護者への支援が必要となっています。

市では、様々な形で子育てや家庭に関する相談に対応し、情報提供を行っています。市の窓口以外でも、保育園や幼稚園などの保育士や教職員はもちろん、民生委員・児童委員や地域コミュニティ※、助産師など、身近な人達が、地域の相談先としての役割を担っています。

一方、専門的な内容は、それぞれの部門ごとに担当が分かれているため、どこに相談に行ったらよいかわからないということもあり、分かりやすく、利用しやすい窓口が求められています。

新制度では多様な教育・保育施設や事業などが充実されるので、保護者が適切なものを選択し円滑に利用するためにも、情報提供や相談などの支援がますます重要となってきます。今後は相談・支援体制の強化とともに、各相談機関における連携体制の強化が課題となっています。

○子育ての負担感・孤立感

子育てに関する悩みの中には、専門的な指導や支援が必要なものもありますが、保護者同士の交流や、不安や悩みを受け止めてくれる理解者の存在で解消するものも多くあります。保護者の精神的な安定は、子どもの心身の健やかな発達のためにも重要なものです。

本市では、地域子育て支援拠点事業などを実施し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流できるよう、親子の居場所づくりを図っています。また、一時的な子どもの預かり事業などにより、保護者の病気や用事のほか、育児疲れやリフレッシュなどに対応しています。

親子が孤立せず楽しんで育児できるための事業へのニーズが今後ますます高くなることを見込まれます。

施策の展開

(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

ア 相談・情報提供の充実

多様な子育てに関する悩みや不安に、市の窓口のほか、地域コミュニティ※や民生委員・児童委員、また教育・保育施設や子育て支援施設などで、専門職や経験豊かな人材が対応します。引き続き様々なところで相談しやすい環境を整えることにより、保護者などの孤立を防ぎ、広く悩みを受け止めます。

また、情報誌、インターネット、ケーブルテレビなど、子育て中の保護者が利用しやすい様々な媒体を用いて、情報提供を行います。

イ 教育・保育や子育て支援事業の利用者支援

保護者や妊娠している方が、ニーズに合わせて教育・保育施設や子育て支援事業などを選択し、円滑に利用できるように、相談や情報提供を行う専門職員を配置します。また、子育てに関する様々な相談を受け、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行います。

ウ 子どもに関する相談機能と切れ目のない支援の充実

保護者が迷わず、また、躊躇せず、子どもや子育てに関する相談ができるよう、保健、福祉、教育など様々な分野の相談を総合的に受ける窓口の充実を図ります。

また、支援を必要とする子ども及び保護者に対しては、支援可能な機関などと連携し、迅速に支援がなされるよう調整します。

特に、発達障害[※]に関しては、小学校就学前からできるだけ早期に支援につなげるとともに、情報の集約や組織の在り方について検討し、小学校就学後も切れ目のない支援がされるよう努めます。

■主な相談窓口など

利用者支援事業 (p.100 に詳細)	幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。 令和6年度の見込み量＝3か所 確保内容＝基本型、特定型、母子保健型の3類型の連携による支援
地域子育て支援拠点事業 (p.100 に詳細)	子どもすくすくセンターや子どもの広場などで、常時、保育士などが相談に対応するとともに、子育て情報を提供します。 令和6年度の見込み量＝2,371 回/月 確保内容＝22 か所で地域子育て支援拠点事業実施を予定
家庭児童相談室	子どもや家庭に関する相談や支援を行います。
子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」	妊娠期から乳幼児期の発達・発育・予防接種、健康診断などに関する相談を行います。
24 時間電話健康相談「ひたち健康ダイヤル 24」	健康、育児や、急な病気などの電話相談に、24 時間無休、無料で対応します。
予防接種メール配信「予防接種らくらくスケジューラー」	予防接種スケジュールのメール配信機能を有効に活用し、予防接種以外の子育てに関する情報についても積極的に配信します。
こども発達相談センター	学校生活の様々な悩みや不登校などの教育相談、発達に関する相談、専門医師による指導助言、小集団活動などを行います。
各幼稚園・保育園・認定こども園の育児相談	幼稚園教諭や保育士などが、子育てに関する相談などを行います。
親と子のサポーター	おもちゃライブラリー訪問、おしゃべりティータイムなどにおいて相談を行います。

ひたちこどもでんわ・ 青少年の悩みごと面接相談	子どもから、又は子どもに関する大人からの相談を、電話や面談により行います。
子育てに関する情報提供	「子育て応援ハンドブック ハッピー子育て」、子育てミニ通信「すくすくプチ」、「日立市健康カレンダー」、子育て情報ウェブページ「ひたちすくすくガイド」、日立市公式地域情報アプリ「ひたちナビ」、行政情報番組などにより、情報提供の充実を図ります。
日立市子どもセンター	親子で遊べるスペースや芝生の広がる自然豊かな広い庭があるほか、常駐する相談員が18歳未満のお子さんとその家庭に関する相談を受け、必要に応じてサービスを紹介します。(土日祝日開設)

(2) 子育て家庭に対する支援

ア 親子交流の機会の拡充

子どもたちが自由に遊び、関わり合い、保護者同士や地域の人とも交流できる場所や機会を拡充します。担当者は、身近な相談相手となるとともに、利用者同士、利用者と地域をつなぐよう努めます。

イ 預かり事業の充実

保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュなど、理由を問わず一時的に子どもを預かる事業を充実させるとともに、その周知を図ります。

保護者の病気や仕事、育児疲れなどのために児童養護施設などにおいて短期間又は夜間預かる事業については、委託先となる施設の拡充を図ります。

ウ 家庭教育の推進

親と子のサポーターを中心として、身近な地域で親子交流の場や、子育ての悩みを共感する様々な機会を設け、家庭の教育力の向上を図ります。

エ 地域の子育て支援

交流センターや幼稚園・保育園・認定こども園など、身近な施設を拠点とした子育て支援活動を展開し、地域住民やボランティアなどの協力による多様な交流や支援を促進します。

オ 子育て世帯への支援

産前・産後から子育て期への支援や子育て家庭への支援の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりなどを推進します。

■主な取組

お誕生おめでとう事業(出産祝い金)	子どもの誕生を市全体でお祝いし、健やかに成長することを願って、お祝い金(第1子1万円、第2子3万円、第3子以降10万円)を贈ります。
-------------------	--

産前・産後ママサポート事業	産前から産後までにおける切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から産後1歳未満の子どもがいる家庭に対し、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。
子どもすくすくセンター	子育て支援の拠点施設として、親子交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の収集・発信、子育て自主グループ・ボランティアグループなどの活動支援などを行います。
地域子育て支援拠点事業 (p.100 に詳細)	保育士などのスタッフを配置して、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。また、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講習などを行います。
	令和6年度の見込み量=2,371 回/月 確保内容=22 か所で地域子育て支援拠点事業実施を予定
子育て広場	幼児と保護者が親子で楽しめる遊びや交流を、年間プログラムで受講できるコースを開設します。
幼稚園・保育園・認定こども園の公開保育	それぞれの園において、月1回程度、園児以外の親子が参加し一緒に遊べる行事を開催します。
ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本を通した親子のふれあいを伝えながら、絵本や子育てに関する情報を提供します。
図書館のおはなし会	乳幼児向け、幼児・小学生向けや行事に合わせて、おはなしや絵本の読み聞かせ、紙芝居などを行います。
一時預かり事業 (p.102 に詳細)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かります。
	令和6年度の見込み量=延 8,112 日/年 確保内容=16 か所で一時預かり事業(幼稚園以外)実施を予定
幼稚園の一時預かり事業 (p.104 に詳細)	幼稚園などの教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、保護者の用事やリフレッシュなどに対応します。
	令和6年度の見込み量=延 12,320 日/年 確保内容=公立幼稚園も含む全園での事業実施を計画的に推進
ファミリー・サポート・センター事業 (p.110 に詳細)	保育施設や学校への送迎、病後児や宿泊を含めた子どもの一時預かりなど、様々な家庭支援を、相互扶助により実施します。
	令和6年度の見込み量=延 1,500 人/年 確保内容=年間延 1,500 人の支援事業実施を予定
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) (p.110 に詳細)	保護者の疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行います。
	ショートステイの令和6年度の見込み量=42 人/年(延利用人数) 確保内容=4施設で実施を予定
	トワイライトステイの令和6年度の見込み量=5日/年(延利用日数) 確保内容=1施設で実施を予定

家庭教育の推進	親と子のサポーターを中心として、乳幼児をもつ親を対象に、子どもの発達に応じた接し方を学ぶ講座や親子交流の場づくりなどを行います。
おもちゃライブラリー（日立市社会福祉協議会事業）	地域の育児支援ボランティアの協力の下、乳幼児を持つ親子が自由に集い、おもちゃ遊びを通して他の親子や地域との交流を図ります。
転入親子・初めて親子ウェルカムバスツアー	転入してきた親子や初めて子育てをしている親子を対象に、親子で遊べる市内のスポットをまわって子育て専門スタッフと一緒に遊べるバスツアーを実施します。
新生児誕生世帯ごみ処理袋支援事業	お子さんの誕生をお祝いし、紙おむつをたくさん使用する新生児誕生世帯に、エコバックに入れたごみ処理袋を贈ります。



2 安心して活動できる環境の整備

現状と課題

○遊び場所への要望

子どもは体を動かし遊ぶなかで、心身の様々な発達にとって必要な経験を積み重ねていきます。また、友達と群れて遊ぶことで、その中でルールを守り、コミュニケーションを取り合いながら、協調する社会性も養っていきます。しかし、都市化や少子化の進行により、子どもが自然の中で遊ぶ場所や遊ぶ仲間が減少しています。

ニーズ調査の結果では、子育て支援の取組として8割以上の方が子どもの遊び場に関して「重要」又は「やや重要」と答えており、遊び場所への要望の高さが分かります。

本市は山海川など自然環境に恵まれており、公園や広場、緑地なども400か所以上整備しています。公園の遊具施設については毎年点検を行うなど、安全性の確保に努めていますが、植栽を含めた適切な管理が課題となっています。

このほか、幼稚園や保育園の園庭などを開放し、親子の遊び場として利用できるようにしています。

○小学生の放課後の居場所づくり

放課後児童クラブと放課後子ども教室の2つの事業がそれぞれの特性を生かしながら、本市の放課後健全育成事業施策全体の推進を図ることで、全ての子どもたちにとって安全で豊かに過ごすことができる居場所としていく必要があります。

放課後の時間帯は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児などとの関わりなどを通じて社会性を修得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」・「生活の場」としていく必要があるため、一層、サービスの質を向上させていくことが求められています。

施策の展開

(1) 安全な遊び場所の提供

ア 園庭開放

保育園、幼稚園、認定こども園は地域の幼児教育の拠点としての役割を担うといった視点から、地域の未就園児及びその保護者などに対して施設を開放するとともに、積極的な子育て支援を行います。

イ 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、遊びながら交流できる遊び場の一つとして、地域子育て支援拠点の充実、さらに、室内での遊びに加え、外遊びができる施設の整備についても充実を図ります。

ウ 公園などの環境整備

子どもと保護者が安心して遊べるように、公園の遊具設備や広場の安全整備に努めます。

エ 子どもの遊び場の充実

遊び場に関するニーズでは、気象条件の変化を気にすることなく遊べる屋内施設や親子が外で遊べる公園などの整備が求められていることから、ニーズを踏まえた整備の検討を進めます。

■主な取組

幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	幼稚園・保育園・認定こども園においては、園庭など施設を地域の親子に開放し、子ども同士が安心して遊べる場として提供します。
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供します。
公園の施設管理	遊具の点検を年1回実施し、安全を確保します。また、自治会などの協力の下、除草や日常点検を行います。
屋内の遊び場	北関東最大の屋内型遊び場を設置。天候に左右されることなく、0歳から12歳までの親子が遊べる場です。

(2) 放課後などにおける安全な居場所の提供

ア 放課後児童クラブ

増加する入会児童受け入れのための部屋の確保として、小学校に併設する公設のクラブの2部屋目の整備を進めるとともに、運営を委託しているクラブの支援員の確保・質の向上のための支援に努めます。

また、民間児童クラブ運営に対する支援、支援員の確保、サービスの質の向上のための支援を引き続き行います。

イ 放課後子ども教室

全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供します。実施に当たっては、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する取組である放課後児童クラブと一体的又は連携し、放課後の子どもたちの居場所としての環境を整備します。

ウ 新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭などの「小1の壁※」・「待機児童※」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が一体的に又は連携して実施できるよう整備を推進します。

■主な取組

放課後児童健全育成事業 (p.107 に詳細)	放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
	令和6年度の見込み量=1,533 人 確保内容=公設の2部屋目の教室の確保を予定
放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。

※ 新・放課後子ども総合プランとは、全ての就学児童が放課後などを安全に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進め、連携・交流していくものです。



放課後子ども教室

放課後子ども教室



3 働きながら子育てしやすい環境の整備

現状と課題

○女性の就業増加

女性の就業が増加し、フルタイム就業の場合の育児休業取得率も約7割になるなど、働きながら子育てをする家庭が増えています。それに伴って保育ニーズも増加し、保育園などの定員数を増やして対応してきました。

保護者の就労形態の多様化から、保育ニーズも多様化しており、それらに対応できる支援策の整備が必要となっています。

○「小1の壁」

小学校入学後は、放課後の時間、保護者が不在となる家庭の子どもには、放課後児童クラブを生活の場として整備してきました。しかし、公設の放課後児童クラブは開設時間が短く、保育園の延長保育のように整備されておらず、これまでは小学校低学年までを対象としていたため、働き方の変更を余儀なくされる「小1の壁^{*}」が問題となっていました。このため、令和元年度から開設時間の延長と対象学年を小学校全学年にし、利用者ニーズに応える制度に整備しました。

しかしながら、女性の就労率が増加したことや対象学年が拡充したことなどから、待機児童^{*}が発生している状況にあります。

また、公設の放課後児童クラブでは対応しきれないニーズを、民間学童クラブや私立保育園が行う学童保育が担っている状況にもあります。

利用者ニーズに応えるためには、公民共に児童クラブ室の環境整備、支援員の人材確保及び資質向上などが課題となります。

○仕事と生活の調和

出産を機に離職する女性は依然として多く、本市の就学前の子どもの母親で「以前は就労していたが現在は就労していない」人は約5割となっています。一方父親の1日当たりの就労時間の平均は10.4時間、帰宅時間が午後9時以降の父親は約4割と、子育て世代の父親が育児に関わる時間は依然として少ない状態です。

職場全体の長時間労働の是正や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備が求められています。

(1) 多様な保育サービスの提供

ア 多様な就労形態への対応

多様化している就労形態によるニーズに応えるため、保育時間の延長や休日保育などの充実を図ります。

イ 病児の保育

病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて保育します。

ウ 一時預かり

保護者が仕事などで一時的に保育ができないときに、幼稚園や保育園、認定こども園などにおいて一時的に預かって保育します。

エ 子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業により、他の子育て支援事業でカバーできないようなきめ細かな援助を行い、子育て家庭を応援します。

■主な取組

時間外保育事業 (p.101 に詳細)	保育園などで、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施し、保護者のニーズに対応できる体制をつくります。 令和6年度の見込み量＝1,304 人 確保内容＝全ての保育園及び認定こども園で事業実施を予定
病児保育事業 (p.105 に詳細)	病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。 令和6年度の見込み量＝延 1,237 日/年 確保内容＝病児保育施設増設を推進
幼稚園の一時預かり事業	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、仕事などによる保護者の不在に対応します。
保育園などの一時預かり事業	保護者の仕事などで家庭において保育が一時的にできない乳幼児などを預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	保育施設や学校への送迎、子どもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を実施します。

(2) 放課後児童クラブの充実

ア 待機児童[※]の解消

公設児童クラブの開設時間の延長や対象学年の拡充などにより発生している待機児童[※]の解消に向けて、クラブ室の整備を進めるとともに、支援員の確保に努めます。

イ 量の確保

各小学校において実施する公設児童クラブを核にその充実を図ると同時に、引き続き、民間事業者への支援を行い、必要量の確保に努めます。

ウ 開設日の拡充

5年間の計画期間において、学校ごとのニーズを見極めながら、公設児童クラブの開設時間及び土曜日開設を進めます。

エ 人材育成

県が実施する研修の受講を推進し、支援員の資質向上を図ります。

オ 設備・環境の整備

設備及び運営に関する基準を遵守し、児童の良好な生活環境の整備を図ります。

カ 放課後子ども教室との連携（新・放課後子ども総合プラン）

国の新・放課後子ども総合プランに基づき、保護者の就労などの状況に関わらず全ての児童を対象とする「放課後子ども教室」との連携により、放課後児童クラブの活動内容を充実させます。(63 ページ参照)

※ 新・放課後子ども総合プランとは、全ての就学児童が放課後などを安全に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進め、連携・交流していくものです。

■主な取組

放課後児童健全育成事業 (p.107 に詳細)	放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
	令和6年度の見込み量=1,533 人 確保内容=公設の2部屋目の教室の確保を予定
放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

ア ワーク・ライフ・バランスの啓発

個人が自ら希望するバランスで、仕事や家族との時間を豊かに過ごせるよう、市民や事業者に向け、職場全体の長時間労働の是正や労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなどについての理解及び合意形成の促進など、ワーク・ライフ・バランス推進のための働き掛けとなる事業を実施します。

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童クラブの充実に加え、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。特に、産後休業・育児休業明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、計画的に保育環境を整備します。

ウ 就職を希望する保護者の支援

求職活動や起業準備の期間中について保育の必要性を認めて保育の認定をするなど、子育て中の保護者の就業を応援します。

また、子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワークの「マザーズコーナー」と協力し、就職を希望する保護者に子育て支援の情報を提供します。

エ 男女共同参画に関する教育・学習の充実

誰もが、その個性と能力を発揮し生き生きと暮らせる社会を作るために、子どものころから男女共同参画についての理解を深め、意識の啓発を図ります。

■主な取組

ワーク・ライフ・バランスの啓発	市民、企業を対象に、男女共同参画情報紙などにより、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。
保育環境の整備	就業のために保育を必要とする家庭が必要な事業を利用できるよう、保育環境を整備します。
男女共同参画 [*] の啓発	中学生のための男女共同参画ハンドブックを作成し配布します。男女共同参画に関する絵画や作文を募集し、男女共同参画について考えるきっかけを作ります。

4 ひとり親家庭の支援

現状と課題

○生活上の負担

ひとり親家庭は、仕事、子育て、家事などをひとりで担わなければならない、その精神的、肉体的負担は大きいものとなっています。

ひとり親家庭が抱えている様々な悩みにきめ細やかに対応できる相談体制と各種支援策などの情報提供が重要であり、福祉、保健、雇用、教育など、多岐の分野にわたる支援が必要となります。

○経済的負担

近年は雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭を取巻く環境はますます厳しくなっており、特に母子家庭の多くは、就労しているにもかかわらず、非正規雇用の割合が高いため、一般世帯に比べて低水準の年収にとどまっているのが現状です。また、父子家庭は、比較的雇用条件が安定し、一定の収入は確保できる家庭が多いものの、仕事と子育て・家事との両立が課題となっています。

子どもへの影響の観点からも、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、自立支援策の充実が求められています。

施策の展開

(1) ひとり親家庭の支援

ア 子育て・生活支援

家庭相談員が、様々な悩みの相談や自立に向けての相談支援を行います。

母子家庭・父子家庭の方が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する保育の充実、放課後児童クラブの充実に努めます。

一時的に家事援助や保育サービスが必要なときに家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業など、ひとり親家庭に対する各種支援策などについて、市報、ホームページなどにより広報、情報提供に努めます。

イ 就業支援

経済的自立に向けた看護師などの資格取得のための職業訓練給付金を支給することにより、母子・父子家庭の就業を支援します。

また、県の母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育訓練給付金などの支援策の利用促進を図るとともにハローワークの専門相談窓口と連携し、母子・父子家庭の就業を支援します。

ウ 経済的支援

経済面での支援を促進するために、母子・父子福祉資金貸付金や児童扶養手当制度などについて積極的な情報提供を行い、経済的な支援を推進します。

■主な取組

相談支援	家庭相談員が母子・父子家庭の抱える様々な悩みの相談や自立に向けた就業相談などに応じます。
保育園・放課後児童クラブの利用調整	母子・父子家庭の方が仕事と子育ての両立ができるよう、保育園・児童クラブ利用に際して優先的に配慮します。
子育て短期支援事業 (p.110 に詳細)	母子・父子家庭の方が病気や仕事などで子どもの養育が一時的に困難になったときに児童養護施設などで子どもを預かります。
高等職業訓練給付金等	経済的な自立に向けて、看護師などの資格取得のために養成機関に1年以上修学する場合に給付金を支給します。
生活保護受給者等就労自立促進	ハローワークと連携して生活保護受給者や児童扶養手当受給者に就労支援を行います。
就労促進	就労促進のための県の事業(母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育給付金など)について情報提供を行います。
つなぐハローワークひたち	市役所庁舎内に、茨城県労働局と市が共同で開設した窓口で、生活に困窮している方などを対象とした職業相談・紹介を行っています。
資金援助制度紹介	資金援助のための県の事業(生活資金や修学資金などの貸付制度)について情報提供を行います。
児童扶養手当	母子・父子家庭などに対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。
医療福祉費支給 (母子・父子家庭マル福)	県制度の条件による対象者に、医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で18歳到達年度末までの入院自己負担金と食事代を助成します。
遺児福祉金	父又は母若しくは両親が死亡した児童の養育者に対し、経済的支援を行います。

5 経済的負担の軽減

現状と課題

○子育て家庭の経済的負担と少子化

子育てに関するアンケートでは、経済的支援への要求が常に上位に挙げられます。「平成 23 年 国民生活基礎調査」によると、児童のいる世帯の約 7 割は生活が苦しいと感じています。「平成 22 年 出生動向基本調査」では、理想子ども数より少ない子ども数を予定している夫婦の約 6 割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を理由に挙げています。子育て世代が子どもを生き育てやすいと感じられるには、家庭の子育てにおける経済的負担を軽減する必要があります。

○家庭状況などによる負担

母子・父子家庭は、仕事、子育て、家事などを一人で担わなければならない環境にあることに加え、経済的に安定していない家庭も多く、経済的支援が求められています。

また、心身障害児などのいる家庭は、日常生活上の介護などの負担のほか、介護のために就業が制約されることや医療・サービス利用などによる経済的な負担も多大です。

全ての子どもと子育て家庭の安定と、児童の健全な育成を図るため、各種経済的支援が求められます。

○子どもの貧困問題

次代の社会を担うのは子どもたちであり、子どもたちが希望をもって未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。しかし現実には、子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情などにより左右されてしまう場合が少なくありません。

我が国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しいものとなっており、国においては、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

本市においても、家庭の経済状況などにかかわらず、全ての子どもが能力と可能性を最大限に伸ばせる環境を整備していくことが課題となっています。

施策の展開

(1) 経済的支援

教育・保育の利用者負担については、世帯の所得や子どもの数などによって保育料が設定されており、これまでも生活保護世帯や第 3 子以降は無料となっていました。さらに、令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化の実施により、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する 3～5 歳児クラスまでの全ての子どもと、0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償化されました。

本市では、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図るため、保育園などを利用する第2子の保育料の無償化や医療費小児マル福の対象年齢の引き上げなど、軽減策の拡充を行いました。

また、健康で文化的な子育て環境の基礎となる良質な住宅を無理のない負担で確保できるよう、取得などに要した費用の助成を引き続き行います。

さらに、子どもの貧困対策として困難を抱える子育て家庭への支援、ひとり親家庭、障害のある子どもがいる家庭、不妊や不育症などに悩む家庭など、様々な家庭の状況に応じた支援を充実させます。

■主な取組

結婚新生活支援事業	若い世代の婚姻数増加を図り、本市の少子化対策を推進するため、経済的理由で結婚に踏みだせない若い世代を対象に結婚新生活に係る費用を支援します。
お誕生おめでとう事業 (出産祝い金)	少子化対策及び子育て支援を目的として、次世代を担う児童の誕生を市全体で祝福するとともに、出産時の経済的支援を行います。
ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業	市内で住宅を新築・購入(中古を含む。)、増改築した子育て世帯(中学生までのお子さんを養育している世帯)に対し、住宅取得などに係る費用の一部を助成します。
山側住宅団地住み替え促進事業	山側住宅団地内で住宅を新築、購入(中古を含む。)若しくは増改築又は賃借した子育て世帯又は若年夫婦世帯(夫婦いずれかが40歳未満)に対し、住宅取得などに係る費用の一部を助成します。
児童手当	中学校終了前の児童について手当を、児童手当法に基づき支給します。(年齢・所得により支給額が異なります。)
医療福祉費支給(妊産婦マル福)	県制度の条件により、妊産婦が健康保険を使って病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で所得制限の廃止と対象疾病の拡大を行います。
医療福祉費支給(小児マル福)	県制度の条件による対象者に、医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で、所得制限を廃止し、18歳到達年度末までの外来医療費の一部、入院自己負担金と食事代を助成します。
保護者負担軽減	小学校新入生ハンドセルを、中学校新入生ヘスクールカバンの無償配布、小中学校の学校給食費助成のほか、教材費や部活動の個人負担を見直すなど、保護者負担の軽減を図ります。
児童扶養手当	母子・父子家庭などに対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。
多子世帯に対する経済的支援	多子世帯(第2子)の保育料を無償化するなど、経済的負担の軽減を図ります。
遺児福祉金	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。

医療福祉費支給(障害者マル福)	県制度の条件による対象者に、医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で日立市障害福祉施設在籍者なども対象者とし、18歳到達年度末までの入院時食事代も助成します。
医療福祉費支給(母子・父子家庭マル福)	県制度の条件による対象者に、医療費の一部を助成します。 また、市単独事業で18歳到達年度末までの入院自己負担金と食事代を助成します。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満の子どもを家庭で監護する方に手当を、国の基準により支給します。
障害児福祉手当	精神又は身体に重い障害のある20歳未満の子どもに手当を支給します。
日立市特別福祉手当	身体や精神に障害のある人や特別支援学校在籍者などに、市独自に手当を支給します。
就学援助制度	学校で必要な費用の負担が経済的に困難な家庭の小中学生に、必要な援助を行います。
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (p.111 に詳細)	低所得世帯を対象に、教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具費用、行事への参加に要する費用などを助成します。
日立市奨学金	高等学校や大学などに修学するための資金を貸し付けます。また、大学などを卒業後、日立市に住む方を対象に、奨学金返還金の一部を補助(奨学金の5割まで)します。
奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助事業	日立市奨学金を利用して、大学等を卒業した方が、卒業後市内に居住し、医療・介護・福祉関係の国家資格を取得の上、市内事業所に就業した場合、奨学金返還金の50%相当額を限度に補助します。
乳児おむつ等購入費助成事業	市内の医療機関で出産した保護者に対し、市内の指定取扱店でおむつやミルクを購入できる「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」を贈呈します。
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の特定不妊治療(対外受精、顕微授精)に対し助成を行います。(所得制限なし)
不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の不育症検査及び治療に対し助成を行います。(所得制限なし)

基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

1 幼児教育・保育の充実

現状と課題

○保育ニーズの増加

母親の就労の増加や核家族化などにより保育ニーズが増加しており、全国的に保育の待機児童[※]問題が生じています。

本市においては、年度当初は待機児童[※]がないものの、産後休業・育児休業後の需要から年度途中に待機児童[※]が発生しています。また、保育園では定員を超えた受入が常態化しています。

○幼稚園利用者の減少

一方、幼稚園については、未就学児人口の減少などにより、一部を除き利用者数が定員を下回る状況となっています。園によっては一定規模以上の集団活動が困難になるなど、運営上の問題や施設経営への影響が懸念され、少子化の動向を考慮した教育・保育施設の配置と運営が課題となっています。

○ニーズの多様化

社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や保護者のニーズも多様化しています。質の高い幼児教育や、柔軟な保育時間、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制などが、幼児施設に求められるようになっていきます。このような多様化するニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取組が必要となってきます。

○幼児教育と保育の一体的提供

市内では現在、13園の認定こども園が開設され、幼児教育と保育の一体的な提供を進めています。

「子育て支援等に関するニーズ調査」から、教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられ、質の高い幼児期の教育・保育を提供できる「認定こども園」の普及に取り組むことが求められています。

【認定こども園とは】

教育と保育を一体的に行う施設であり、具体的には次の2つの機能を備える施設です。

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(3歳以上児については、保護者の就労などにかかわらず、教育・保育を一体的に行います。)
- ② 地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行います。)

【 認定こども園の類型 】

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育と子育て支援を一体的に提供するタイプ	認可幼稚園が保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

施策の展開

(1) 教育・保育環境の整備

ア 提供体制の確保

(ア) 量的な確保

多様化するニーズを踏まえ、質の高い教育・保育を提供していくために、保育園、幼稚園、認定こども園などの幼児施設全体のバランスを考慮して必要量の確保に努め、幼児教育・保育環境を整備します。

(イ) 幼稚園教諭、保育士などの確保

教育・保育の量的確保や質の改善を図るためには、その担い手である幼稚園教諭・保育士などの確保が、これまで以上に切実な課題となります。については、国の制度を活用した業務負担軽減のための事業の実施や有資格者が復職しやすいよう、短時間勤務など就労ニーズに応じた働き方を提供することにより、幼稚園教諭・保育士などの確保に努めます。また、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を促進します。

(ウ) 教育・保育の一体的な提供の推進

今後も進行が予想される少子化の動向を踏まえ、既存施設の意向を尊重しつつ、多様化するニーズに柔軟に応え、良質なサービスを提供するため、教育・保育の一体的な提供を進めます。

具体的には、保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などの変化により利用が影響されず、また、保育対象児にも教育を提供できる、認定こども園の普及を推進します。

(エ) 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

年度の途中で入園を希望する0歳児の子どもの保護者が、産後休業や育児休業から保育サービスを切れ目なく利用できるよう、保育の提供体制の整備を進めます。

また、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園などを利用できるように、情報提供や相談支援を行います。

(オ) 特別な支援が必要な園児への対応

発達に障害があるなど、特別な支援を必要とする子ども一人一人に適切な支援、指導を充実させるため、幼児施設での支援体制を強化します。

そのために、関係機関との連携を密にし、教職員や保育士などが専門的な知識や技能を習得するための研修、指導を充実させます。

また、子どもや保護者が利用しやすい環境を整えるため、地域の拠点となる幼児施設などに、相談窓口や通級教室、小集団指導などの機能の整備を検討します。

イ 公立・私立幼児施設の役割について

(ア) 公立幼児施設

私立幼児施設では対応が困難な、特別な支援を要する子どもなどを積極的に受け入れる役割を担うとともに、将来の需要を見通し、適正に規模や配置を見直した上で、地域の幼児教育・保育、子育て支援の拠点としての役割を担います。

(イ) 私立幼児施設

地域に根差した施設として、保護者ニーズを捉え、独自の理念や方針に基づく特色ある教育・保育、子育て支援の役割を担います。

ウ 認可外保育施設への支援

認可外保育施設を支援し、保育園や小規模保育施設への移行を促進します。また、これらに移行しない認可外保育施設については、保育環境の充実を支援します。

※ 教育・保育の提供については、「第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」」にも記載があります。(89 ページから)

■主な取組

保育の充実	保育園の定員拡充、認定こども園の普及などにより保育を拡充し、待機児童※を解消します。
認定こども園の普及促進	認定こども園を普及するため、情報の提供や施設整備などに関する支援を行います。
時間外保育事業	保育園、認定こども園などで、施設が設定した利用日及び利用時間以外に保育を実施し、保護者のニーズに対応できる体制をつくります。

障害児保育の充実	障害のある子どもを健常な子どもとともに適切な教育・保育を実施することにより、当該児童の成長、発達を支援します。
幼稚園の通級学級	知的・発達に遅れがあるなどの幼稚園児の個別指導や集団指導を行います。また、ことばの習得に遅れや障害のある幼児を対象に個別指導を行います。
病児保育事業	病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。
幼稚園の一時預かり事業	幼稚園などの教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、仕事などによる保護者の不在に対応します。
保育園などの一時預かり事業	保護者の仕事などで家庭において保育が一時的にできない乳幼児を預かります。
認可外保育施設への支援	認可外保育施設における保育環境の充実を支援します。(園児健康診断・職員健康診断補助、保育施設運営費補助など)
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活用しながら、保育や地域子ども・子育て支援事業の受け皿拡大を促進します。

(2) 教育・保育の質の向上

ア 質の確保・向上

乳幼児期には、その特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。そのために、教育・保育施設は設備などを整備し、それぞれの理念に沿った教育・保育、子育て支援の更なる質の向上を図ります。

また、保育園、幼稚園、認定こども園などで構成する「日立市子ども・子育て支援事業者懇談会」において、意見交換や研修会などを行い、情報の共有に努めます。

イ 幼稚園教諭・保育士などの資質の向上

慢性的に不足している保育士や教職員などを確保するとともに、幼稚園教諭や保育士などの知識や技能の向上を目的とした研修を充実させます。

また、幼稚園教諭と保育士などの合同研修などを通じて、教育・保育の共通理解を深めます。

■主な取組

特色ある教育・保育	保育園、幼稚園、認定こども園などごとに、特色ある教育・保育の実践に努めます。
子ども・子育て支援事業者懇談会	子ども・子育て支援事業者との情報や意見交換、研修会などを定期的で開催し、予想される課題の検討など相互調整を図ります。
教職員・保育士などの研修	若手教職員・保育士などの指導力向上や特別支援教育などの研修の充実を図ります。

保育園・認定こども園における食育の実践	食育計画に基づき、発達段階に応じた豊かな食に関する体験により、食を営む力の基礎を培います。
保幼小連携	保育園・幼稚園・認定こども園などと小学校が相互に連携し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。 接続期の連携を推進するための手引書である「笑顔をつなぐ保幼小連携ハンドブック」を活用し、相互理解のもと、見通しをもった教育・保育が進められるよう努めます。
移動図書館	乳幼児期から本に親しむ環境づくりの一環として、保育園、幼稚園、認定こども園など園児や児童クラブの児童を対象にした移動図書館による巡回図書貸出サービス事業を行います。

(3) 保幼小連携の推進

ア 幼児施設と小学校生活との連携

小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、就学前教育と小学校教育の「段差」を低くし、子どもたちの発達や学びの連続性を見通した、保育園・幼稚園・認定こども園などと小学校とのより質の高い連携を進めていきます。

イ 保幼小連携ハンドブックの活用

接続期の連携を推進するための手引書である「笑顔をつなぐ保幼小連携ハンドブック」を活用し、保育園・幼稚園・認定こども園などの保育士や教諭などと小学校の教諭などが相互理解を図ることで、小学校入学後の学校生活がスムーズにスタートできることを目指し、見通しをもった教育・保育が進められるよう努めます。

■主な取組

幼児教育・保育の充実	幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づく幼児教育・保育の充実を図ります。
幼児教育アドバイザーによる指導・助言	幼児教育アドバイザーによる幼児施設、小学校への指導・助言を行います。
研修会などの企画	保幼小連携推進のための研修会などを実施していますが、引き続き、就学前教育と小学校教育の連携が図れるよう、保育士や教諭などを対象とした研修会などの企画運営を行います。

基本目標Ⅳ 子どもの成長と自立を促進する

1 子どもの健全育成と安全の確保

現状と課題

○学童期の社会性や自立性

学童期は、心身が調和のとれた発育をするために重要な時期で、多くの人から様々な影響を受けます。特に学校生活での人間関係、教師や子ども同士の良好な関係を築くことが大変重要となりますが、放課後や休日、長期休業中の活動も、社会性や自立性を育むために重要な経験の場となります。しかし、インターネットなどを通じた擬似的・間接的な体験が増加し、人やもの、自然に直接触れるという体験の機会が減少しつつあります。これらのことは、子どもが社会性を十分身につけられず、精神的にも不安定さを内包し、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できないなど、多くの問題を発生させています。

本市では、少年団活動や子ども会活動など、地域で異年齢の子どもたちが集団で様々な体験ができる活動を支援し、これらの解消に努めています。様々な活動や体験を通して、社会性や責任感、他者への思いやりなどを育てることが課題となっています。

○いじめや不登校

友人関係を強く意識する一方で、上手に関係を築けないケースが増えている現状において、いじめや不登校などが起こる可能性も高くなります。いじめは、暴力を伴うものや、「冷やかし」「からかい」「悪口」「仲間外れ」など様々なものがあります。また、近年は、インターネットや携帯電話などの普及に伴い、いじめの構造や手段が複雑化しています。

本市では、「日上市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止などの対策を総合的かつ効果的に推進しています。

近年、不登校は増加傾向にあり、学校生活に起因するものや家庭の生活環境の急激な変化によるものなど、その要因は様々です。これに対し、教育相談体制の充実を図り、不登校などに関する相談や不登校児童・生徒に対する支援を行っています。

問題は多様化し、教育相談の内容も複雑化、長期化する傾向にあるので、更なる相談体制の強化などが課題となっています。

○子どもの安全

子どもの安全、特に交通事故や犯罪から子どもを守るためには、社会全体で注意を払い、見守ることが必要です。

通学路安全対策などは、関係機関との連携により危険箇所の改善に努めるとともに、交通安全母の会による立哨活動、コミュニティ*や自警団などによる見守り活動が継続的に行われています。

不審者などへの対応については、学区内の危険箇所を明示した子どもを守る安全マップを作成するとともに、各学校において不審者対応マニュアルなどを作成しています。

また、緊急時の避難場所となる「子どもを守る 110 番の家」を確保するとともに、教育委員会やコミュニティ*などによる防犯パトロールを実施していますが、新たな協力者の確保が課題となっています。

施策の展開

(1) 小中学生の健全育成

ア 各種少年団等活動

放課後や休日、長期休業中などを利用した様々な体験や異年齢の子どもたちと交流する機会、例えばスポーツ少年団や文化少年団（宇宙少年団、ジュニア弦楽合奏団、少年少女発明クラブ、ふるさと文化少年団、少年少女合唱団ほか）などを通して、児童の心身の健全な育成を推進します。

イ 職業探検少年団

地域の方々や産業界の協力により、子どもたちが興味を抱いている職業、例えば農業、林業、水産業、商業、ものづくり、福祉・医療、科学、建築デザインなどについて、現に携わる人から直接指導を受け体験することで、働くことの意味や大切さを学びます。

ウ 地域の体験活動

子ども会や地域で行われる行事などを通して、様々な体験や異世代交流ができる活動を支援します。

エ 放課後子ども教室

保護者の就労などの状況にかかわらず、全ての児童が様々な体験や学習などの活動を行えるよう、放課後子ども教室の整備を推進します。放課後子ども教室は、各小学校において、地域の人材や団体などの協力の下、体験や学習など様々な活動を行います。また、放課後児童クラブと連携・交流を目指す新・放課後子ども総合プランを推進します。（再掲。62、63 ページ及び 66 ページ参照）

■主な取組

スポーツ少年団	様々なスポーツを楽しみながら、異年齢での集団活動や自主・自立的な活動により青少年の健全な心と体を育てます。
職業探検少年団	子どもたちが興味のある職業を年間プログラムで体験することにより、ただでは分からない大変さや楽しさを学びます。
総合型地域スポーツクラブ	地域の子どもから高齢者までが、親子体操教室やテニス教室、キャンプなど、様々なコースのスポーツや交流を楽しみます。

文化少年団	子どもたちが関心ある内容を自由に選択し、様々な文化に触れ、体験します。
子ども会	異年齢の子どもたちの交流を推進する活動を応援します。
地域わんぱく隊	宿泊を伴う生活体験・自然体験・地域体験・異世代交流などを取り入れた活動を地区コミュニティ※などで行います。
ひたち大好きパスポート (めざせ！ひたち大好き博士)	土曜日や長期休業期間中の日曜日に公共施設の利用が無料となるひたち大好きパスポートを小中学生に配布し、休日における活動の場を広げます。
放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。

(2) いじめ、不登校対策

ア いじめ問題の啓発

いじめは特別なことではなく、全ての子どもに起こり得る身近な問題と捉え、小中学生、教職員、保護者などに対し、防止のための理解と啓発に努めます。

イ いじめの未然防止、早期発見

いじめには、深刻な状況になる前に対応し、その芽を摘むことが必要で、問題が大きくなってからの対応では、いじめをされる側もする側にも、双方に心の傷を残します。したがって、いじめの未然防止、早期発見を最優先に、対応に努めるとともに、いじめ発生時には迅速に適切な措置を講じます。また、教育相談員などによる子どもたちの心のケアに努めます。

ウ いじめ対策組織の強化

平成 26 年度に設置した「いじめ問題対策連絡協議会」(市教育委員会)、「いじめ調査委員会」(市教育委員会)、「いじめ再調査委員会」(市長による第三者委員会)を運営し、それぞれの活動を通して適切ないじめ対策を推進します。

エ 相談体制の充実

学校において発生する様々な問題に対し、教育委員会や女性青少年課、子育て支援課などの連携による相談体制を更に強化し、いじめや不登校などの解消に向けて一人一人の児童生徒に寄り添った支援を行います。

オ 不登校児童生徒への支援

不登校は、全ての子どもに起こり得ることであると捉え、不登校の小中学生がどのような支援を必要としているかを見極めた上で、学校訪問相談員による教育相談や適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」での支援など、子どもに寄り添う適切な働き掛けを行います。

不登校児童生徒が増えていることから、北部や南部地区での教室の開設などを検討します。

カ 指導の充実

生徒指導の機能を強化し、学級づくりや授業づくりを進めるとともに、「わかる授業」を実践し、学校が楽しい場所であると感じられる学習環境の整備に努めます。

■主な取組

生徒指導	日立市いじめ防止基本方針を基に、いじめの未然防止などに積極的に取り組むとともに、生徒指導研修会や学級集団アセスメント調査などの有効活用を通して、いじめや不登校の解消に努めます。
教育相談	教育相談員を小中学校に派遣し、教育相談を行います。 また、不登校の小中学生の家庭訪問や登校時の支援を行い、教育上の諸問題の早期解決を図ります。
適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」	不登校の小中学生の生活と活動の場として開設し、学習のほか、体験活動、英語、調理などの活動を通して子どもたちの適応力や自己肯定感を高め、社会的自立を目指した支援を行います。
未来パスポート*	児童・生徒のよさを認め、励ますとともに、「未来パスポート」を活用し、自己肯定感・自己有用感を高めて、自立に必要な力の育成を図ります。

(3) 安全対策

ア 通学路安全対策

毎年度、各学校において、教職員、交通安全母の会、PTA役員などにより通学路の安全点検を実施し、改善が必要な箇所については、教育委員会と関係機関との連携により対策を検討し、改善を図ってきましたが、引き続き、連携を密にし、事故防止に努めます。

イ 生活安全対策（不審者などへの対応）

子どもを守る安全マップ及び不審者対応マニュアルなどを活用するとともに、「子どもを守る110番の家」の協力者確保に努めます。

各学校などに対し教育委員会から市内不審者情報を提供するほか、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する情報を適宜提供します。

ウ 交通安全・防犯対策

保育園、幼稚園、小学校、地域などで、交通安全教室及び防犯教室を開催し、安全に関する知識の普及と意識の醸成を図ります。

また、防犯サポーターによる通学路や住宅街などのパトロールを実施します。

■主な取組

通学路安全対策	関係機関との連携により、危険箇所の改善を図ります。
子どもを守る安全マップ	学区内の危険箇所を表示した安全マップを作成し、新入学児童に配布します。
学校安全対策(不審者等対応)	各学校において「不審者対応マニュアル」、「下校時の安全対策マニュアル」を作成し、安全確保に努めます。
子どもを守る 110 番の家推進	「子どもを守る 110 番の家」協力者の確保により、不審者や急病などに遭遇した際に保護を求めることができる体制を作ります。
防犯パトロール・防犯啓発	防犯サポーターが、通学路や住宅街などを巡回し、犯罪の抑止を図るとともに、防犯教室や防犯訓練などを行います。
交通安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などで、子どもや保護者に、交通規則や自転車の乗り方などを指導し、交通安全を推進します。



2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

現状と課題

○若年層の自殺と性

全国的に、若年層における自殺や10代の望まない妊娠の問題が深刻化しています。

本市では、市内全小中学校、高校において、医師会、助産師会と連携し思春期教育を実施するなど、自他の生命の大切さや性に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

また、子どもへの教育のみならず、親を始めとする周囲の大人に対しても、正しい知識を身に付けてもらえるような取組が必要です。

○思春期の生活習慣

肥満や極端に痩せていること、生活習慣病などを予防するためには、子どもの頃から健康な発育や適切な生活習慣の形成に取り組むことが重要です。

本市では、市内小中学校において、医師会、歯科医師会と連携し、喫煙防止教育、歯科教育などを実施しています。

また、望ましい食習慣を形成するため、地域・学校関係者と連携し、児童、保護者に対し栄養教育を行っています。

施策の展開

(1) 思春期保健の充実

次世代の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設けるとともに、望まない妊娠を避け、子どもを産みたいと希望するときに妊娠・出産ができるよう、心身の健康や性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。医師会や助産師などの専門家を講師として活用し、効果的な性教育に取り組みます。

■主な取組

いのちの教育	小学4年生親子を対象とした「助産師が伝えるいのちの教育」、中学3年生を対象とした「医師等が伝えるいのちの教育」により、自他の生命を尊ぶ気持ちや思春期について啓発します。
ライフプラン教育	高校生を対象として、医師会、助産師会と連携し、性や妊娠・出産などに関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 早期の生活習慣病予防の支援

生活習慣病予防に早期から取り組むため、学校、教育委員会などと連携し、子どもたちに対する禁煙教育、歯科教育、食習慣の基盤づくりとなる栄養教育などの支援に努めます。

■主な取組

思春期における食育推進	望ましい食習慣について、栄養士や栄養教諭などによる栄養教育の充実を図ります。
歯と口の健康教育	歯科医師会と連携し、歯と口の健康教育を各中学校で実施し、歯周病と喫煙の害について知識の普及を図ります。
がん教育・生活習慣病予防教育	医師会と連携し、小中学生、高校生に対し、がん予防及び生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。



3 社会を担う次世代の育成

現状と課題

○将来の自立

子どもたちは、やがて社会に出て、次の世代の家庭や地域、社会を担っていきます。社会の一員として自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくためには、経済的にも精神的にも自立することが必要ですが、厳しい雇用環境もあって、つまり若者も少なくありません。

本市では、中学校から、家庭、地域、自立といった考え方や、男女が対等な立場でその個性や能力を認め合うことの大切さについて、啓発を行っています。

また、自分の良さに気づき、自分の存在に自信をもつことで、他者を認め、未来を切り開いていく力を育成する取組をしています。

○晩婚化・未婚化

結婚を希望する若者は多いものの、価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、晩婚化・未婚化が進行しています。出会いが少ない、生活と仕事の調和が難しい、コミュニケーション力が弱い、といった問題が指摘されています。

本市では、若者の結婚・妊娠・出産に関する希望が実現するよう、まちぐるみで応援する環境を整えるため、関係機関で構成する「ひたち出会い応援協議会」を運営し、情報交換、イベントなどを実施していますが、関係者のスキルアップや成果の把握が課題となっています。

また、結婚から妊娠・出産、子育てへのライフステージに応じた取組のさらなる充実を図る必要があります。

施策の展開

(1) 自立についての啓発

ア 未来を拓く人づくり

情報技術の急速な進展など、変化の激しい時代の中で、多様な人々と協働し、よさを認め、励まし、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高めながら、自立に必要な力の育成に努めます。

イ 中学生のための自立啓発

これからの人生で、自らがどのような生き方を選択するのか、自立して社会生活を営むことの意義などについて、思春期から考える機会を設けます。

ウ キャリア教育

地域や企業と連携し、子どもたちが自ら勤労観・職業観を培い、生き方や進路選択、社会貢献などについて考えられるよう、企業、事業所などでの職業体験を実施します。

■主な取組

未来パスポート*	児童・生徒のよさを認め、励ますとともに、「未来パスポート」を活用し、自己肯定感・自己有用感を高めて、自立に必要な力の育成を図ります。
思春期自立啓発	『未来に生きる君たちへ 自立と共生』を副読本として作成し、中学生を対象に将来の人生選択について啓発します。
中学生社会体験	市内を中心とした職場、事業所などの協力を得て、職場体験学習を実施し、社会人としての生き方やルールを学ぶ機会を提供します。

(2) 出会い・結婚支援

ア ひたち出会い応援協議会

いばらき出会いサポートセンターなどの関係団体と協力して出会い応援イベントを開催するほか、各団体の様々な形態での出会い・結婚支援事業に関する情報交換、相互協力を行います。

イ 啓発事業

出会い応援に取り組む関係者、独身者などを対象に、出会い・結婚に関するセミナーを開催するなど、独身男女に結婚に関する意識付けとスキルアップのための支援策を検討していきます。

ウ 結婚新生活の支援

経済的理由で結婚に踏み出せない若い世代を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻数の増加を図り、少子化対策を推進します。

平成 28 年度から事業を開始し、平成 30 年度には、市の独自事業として、上限額の上乗せ（5 万円）と県の補助対象外である一部の費用について補助を始めました。

エ ライフデザイン（結婚～子育て）の形成支援

若者の結婚に対する意識や課題を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることが出来る取組を検討します。

■主な取組

出会いの機会の創出	いばらき出会いサポートセンターなどと連携してイベントを実施し、未婚者の出会いと結婚を支援します。
出会い・結婚についての情報提供・啓発	出会いのイベントなどに関する情報提供や、結婚に関する意識啓発を図ります。
結婚新生活支援事業	経済的な理由で結婚に踏み出せない若年層の方を対象に、結婚に伴う住宅取得経費や賃借経費、引越しに係る経費に対する支援を行います。



十王パノラマ公園

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」 (子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援事業計画

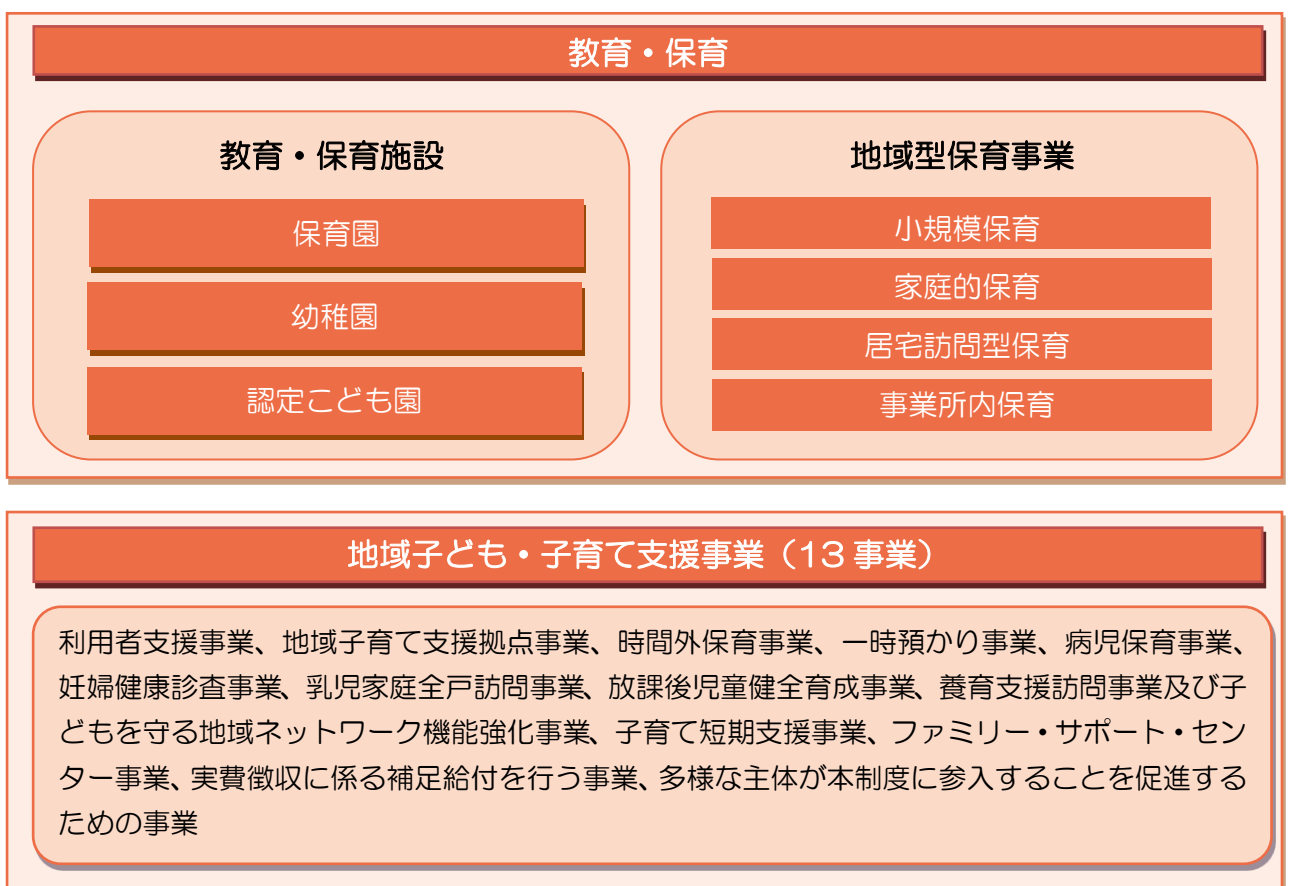
子ども・子育て支援法（以下、第5章では「法」という。）では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けており、記載すべき事項を列記しています。

本計画は、法に策定義務のある計画を含めた子どもと子育てに関する総合的な計画として作成していますが、法で策定義務のある「子ども・子育て支援事業計画」を、ここにまとめて記載します。

主な内容は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての需給計画です。

2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業

事業計画に定める事業は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業です。



(1) 教育・保育

ア 教育・保育に関する施設・事業

(ア) 保育園

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設のうち、県から認可を受けた施設を指します。

(イ) 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園と、これまでの制度のまま運営する幼稚園があります。

(ウ) 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

(エ) 地域型保育事業

保育園より少人数で、3歳未満の子どもを保育する事業です。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があり、市町村が認可します。

イ 教育・保育の認定

新制度では、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用するには、年齢及び保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性※	認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業

ウ 保育の必要性の認定要件

保育を利用する場合（2号認定、3号認定）には、保育の必要な事由のいずれかに該当することが必要です。

本市では、保育の必要性に係る就労時間の下限時間を1か月当たり64時間としています。

なお、64時間の下限時間については、保育園の利用状況などを踏まえながら、計画期間中に必要に応じた見直しを検討することとします。

<保育の必要な事由>

- 月 64 時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産（産前 8 週の属する月から産後 8 週を経過する日の翌日が属する月まで）
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（3 か月以内）
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
（在園児が 3 歳児以上の場合、育児休業終了月まで、2 歳児までの場合は、最長で生まれた子が 1 歳になる年度末まで）

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法において 13 の事業が定められており、各市町村がニーズに応じた事業を実施することとされています。

3 教育・保育等の提供区域の設定

（１）提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育等の提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、事業内容を定めることとされています。

（２）日立市の教育・保育等の提供区域の設定

ア 教育・保育の提供区域

本市では、地域性や行政区域、子どもと保護者の活動範囲の状況などを考慮して、複数の小学校区を組み合わせ、4 つの区域を設定しました。北部地区、本庁地区、多賀地区、南部地区の 4 つの区域を基本とし、地域のニーズに沿った教育・保育の提供を進めていくこととします。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定については、教育・保育の提供区域を基本とし、事業ごとに適切な区域を設定します。

ウ 教育・保育等の提供区域の設定

(ア) 教育・保育の提供区域



教育・保育提供区域と小学校区

北部区域	櫛形小
	山部小
	豊浦小
	日高小
	田尻小
本庁区域	中里小
	仲町小
	宮田小
	滑川小
	中小路小
	助川小
	会瀬小
成沢小	
多賀区域	諏訪小
	油縄子小
	大久保小
	塙山小
	河原子小
	大沼小
南部区域	金沢小
	水木小
	大みか小
	久慈小
	坂本小
	東小沢小

(イ) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	区域の設定
① 利用者支援事業	市全域
② 地域子育て支援拠点事業	4区域 (教育・保育に同じ)
③ 時間外保育事業(延長保育・休日保育)	
④ 一時預かり事業	
⑤ 病児保育事業	
⑥ 妊婦健康診査事業	市全域
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	4区域
⑧ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
⑨ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
⑩ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	
⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 「量の見込み」と「確保方策」について

(1) 基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づく事業計画においては、教育・保育について、5か年の量の見込み（利用に関するニーズ量を踏まえた目標量）と確保方策（量の見込みに対する整備量と実施時期）を定める必要があります。

平成30年度に実施した「日立市子育て支援等に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」）の結果に基づく潜在的なニーズを含む利用率や実際の利用状況、児童の人口推計などを基に、量の見込みを算出し、その確保方策を定めます。

(2) 量の見込みの推計

「量の見込み（ニーズ量）」は、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込み量です。その算定方法は、ニーズ調査の結果などを基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の子育て家庭の現状などを踏まえて、一部補正を行いました。

国が示した算出等のための手引き書に沿った計算式は次のとおりです。

推計児童数	×	潜在的家庭類型割合	×	利用意向率	=	量の見込み
令和元年度～6年度における年齢区分別の児童数を住民基本台帳人口を基に推計（コーホート変化率*による算出が基本）		父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、8つのタイプの潜在的家庭類型に分類（「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を勘案）		潜在的家庭類型ごとに、教育・保育事業などの利用意向率を算出		左記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

(3) 「確保方策」の設定

「確保方策（供給量）」は、サービスが、施設や事業者などによって、どれだけ提供されるかという見込み量です。現在の利用状況とニーズ調査で把握した利用希望を踏まえて、事業ごとの確保内容とその時期を設定します。

なお、ニーズ量に対して供給量が不足している場合には、どのように確保していくのかを検討していく必要があります。

ア 確保方策の考え方

(ア) 不足が見込まれる保育の整備について

① 保育園などの定員適正化

定員を超過して子どもを受け入れている保育園及び認定こども園について、入園実績や施設規模、職員配置に応じて適切な定員を設定するよう働きかけます。

②幼稚園の認定こども園への移行促進

既存幼稚園の認定こども園への移行を促進し、保育定員の確保を図ります。

③認可外保育施設の認可保育所、地域型保育事業への移行促進

市内で運営している認可外保育施設について、認可保育所への移行や小規模保育施設など地域型保育事業への移行などを促進し、保育定員の確保を図ります。

(イ) 幼稚園、認定こども園（1号認定）の確保方策について

学校教育法に基づくクラス編成を考慮し、各園の意向を踏まえて受入数を設定します。

(ウ) 公立幼児施設の適正配置について

公立の幼児施設については、平成25年3月に受けた「日立市幼児施設のあり方検討会議」からの提言に沿って、公立幼児施設の担うべき役割を踏まえながら、引き続き適正配置を進めます。

①方向性

民間力を活用し、公から民への移行を前提として、今後も進行が予想される少子化の状況に合わせ、公立の幼児施設において児童の受入れ枠を調整します。地域や保護者のニーズを踏まえ、定員の見直しや統合、認定こども園化（幼稚園と保育園の一元化）などにより、地域の拠点とする施設を残しつつ適正配置を進めていきます。

②統合などの対象とする施設の考え方

一定規模（1学級10人以上）の園児の集団活動を確保する観点から、クラスの児童数が2年続けて10人未満となっている施設や、経年劣化などにより老朽化している施設などを中心に、私立の幼児施設の配置状況も十分に踏まえつつ、近隣施設との統合などを進めていきます。

(エ) 地域子ども・子育て支援事業について

現在の利用状況とニーズ調査で把握した利用希望を踏まえて、事業ごとの確保内容とその時期を設定します。

【参考】 令和元年度の教育・保育施設の設置状況

	認定こども園	幼稚園	保育園	合計
私立	12園	9園	8園	29園
公立	1園	11園	10園	22園
合計	13園	20園	18園	51園

※ 休園中の園は除く。

5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 市全域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策	区分		1号認定	2号認定	3号認定			
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり		
平成 30 年度	量		①	1,850	1,479	245	875	
	利用者数			1,850	1,467	196	805	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			2,213	1,395	246	716
		確認を受けない幼稚園(※)			300	—	—	—
		地域型保育事業			—	—	—	—
	確保方策の合計		②	2,513	1,395	246	716	
② - ①			663	△84	1	△159		
令和 2 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		①	1,544	1,519	265	864	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			2,253	1,522	265	828
		地域型保育事業			—	—	—	—
		確保方策の合計		②	2,253	1,522	265	828
② - ①			709	3	0	△36		
令和 3 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		①	1,354	1,541	276	884	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			2,163	1,551	270	833
		地域型保育事業			—	—	18	44
		確保方策の合計		②	2,163	1,551	288	877
② - ①			809	10	12	△7		
令和 4 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		①	1,220	1,581	287	887	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			2,108	1,626	273	845
		地域型保育事業			—	—	18	44
		確保方策の合計		②	2,108	1,626	291	889
② - ①			888	45	4	2		
令和 5 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		①	1,037	1,607	261	903	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,918	1,533	257	802
		地域型保育事業			—	—	2	8
		確保方策の合計		②	1,918	1,533	259	810
② - ①			881	△74	△2	△93		
令和 6 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		①	947	1,641	251	852	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,918	1,651	263	852
		地域型保育事業			—	—	2	8
		確保方策の合計		②	1,918	1,651	265	860
② - ①			971	10	14	8		

※ 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行しない(新制度の対象としての確認を受けない申出を行う)幼稚園です。令和元年度以降、市内に「確認を受けない幼稚園」はありません。

(2) 区域別

ア 北部区域

(単位:人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定	
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり
平成 30 年度	量		602	486	84	291
	利用者数		602	483	81	284
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	575	429	104	264
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—
確保方策の合計		875	429	104	264	
令和 2 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		435	470	91	257
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	815	474	109	274
		地域型保育事業	—	—	—	—
		確保方策の合計	815	474	109	274
令和 3 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		382	477	95	263
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	755	494	109	274
		地域型保育事業	—	—	—	5
		確保方策の合計	755	494	109	279
令和 4 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		344	488	99	264
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	755	494	109	274
		地域型保育事業	—	—	—	5
		確保方策の合計	755	494	109	279
令和 5 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		248	498	53	276
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	750	449	106	272
		地域型保育事業	—	—	—	0
		確保方策の合計	750	449	106	272
令和 6 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		227	507	51	260
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	750	492	106	282
		地域型保育事業	—	—	—	0
		確保方策の合計	750	492	106	282

イ 本庁区域

(単位:人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定	
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり
平成 30 年度	量		418	299	45	175
	利用者数		418	299	26	156
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	565	327	35	128
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—
確保方策の合計		565	327	35	128	
令和 2 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		368	360	48	211
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	520	349	42	168
		地域型保育事業	—	—	—	—
確保方策の合計		520	349	42	168	
令和 3 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		323	366	49	216
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	520	350	42	168
		地域型保育事業	—	—	12	26
確保方策の合計		520	350	54	194	
令和 4 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		290	375	52	216
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	465	395	45	180
		地域型保育事業	—	—	12	26
確保方策の合計		465	395	57	206	
令和 5 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		249	358	84	173
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	380	347	36	147
		地域型保育事業	—	—	1	4
確保方策の合計		380	347	37	151	
令和 6 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		226	364	80	163
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	380	378	36	163
		地域型保育事業	—	—	1	4
確保方策の合計		380	378	37	167	

ウ 多賀区域

(単位:人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定	
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり
平成 30 年度	量		436	391	63	229
	利用者数		436	386	48	200
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	560	348	65	171
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—
確保方策の合計		560	348	65	171	
令和 2 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		475	432	82	247
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	480	394	72	227
		地域型保育事業	—	—	—	—
		確保方策の合計	480	394	72	227
令和 3 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		416	439	86	253
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	450	402	77	232
		地域型保育事業	—	—	6	13
		確保方策の合計	450	402	83	245
令和 4 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		376	450	89	253
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	450	432	77	232
		地域型保育事業	—	—	6	13
		確保方策の合計	450	432	83	245
令和 5 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		351	466	81	301
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	425	432	73	224
		地域型保育事業	—	—	0	0
		確保方策の合計	425	432	73	224
令和 6 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		323	477	77	284
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	425	476	76	242
		地域型保育事業	—	—	0	0
		確保方策の合計	425	476	76	242

工 南部区域

(単位:人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定	
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり
平成 30 年度	量		394	303	53	180
	利用者数		394	299	41	165
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	513	291	42	153
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—
確保方策の合計		513	291	42	153	
令和 2 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		266	257	44	149
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	438	305	42	159
		地域型保育事業	—	—	—	—
		確保方策の合計	438	305	42	159
令和 3 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		233	259	46	152
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	438	305	42	159
		地域型保育事業	—	—	—	—
		確保方策の合計	438	305	42	159
令和 4 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		210	268	47	154
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	438	305	42	159
		地域型保育事業	—	—	—	—
		確保方策の合計	438	305	42	159
令和 5 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		189	285	43	153
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	363	305	45	159
		地域型保育事業	—	—	1	4
		確保方策の合計	363	305	46	163
令和 6 年度	量の見込み(必要利用定員総数)		171	293	43	145
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	363	305	45	165
		地域型保育事業	—	—	1	4
		確保方策の合計	363	305	46	169

6 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業

■事業概要

子育て家庭が、幼稚園・保育園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業です。

事業類型は、利用者支援と地域連携を柱として実施する「基本型」、主として市の窓口で実施する「特定型」、主として市の保健センターで実施する「母子保健型」の3つの類型があります。

■量の見込みと確保方策の考え方

本市では、基本型である子どもセンター、特定型である市役所窓口、母子保健型である保健センターの3か所で行っており、継続して実施する計画としております。

■量の見込みと確保方策

項目 \ 年度	単位	30年度実績	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	か所	3	3	3	3	3	3
確保方策	か所	3	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習などを実施します。

市内には21か所の地域子育て支援拠点があり、平成30年度実績で年間延べ約88,600人もの親子が利用する、乳幼児親子にとって不可欠の事業となっています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、主に保育園などに入園しておらず在宅で子どもを見ている方が利用すると考え算出しました。保育園などへ入園する年齢は早まってきており、園に通っていない方が減少傾向にあることから、計画期間中に平均して減少するものと見込みました。

令和2年度に、公立認定こども園の開園に伴い新たに1か所整備し、22か所での実施とします。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全 市	量の見込み	回	4,224	2,859	2,732	2,610	2,488	2,371
	確保方策	か所	21	22	22	22	22	22
北 部	量の見込み	回	799	605	578	552	526	502
	確保方策	か所	7	7	7	7	7	7
本 庁	量の見込み	回	2081	1,358	1,297	1,240	1,182	1,126
	確保方策	か所	6	6	6	6	6	6
多 賀	量の見込み	回	829	472	452	431	411	392
	確保方策	か所	4	5	5	5	5	5
南 部	量の見込み	回	515	424	405	387	369	351
	確保方策	か所	4	4	4	4	4	4

※ 回数は1か月の延利用回数

(3) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

■事業概要

保育園及び認定こども園などで、施設が設定した利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に保育を実施する事業です。

各園で、保護者の就労時間などによるニーズに応じて実施しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、保育園及び認定こども園の園児数が増加傾向にあることから、計画期間中に平均して増加するものと見込みました。

今後も、ニーズ調査などにより把握した、保育の希望利用時間帯や保護者の労働時間などを考慮して、時間外の保育を確保します。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	人	1,143	1,224	1,249	1,275	1,292	1,304
	確保方策	人	1,143	1,224	1,249	1,275	1,292	1,304
		か所	30	30	30	30	30	30
北部	量の見込み	人	444	475	485	495	502	507
	確保方策	人	—	475	485	495	502	507
本庁	量の見込み	人	195	209	213	218	220	222
	確保方策	人	—	209	213	218	220	222
多賀	量の見込み	人	249	267	272	278	282	284
	確保方策	人	—	267	272	278	282	284
南部	量の見込み	人	255	273	279	284	288	291
	確保方策	人	—	273	279	284	288	291

(4) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（一般型）

■事業概要

保育園などを利用していない保護者が、用事やリフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

公立保育園4園をはじめ、私立保育園や認定こども園で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業でも預かり事業を行っています。また、トワイライトステイ事業により、平日の夜間と休日のニーズに対応しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、保育園などへ入園する年齢は早まってきており、園に通っていない方が減少傾向にあることから、計画期間中に平均して減少するものと見込みました。

実施箇所は現在の実施事業者を維持しつつ、ファミリー・サポート・センターやトワイライトステイも合わせ、ニーズ対応を図ります。

■量の見込みと確保方策

項目		年度		30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		単位							
全市	量の見込み		日	11,489	9,783	9,348	8,931	8,514	8,112
	確保 方策	一時預かり	日	7,979	6,278	5,843	5,426	5,009	4,607
			か所	16	16	16	16	16	16
		ファミリー・サポ- ト・センター	日	3,510	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
			か所	1	1	1	1	1	1
		トワライトステイ	日	0	5	5	5	5	5
			か所	1	1	1	1	1	1
北部	量の見込み		日		2,741	2,612	2,488	2,364	2,245
	確保 方策	一時預かり	日	—	1,864	1,735	1,611	1,487	1,368
			ファミリー・サポ- ト・センター	日	—	875	875	875	875
		トワライトステイ	日	—	2	2	2	2	2
本庁	量の見込み		日		1,914	1,842	1,773	1,704	1,638
	確保 方策	一時預かり	日	—	1,038	966	897	828	762
			ファミリー・サポ- ト・センター	日	—	875	875	875	875
		トワライトステイ	日	—	1	1	1	1	1
多賀	量の見込み		日		3,206	3,045	2,890	2,736	2,586
	確保 方策	一時預かり	日	—	2,330	2,169	2,014	1,860	1,710
			ファミリー・サポ- ト・センター	日	—	875	875	875	875
		トワライトステイ	日	—	1	1	1	1	1
南部	量の見込み		日		1,922	1,849	1,780	1,710	1,643
	確保 方策	一時預かり	日	—	1,046	973	904	834	767
			ファミリー・サポ- ト・センター	日	—	875	875	875	875
		トワライトステイ	日	—	1	1	1	1	1

※ 日数は年間の延利用日数

※ ファミリー・サポート・センターの箇所数は、事務局の数

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

■事業概要

保護者の用事や仕事、リフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった幼稚園又は認定こども園（教育）の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。

公立幼稚園2園、公立認定こども園1園のほか、私立幼稚園全園と私立認定こども園でも実施しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、幼稚園及び認定こども園の園児数が減少傾向にあることから、計画期間中に平均して減少するものと見込みました。

今後は、認定こども園に移行する園でも実施していきます。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み		日	20,886	17,564	15,403	13,878	20,533	18,751
	確保方策		日	20,886	17,564	15,403	13,878	20,533	18,751
			か所	19	19	19	19	23	23
北部	量の見込み		日		5,467	4,794	4,320	5,558	5,076
	確保方策		日	6,501	5,467	4,794	4,320	5,558	5,076
			か所	4	4	4	4	6	6
本庁	量の見込み		日		2,463	2,160	1,946	4,964	4,533
	確保方策		日	2,929	2,463	2,160	1,946	4,964	4,533
			か所	4	4	4	4	5	5
多賀	量の見込み		日		4,629	4,059	3,657	6,191	5,653
	確保方策		日	5,504	4,629	4,059	3,657	6,191	5,653
			か所	5	5	5	5	6	6
南部	量の見込み		日		5,005	4,390	3,955	3,820	3,489
	確保方策		日	5,952	5,005	4,390	3,955	3,820	3,489
			か所	6	6	6	6	6	6

※ 日数は年間の延利用日数

(5) 病児保育事業

■事業概要

病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。

本市では5か所で病後児保育（回復期にあつて集団保育ができない子どもの保育）を実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業として病後児預かりに対応しています。

また、私立保育園1園において、在園児で通所中の子どもが体調不良となった際に、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育園が対応する体調不良児型も実施しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、事業を実施している病後児対応型、体調不良児型、ファミリー・サポート・センターについては、これまでの実績を基に算出しました。新規事業となる病児対応型については、病後児対応型の利用者の1施設分の人数を見込んでいます。

病児対応型について、ニーズ調査においても、利用希望があることから、早期実施を目指します。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全 市	量の見込み		日	967	1,170	1,191	1,212	1,393	1,404
	病児対応型	日		145	148	151	153	155	
		か所		1	1	1	1	1	
	病後児対応型	日	813	871	889	907	919	928	
		か所	6	6	6	6	6	6	
	体調不良児型	日	153	153	153	153	320	320	
		か所	1	1	1	1	2	2	
	ファミリー・サポート・センター	日	1	1	1	1	1	1	
		か所	1	1	1	1	1	1	
	北 部	量の見込み		日	382	450	460	469	642
病児対応型		日		41	42	43	43	44	
		か所		3	3	3	3	3	
病後児対応型		日	382	409	418	426	432	436	
		か所	3	3	3	3	3	3	
体調不良児型		日	—	—	—	—	167	167	
ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—		

項目		年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
本 庁	量の見込み		日	69	110	111	114	116	117
	確 保 方 策	病児対応型	日	/	36	36	37	38	38
		病後児対応型	日		68	73	74	76	77
			か所	1	1	1	1	1	1
		体調不良児型	日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・センター	日	1	1	1	1	1	1
多 賀	量の見込み		日	399	461	467	473	478	481
	確 保 方 策	病児対応型	日	/	44	45	46	47	47
		病後児対応型	日		246	264	269	274	278
			か所	1	1	1	1	1	1
		体調不良児型	日	153	153	153	153	153	153
		ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—
南 部	量の見込み		日	117	149	153	156	157	159
	確 保 方 策	病児対応型	日	/	24	25	25	25	26
		病後児対応型	日		117	125	128	131	132
			か所	1	1	1	1	1	1
		体調不良児型	日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—

※ 日数は年間の延利用日数

(6) 妊婦健康診査事業

■事業概要

妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

実施時期は ①初期～妊娠 23 週 : 4 週間に 1 回 ②妊娠 24～35 週 : 2 週間に 1 回
③妊娠 36 週～分娩 : 1 週間に 1 回で、健康状態の把握、検査計測、保健指導及び必要に応じた医学的検査を行います。

母子健康手帳交付時に、妊婦 1 人につき 14 回分の受診票を配付し、妊婦健康診査に係る費用を助成しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、出生数などを勘案して受診者の数を算出しました。健診回数は、1 人当たり平均受診回数(12 回)を受診者数に乗じて算出しました。提供区域は、市全域です。

県内外の医療機関において、委託契約を行う医療機関で実施します。県外で受診する場合にも対応します。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
量の見込み	受診者数	人	1,003	1,000	975	951	926	902
	健診回数	回	12,429	12,000	11,700	11,412	11,112	10,824
確保方策	実施場所：県内外の医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：県医師会・県外医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目							

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■事業概要

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

生後4か月までに、保健師・助産師などが全ての対象家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行っています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として算出しました。提供区域は、市全域です。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
量の見込み		人	1,042	957	933	910	886	863
確保方策	実施体制：個人委託助産師など5名及び市保健師・助産師21名 実施機関：健康づくり推進課							

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び新・放課後子ども総合プラン

ア 放課後児童クラブ

■事業概要

放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。

公設24クラブと民間10クラブで放課後児童クラブを実施し、小学校6年生までを対象に受け入れています。そのほか、私立保育園などで、学童の保育を実施しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、実績を基に低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）それぞれに算出しました。低学年については、児童数の減少に伴い利用者数も減少すると見込んでおります。

一方、高学年については、令和元年度から、公設児童クラブで小学6年生までの受入れを始めましたので、今後、利用を希望される方が一定程度伸びるものとして、ニーズ調査結果を勘案して見込んでいます。

確保に当たっては、小学校ごとにニーズを満たすよう、小学校内の公設放課後児童クラブを核として充実を図るとともに、民間事業者への支援を充実させます。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の 見 込 み	低学年	人	879	1,001	974	939	1,205	1,232
		高学年	人	270	409	480	551	470	473
		合計	人	1,149	1,410	1,454	1,490	1,675	1,705
	確保 方 策	登録数	人	1,149	1,410	1,454	1,490	1,675	1,705
		施設 数	公設	か所	24	29	31	33	38
	民間		か所	10	10	10	10	12	12
北部	量の見込み		人	300	382	393	403	530	541
	確保方策		人	—	382	393	403	530	541
本庁	量の見込み		人	308	352	363	372	385	388
	確保方策		人	—	352	363	372	385	388
多賀	量の見込み		人	318	435	449	460	485	496
	確保方策		人	—	435	449	460	485	496
南部	量の見込み		人	217	236	244	250	270	275
	確保方策		人	—	236	244	250	270	275
特別 支援	量の見込み		人	6	5	5	5	5	5
	確保方策		人	—	5	5	5	5	5

※ 人数は年度当初の登録人数

※ 施設数は、年度当初に受入可能な箇所数。（複数の教室を利用する場合はそれぞれカウントしています。）

※ 特別支援学校については、4区域とは別に区分しています。

イ 新・放課後子ども総合プラン

■事業概要

共働き家庭などの「小1の壁」・「待機児童^{*}」の解消を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携して実施できるよう整備を推進します。

■放課後子ども教室実施状況

令和元年度には、市内5か所で実施しており、全て業務委託（NPO法人など）しています。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室は月1回程度の合同プログラムを実施することで、両事業の連携を図っています。

■事業計画の考え方

放課後子ども教室は、令和5年度までに、全小学校（25校）に整備することを目指します。

整備に当たっては、定期的に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同プログラムを実施することとし、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けての検証を進めます。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		か所	3	8	13	19	25	25
確保方策	実施場所：基本は小学校の余裕教室などを活用 実施体制：NPO法人などに業務委託 実施機関：生涯学習課							

（9）養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業概要

育児ストレス、望まない妊娠、虐待のおそれがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問や相談などにより、支援を必要とする家庭を把握し、ケースワーカーなどが居宅を訪問して、対象家庭の適切な養育の確保に努めています。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化を図る取組をします。市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域などの関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、これまでの実績を基に算出しました。提供区域は、市全域です。

支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会などにより連携を取りながら支援していきます。

要保護児童対策地域協議会の調整機関と連携して、支援の必要な子どもと家庭に対応します。また、今後設置する子ども家庭総合支援拠点の機能を活用し、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援などを実施します。

■量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

項目 \ 年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	39	45	45	45	45	45
確保方策	実施体制：子育て支援課職員 6 名 健康づくり推進課保健師 16 名、助産師 6 名 実施機関：子育て支援課						

※ 人数は対象とする実人数

（10）子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業概要

保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合などに、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

市内外児童養護施設など 4 施設と委託契約によりショートステイを実施しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

過去の実績では利用者がいない年もありますが、受入体制を整えていることから、見込み量は、前計画と同人数を計画値としました。提供区域は、市全域です。

受入先となる児童養護施設などとの委託の拡充を図るとともに、里親委託も視野に入れ、利用者のニーズに合った支援策の構築について検討を行います。

※ 夜間や休日に対応する子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、102 ページの（4）一時預かり事業に記載しています。

■量の見込みと確保方策

項目 \ 年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	人	3	42	42	42	42	42
確保方策	人	3	42	42	42	42	42
	か所	4	4	4	4	4	4

※ 人数は年間の延利用人数（利用する子どもの数）

（11）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業概要

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

子どもすくすくセンター内に事務局を置き、約 800 人の会員同士の連絡・調整を実施しており、保育施設や放課後児童クラブへの送迎、保育園・幼稚園・学校など前後の預かり、病後児の預かり、宿泊を伴う預かりなど、様々な援助を行っています。

■量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、実績を基に算出しました。一定程度の会員が利用していることから、計画期間中に平均して推移するものと見込みました。

子育て家庭への事業周知とともに、協力会員増に努めて提供体制の強化を図ります。

※ 小学校就学前の子ども対象の事業については、102 ページの（４）一時預かり事業、病後児預かりの事業については、105 ページの（５）病児保育事業に記載しています。

■量の見込みと確保方策（小学生対象のみ）

項目	年度	単位	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		人	1,016	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策		人	1,016	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※ 人数は年間の延利用人数

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業概要

教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などについて、低所得世帯を対象に費用の一部を助成する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

量の見込みを設定して確保する事業ではないため、必要に応じて実施を検討します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業概要

保育園、小規模保育事業、認定こども園や、地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。多様な事業者の能力を活用するため、新たに開始する事業に関する相談、助言、各種手続きに関する支援などを行います。

また、認定こども園で特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、国の基準に沿って必要な費用を補助します。

■量の見込みと確保方策の考え方

市町村の担当者のほか、保育園の保育士OBなどの事業経験者などにより、新規参入施設への巡回支援など、必要な支援を行います。

巡回支援及び特別支援とも、量の見込みを設定して確保する事業ではないため、必要に応じて実施を検討します。



ハレニコ（ベビーゾーン）



東滑川ヒカリ荘公園

第6章 母子保健計画の推進

1 母子保健計画

母子保健計画は、効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画として、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本として策定します。母子保健の推進に当たっては、少子化などに伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるため、医療や福祉、教育などの分野間の連携のもと、切れ目なく、母子保健サービスが提供されることが重要です。

このため本市では、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを念頭に置き、子ども・子育て支援事業計画と一体的に母子保健計画を策定し、取り組みます。

※ 健やか親子21（第2次）

「健やか親子21（第2次）（平成27年度～令和6年度）」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンとして、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義を持ち、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動計画である「健康日本21」の一翼を担っています。



2 母子保健施策の体系

母子保健施策の体系は次表のとおりです。

なお、基本目標と施策の方向性は、40 ページに示す本計画の施策体系に対応しています

基本目標	施策の方向性	施策の展開	主な取組
I すべての子どもが健康やかに育つ環境をつくる	1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策	(1) 妊娠・出産の支援	母子健康手帳の交付、子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」事業、妊婦健康診査事業、不妊治療費助成、不育症治療費助成、産後ケア事業、産婦健康診査費用助成、マタニティスクール、プレパパママの子育てスクール
		(2) 子どもの成長、育児の支援	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）、乳児健康診査、幼児健康診査、2歳児歯科健康診査、育児相談、乳児1か月健康診査、新生児聴覚検査費用助成、予防接種、離乳食教室、0歳児広場、健康教育、養育医療給付
	2 医療の確保	(1) 医療体制の整備	周産期医療体制の整備、地域周産期母子医療センターの早期再開、小児科医師の確保、休日及び夜間における診療体制の確保、救急医療体制の整備
	3 個別に配慮が必要な子どもと親への支援	(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	幼児健康診査等事後指導（のびっこくらぶ）、幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）、5歳児健康診査、発達相談
IV 子どもの成長と自立を促進する	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	(1) 思春期保健の充実	いのちの教育、ライフプラン教育
		(2) 早期の生活習慣病予防の支援	思春期における食育推進、歯と口の健康教育、がん教育・生活習慣病予防教育

3 母子保健の指標及び目標

「健やか親子 21(第2次)」では、「全ての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、5年後(中間評価目標)及び10年後(最終評価目標)の、段階的な目標が設定されています。

本市の母子保健における指標及び最終年度(令和6年度)の目標について、「健やか親子 21(第2次)」の指標及び目標値を参考に設定します。

(1) 妊娠・出産の支援

子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」を中心に、妊娠・出産に関する様々な不安や悩みに応じる相談体制の充実を図り、支援を必要とする妊産婦に対して、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。特に、妊娠期からの早期支援が重要であることから、妊娠届出の重要性に関する認識を醸成するとともに、母子健康手帳の交付時に母子保健事業などの周知に努めます。

指標は、低出生体重児が近年増加している要因として、若い女性の痩せ、喫煙、妊娠中の不適切な体重管理、妊婦の高齢化、不妊治療の増加などによる複産の増加などが指摘されていることから、食生活や喫煙など、改善可能な要因についての対策を強化して、低出生体重児の減少を目指します。また、「妊娠・出産について満足している者の割合」「すこやかひたちを知っている保護者の割合」の増加を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子 21 の 令和6年度目標
1	全出生数中の低出生体重児の割合	9.2%	減少	減少
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.4%	0%	0%
3	妊娠・出産について満足している者の割合	83.9%	85.0%	85.0%
4	すこやかひたちを知っている保護者の割合	42.3%	60.0%	—

実績：人口動態統計

平成30年度 母子保健課調査

子育て支援等に関するニーズ調査

(2) 子どもの成長・育児の支援

健やかな子どもの成長に向けて、子どもの健康及び親の健康の保持増進に努めます。そのため、母子保健事業のあらゆる機会をとらえて、子どもの成長発達に応じた子育ての不安や悩みに気軽に相談できる体制及び親の育児力を高めるための正しい子育て知識の普及啓発などに努めます。

指標は、受診率の高い乳幼児健康診査が、病気の早期発見や年齢に応じた発育・発達を促すための基本的な生活習慣・むし歯予防・栄養などの正しい知識の普及啓発が行える場であることから、未受診者の把握に努め、受診率の向上を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	乳幼児健康診査の受診率	3～6か月児 90.9% 1歳6か月児 97.1% 3歳児 98.4%	3～6か月児 95.0% 1歳6か月児 98.0% 3歳児 98.5%	3～6か月児 98.0% 1歳6か月児 97.0% 3歳児 97.0%
2	むし歯のない3歳児の割合	84.5%	85.0%	90.0%

実績：平成30年度母子保健事業実施状況

平成30年度地域保健・健康増進事業報告

(3) 医療体制の整備

県、医師会、保健所などの関係機関と連携し、地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を行うとともに、安心して安全な出産・育児ができるよう、産科医療や小児科医療体制の確保及び救急医療体制の充実に努めます。

指標は、身近な診療所が、病気の相談や診療を受ける大切な存在であることから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、電話健康相談を推奨し、子どものかかりつけ医・歯科医をもつ保護者の割合の増加を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	子どものかかりつけ医 (医師・歯科医師)を もつ保護者の割合	医師 88.7% 歯科医師 37.8%	医師 90.0% 歯科医師 45.0%	医師 95.0% 歯科医師 55.0%
2	ひたち健康ダイヤル24 を知っている保護者の 割合	81.2%	90.0%	—

実績：平成30年度 母子保健課調査（3歳児健康診査時）

子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

親が育児に対して前向きに、そして余裕と自信を持てるよう、母子保健事業のあらゆる機会を通して、親の発する育てにくさのサインに早期に気付き、関係機関と連携を図り、専門職（医師・保健師など）による支援を行います。

指標は、親が気軽に相談できる相談窓口などの情報を知り、利用することにより、「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親」、「育てにくさを感じたときに対処できる親」の割合の増加を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	79.0%	80.0%	75.0%
2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	91.3%	92.0%	95.0%

実績：平成30年度 母子保健課調査（3歳児健康診査時）

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

子育て中の育児不安やストレスの増大は、子どもの虐待につながる危険性が高くなることから、その不安やストレスを和らげるために、子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」では、母子健康手帳交付や健康診査などの機会を捉えてハイリスク妊産婦を把握をして、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、妊娠期から継続してきめ細かな支援を行います。

特に、妊娠届出時などの早期からハイリスク妊婦を把握し、出産後の養育環境を視野に必要な支援を行うと共に、出産後の乳児家庭全戸訪問において産後うつ傾向のある産婦を早期に把握し適切な支援を行うことで、不安の解消と早期の虐待予防に努めます。

指標は、乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な養育環境の確保を目的として、乳児全戸訪問の実施率を100%とし、体罰などによらない子育てをしている親の割合を増加させること目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	乳児家庭全戸訪問の実施率	99.8%	100%	100%
2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト※等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 80.8% 3歳児 65.6%	3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%	3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%

実績：平成30年度 母子保健事業実施状況

平成30年度 母子保健課調査

(6) 思春期保健の充実

次世代の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設けるとともに、望まない妊娠を避け、子どもを産みたいと希望するときに妊娠・出産ができるように、心身の健康や性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。

指標は、思春期教育（性教育など）を、小学生、中学生、高校生が、市内全校で受講できる体制の整備を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	医師会等と連携した思春期教育の実施校	小学校 18校 中学校 17校 高等学校 8校	市内全校	—

実績：平成30年度 母子保健事業実施状況

(7) 早期の生活習慣病予防の支援

生活習慣病予防に早期から取り組むため、子どもたちに対する禁煙教育、歯科教育、食習慣の基盤づくりとなる栄養教育などに努めます。

指標は、低出生体重児や糖尿病など生活習慣病発症の一要因と指摘されている肥満傾向児や思春期やせの割合について、学校との連携により、その減少を目指します。

No.	指標	実績	目標 (令和6年度)	<参考> 健やか親子21の 令和6年度目標
1	朝食を毎日食べる子どもの割合	小学6年生 83.9% 中学3年生 80.5%	小学6年生 92.0% 中学3年生 90.0%	小学6年生 92.0% 中学3年生 90.0%
2	児童・生徒における肥満傾向児の割合	小学5年生 10.9%	小学5年生 8.0%	7.0%
3	児童・生徒における痩身傾向児の割合	小学5年生 1.8% 中学2年生 2.9%	減少傾向	1.0% (高校2年生女子の割合)

実績：平成30年度 学校保健統計

平成30年度 全国学力・学習状況調査

4 母子保健事業の実施計画

本市の母子保健の水準を向上させるため、3の「母子保健の指標及び目標」の達成に向けて、見込み量を定めて計画的に母子保健事業を推進します。このうち主な事業の数値目標は下記のとおりです。

(1) 妊娠・出産の支援

事業		年度	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
妊婦健康診査	健康診査1回目 受診者数(人)		1,003	1,000	975	951	926	902
不妊治療費助成	申請実件数 (件)		85	90	90	90	90	90
	申請延件数 (件)		126	130	130	130	130	130
不育症治療費助成	申請実件数 (件)		5	5	5	5	5	5
産後ケア	実件数(件)		5	12	15	20	25	30

(2) 子どもの成長、育児の支援

事業		年度	30年度 実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
乳児健康診査	第1回(生後3~6 か月)受診率(%)		90.9	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0
	第2回(生後9~11 か月)受診率(%)		77.0	78.0	78.5	78.5	78.5	80.0
幼児健康診査	1歳6か月児健康診 査受診率(%)		97.1	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	3歳児健康診査 受診率(%)		98.3	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5
予防接種	4種混合接種率 (%)		96.8	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	麻しん風しん (1期)接種率(%)		100.8	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
乳児1か月 健康診査	受診率(%)		—	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

事業		年度	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
幼児健康診査等 事後指導(のびっ こくらぶ)	実施回数(回)		66	66	66	66	66	66
	延参加者数(人)		381	400	400	400	400	400
幼児健康診査等 事後指導(のびの び相談)	実施回数(回)		21	22	22	22	22	22
	相談実件数(件)		115	125	125	125	125	125
幼児健康診査等 事後指導(発達相 談支援)	実施回数(回)		6	6	6	6	6	6
	相談実件数(件)		23	24	24	24	24	24

(4) 妊娠期からの児童虐待防止対策

事業		年度	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
妊婦訪問	延訪問回数(回)		27	30	30	30	30	30
乳児家庭全 戸訪問	訪問件数(件)		1,042	957	933	910	886	863
	延訪問回数(回)		1,116	1,025	999	974	948	923
幼児訪問	延訪問回数(回)		179	210	210	210	210	210

(5) 思春期保健の充実

事業		年度	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
いのちの教育	小学校(校)		18	25	25	25	25	25
	中学校(校)		17	17	17	17	17	17
ライフプラン教育	高校(校)		8	9	9	9	9	9

(6) 早期の生活習慣病予防の支援

事業		年度	30年度	令和	3年度	4年度	5年度	6年度
			実績	2年度				
食育推進事業	実施回数(回)		8	9	10	10	10	10
歯と口の健康教育	実施回数(回)		15	15	15	15	15	15
がん予防・生活習 慣病予防教育	実施回数(回)		1	3	3	5	5	5

資料編

1 第2期日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン 2020 策定の経過

年月	日立市子ども・子育て会議	関係会議、調査等
[平成30年度]		
平成30年6月		第1回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議
平成30年7月	平成30年度第1回会議 今後のスケジュールについて	
平成30年8月	平成30年度第2回会議 ニーズ調査の実施について	第2回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議
平成30年10月		第3回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議
平成30年11月	平成30年度第3回会議 ニーズ調査票等（案）について	
平成30年11月～12月		子育て支援等に関するニーズ調査実施
平成31年2月	平成30年度第4回会議 ニーズ調査の単純集計結果、ニーズ調査の分析方法等、公立幼児施設の適正配置、幼児教育・保育の無償化について	
[令和元年度]		
令和元年7月		第1回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議 第4回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議
令和元年8月	令和元年度第1回会議 策定体制、量の見込み、策定方針について	
令和元年10月	令和元年度第2回会議 計画素案、量の見込み・確保方策、母子保健計画等の推進について	第5回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議 第6回子ども・子育て支援計画策定ワーキンググループ会議
令和元年11月	令和元年度第3回会議 計画素案、計画素案に対する意見の募集（パブリックコメント※）について	第2回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
令和元年12月		計画素案に対する意見の募集
令和2年2月	令和元年度第4回会議 計画素案に対するパブリックコメントの結果、計画案について	第3回子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議
令和2年3月	日立市子ども・子育て支援計画ひたち子どもプラン 2020 策定	

2 国、茨城県及び日立市における子どもに関する取組

年	国	茨城県	日立市
平成 7 年 (1995 年)	○エンゼルプラン (平成 7(1995)年度～平成 11(1999)年度)		
平成 9 年 (1997 年)		大好きいばらきエンゼルプラン (平成 9(1997)年度～平成 12(2000)年度)	
平成 10 年 (1998 年)			○日立市児童育成計画 ひたち子どもプラン (平成 10(1998)年度～平成 13(2001)年度)
平成 11 年 (1999 年)	少子化対策推進基本方針		
平成 12 年 (2000 年)	○新エンゼルプラン (平成 12(2000)年度～平成 16(2004)年度)		
平成 13 年 (2001 年)	待機児童ゼロ作戦	○大好きいばらきエンゼルプラン 21 (平成 13(2001)年度～平成 16(2004)年度)	☆少子化に関するアンケート調査実施
平成 14 年 (2002 年)	少子化対策プラスワン		○日立市少子化対策計画 ひたち子どもプラン 21 (平成 14(2002)年度～平成 22(2010)年度)
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法		
平成 16 年 (2004 年)	少子化社会対策大綱		☆子育て支援に関するアンケート調査 実施
平成 17 年 (2005 年)	○子ども・子育て応援プラン (平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度)	○大好きいばらき新エンゼルプラン 21 (平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度) (前期:平成 17(2015)年度～平成 21(2009)年度)	○ひたち子どもプラン 21 推進行動計画 (平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度)
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について		
平成 19 年 (2007 年)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バラ ンス）憲章及び行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点 戦略		
平成 20 年 (2008 年)	新待機児童ゼロ作戦		☆少子化対策・子育て支援に関する アンケート調査実施
平成 22 年 (2010 年)	○子ども・子育てビジョン (平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度)	○大好きいばらき新エンゼルプラン 21 後期計画 (平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度)	○日立市少子化対策計画 新ひたち子どもプラン 21 (平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度)
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て支援法		
平成 25 年 (2013 年)	少子化危機突破のための緊急対策		日立市における幼児施設のあり方につ いて（提言） ☆子育て支援に関するアンケート調査 実施
平成 26 年 (2014 年)	次世代育成支援対策推進法延長		
平成 27 年 (2015 年)	新たな少子化対策大綱 子ども・子育て支援新制度施行 子ども・子育て本部（内閣府）設置	○大好き いばらき次世代育成プラン (平成 27(2015)年度～平成 37(2025)年度) (前期:平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度)	○日立市子ども・子育て支援計画 (日立子どもプラン 2015) (平成 27(2015)年度～令和元年(2019)年度)
平成 28 年 (2016 年)	子ども・子育て支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン (平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度)		
平成 29 年 (2017 年)	新しい経済政策パッケージ (幼児教育の無償化、待機児童の解消等)		
平成 30 年 (2018 年)	○子育て安心プラン (平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度)		☆子育て支援等に関するニーズ調査 実施
令和 2 年 (2020 年)		○大好き いばらき 次世代育成プラン (後期:令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)	○第 2 期日立市子ども・子育て支援 計画（ひたち子どもプラン 2020） (令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)

3 日立市子ども・子育て会議について

(1) 日立市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 14 号）

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 日立市子ども・子育て会議専門部会設置規則 (平成 26 年規則第 3 号)

(設置)

第 1 条 日立市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 14 号)第 7 条の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に専門部会を置く。

(名称及び所掌事項)

第 2 条 専門部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

名称	所掌事項
幼児施設設置協議部会	(1) 幼児施設(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園)の設置又は収容定員の変更に係る審議又は調査に関すること。 (2) その他子ども・子育て会議の会長が適当と認めること。

(平 27 規則 41・一部改正)

(組織)

第 3 条 専門部会は、子ども・子育て会議の会長が指名する子ども・子育て会議の委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、当該専門部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、第 2 条に規定する審議又は調査を行うために必要があるときは、当該専門部会に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 専門部会の庶務は保健福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 41 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 委員名簿

ア 日立市子ども・子育て会議

敬称略、順不同

No.	氏名	所属	備考（選出区分（1）～（6））
1	加古 由岐子	公募委員	(1)子どもの保護者
2	宮本 苗美（添野 由香里）	公募委員	(1)子どもの保護者
3	佐藤 澄（鈴木 麻沙子）	公募委員	(1)子どもの保護者
4	鈴木 昇	日立商工会議所	(2)事業主を代表する者
5	稲川 修	(株)日立製作所日立事業所	(2)事業主を代表する者
6	小坂 祐之	日立市勤労者協議会	(3)労働者を代表する者
7	中村 修一	(福)日立市社会福祉協議会	(4)事業者：子育て支援事業
8	武士 一枝	(一社)ライフ・ケア・ひたち	(4)事業者：子育て支援事業
9	金子 真美子（黒沢 悦子）	日立市児童クラブ連合会	(4)事業者：子育て支援事業
10	副島 由美子	日立市私立幼稚園連合会	(4)事業者：施設
11	佐藤 孝守	日立市民間保育園協議会	(4)事業者：施設
12	鈴木 博史（吉久保 京子）	日立市立幼稚園長会	(4)事業者：施設
13	内山 和恵（川上 かつ子）	日立市立保育園	(4)事業者：施設
14	江尻 桂子	茨城キリスト教大学文学部	会長 (5)学識経験者
15	木村 統	日立市連合民生委員児童委員協議会	(6)その他：社会福祉団体
16	西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	副会長 (6)その他：市民団体
17	菊地 正広	(一社)茨城県日立市医師会	(6)その他：保健・医療関係団体
18	綿引 寿栄	茨城県助産師会	(6)その他：保健・医療関係団体
19	勝間田 忠彦（羽石 修）	日立市学校長会	(6)その他：教育関係団体
20	縮 美雪（金丸 さつき）	日立市立小・中学校PTA連合会	(6)その他：教育関係団体
21	堀江 紀和（伊藤 智毅）	日立市議会議員	(6)その他：市議会
22	千葉 達夫（今野 幸樹）	日立市議会議員	(6)その他：市議会
23	鈴木 さつき（畑山 一美）	日立市保健福祉部	(6)その他：行政機関
24	窪田 康徳	日立市教育委員会	(6)その他：行政機関

※ 任期 令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

※ 氏名の（ ）書きは前任者。前任者の任期は、平成29年8月1日から平成31年7月31日まで

なお、前任者の記載は、平成30年7月23日（平成30年第1回会議開催日）以降に委嘱していた委員

イ 日立市幼児施設設置協議部会

※ 敬称略、順不同

No.	氏名	所属	備考
1	小坂 祐之	日立市勤労者協議会	
2	中村 修一	(社福)日立市社会福祉協議会	部会長
3	副島 由美子	日立市私立幼稚園連合会	
4	佐藤 孝守	日立市民間保育園協議会	
5	鈴木 博史 (吉久保 京子)	日立市立幼稚園長会	
6	内山 和恵 (川上 かつ子)	日立市立保育園	
7	木村 統	日立市連合民生委員児童委員協議会	
8	西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	
9	勝間田 忠彦 (羽石 修)	日立市学校長会	副部会長
10	堀江 紀和 (伊藤 智毅)	日立市議会議員	
11	千葉 達夫 (今野 幸樹)	日立市議会議員	

※ 任期 令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

※ 氏名の()書きは前任者。前任者の任期は、平成29年8月1日から平成31年7月31日まで

なお、前任者の記載は、平成30年7月23日(平成30年第1回会議開催日)以降に委嘱していた委員

4 庁内会議について

(1) 日立市子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議委員名簿

氏名	所属	備考
窪田 康德	教育部長	
松本 正生	教育委員会総務課長	
中島 修	学務課長	
庄司 和江	生涯学習課長	
森山 秀一	指導課長	
小池 洋一	教育研究所長	
鈴木 さつき	保健福祉部長	会長
川越 雅彦	社会福祉課長	
渡邊 好章	障害福祉課長	
森山 浩一	健康づくり推進課長	
寺山 一男	子ども局子ども施設課長	
安嶋 弘美	子ども局長兼子育て支援課長	副会長
羽根坂 朋亮	子ども局子どもセンター所長	

(2) 日立市子ども・子育て支援計画策定庁内ワーキンググループ名簿

氏名	所属	備考
荒川 大輔	教育委員会総務課係長	
高橋 仁	学務課副参事	
鈴木 康世	生涯学習課課長補佐	
多田 賢一	指導課指導主事	
武藤 さとみ	教育研究所課長補佐	
根本 英人	社会福祉課副参事	
樫村 伸樹	障害福祉課係長	
松本 美友紀	健康づくり推進課係長	
中井川 裕司	子ども局子ども施設課副参事	
藤田 美智代	子ども局子育て支援課副参事	事務局
宮本 奈緒	子ども局子育て支援課主事	事務局

5 日立市子育て支援等に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の目的

市は、子ども・子育て支援法の規定により、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を定めるものとされている。

また、計画策定に当たっては、国の指針に基づき、確保を図るべき教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握する必要がある。

このため、第2期（令和2年度から令和6年度まで）の事業計画を策定するに当たり、就学前児童の保護者を対象に、子育てをしている家庭の現状や、子ども・子育て支援サービスの利用希望などに関する調査を実施した。

さらに、小中学生や児童クラブ利用の保護者、一般の方を対象に、子ども・子育て支援サービスに関するニーズに加えて、第2期の事業計画と一体的に策定する母子保健計画や少子化対策などの計画に関するニーズを把握するため、併せて市の独自調査を実施した。

(2) 調査の概要

ア 調査の内容

(ア) 就学前児童調査

本市の子育て家庭の現状と保護者のニーズを把握するため、国の基本指針などに基づく内容に、市独自の質問を加えて就学前児童のいる家庭を対象とした調査を実施した。

(イ) 小中学生調査

放課後の居場所や貧困などに関する小中学生の現状とニーズを把握するため、小学生がいる家庭を対象とし、市独自に調査を実施した。

(ウ) 児童クラブ調査

児童クラブの利用に関する現状とニーズを把握するため、市内の児童クラブに登録している児童の保護者を対象とし、市独自に調査を実施した。

(エ) 一般調査

結婚や就労、出産、育児について少子化対策に関する現状とニーズを把握するため、市内の20歳～50歳の市内居住者を対象とし、市独自に調査を実施した。

イ 調査の種類

調査名	調査対象	抽出方法
(7) 就学前児童調査	就学前児童（平成30年4月1日現在、0歳～5歳）の保護者	0歳～5歳（平成30年4月1日現在）を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出
(4) 小中学生調査 （市独自調査）	市内の公立小・中・特別支援学校に通う児童（全学年）の保護者	各学校の小学1年生～6年生、中学1年生～3年生のクラスを任意に抽出
(5) 児童クラブ調査 （市独自調査）	市内の児童クラブに登録している児童の保護者	各児童クラブに登録している1年生～4年生を任意に抽出
(エ) 一般調査 （市独自調査）	20歳～50歳の市内居住者	20歳～50歳（平成30年4月1日現在）を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出

ウ 調査方法と回収状況

調査期間：平成30年11月28日（木）～12月14日（金）

調査名	調査方法	発送数	有効回収数	有効回収率	前回調査(※1)の回収率
(7) 就学前児童調査	郵送配布 →郵送回収	2,996人	1,304人	43.5%	54.5%
(4) 小中学生調査 （市独自調査）	学校配布 →学校回収	2,022人	1,835人	90.8%	小学生調査 91.6%
(5) 児童クラブ調査 （市独自調査）	クラブ配布 →クラブ回収	392人	329人	83.9%	未実施
(エ) 一般調査 （市独自調査）	郵送配布 →郵送回収	996人	288人	28.9%	未実施

※1 前回調査 日立市子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

エ 調査結果の詳細

調査結果の詳細は、平成31年3月に「子育て支援等に関するニーズ調査 - 報告書 - 」として、市ホームページに掲載しています。

6 パブリックコメント（計画に対する意見の募集）

（1）調査の目的

広く市民からの意見を計画に反映させるため、計画素案を公開し、意見を募集した。

（2）募集期間

令和元年12月5日（木）から12月27日（金）まで

（3）計画素案の公開方法

市施設等42カ所に配架（チラシ・ポスター・概要版）、公立幼稚園、保育園へのポスターの掲示するとともに、市報（12/5号）及び市ホームページに掲載。

（4）応募方法

配架場所に設置する回収ボックスに投函、電子メール・FAX・郵送。

（5）募集結果

ア 件数

種別	回収ボックス	電子メール	FAX	郵送	合計
件数（人数）	52件（14人）	4件（2人）	—	—	56件（16人）

イ 基本目標ごとの意見

基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる 16件

妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策（5件）、医療の確保（5件）
個別に配慮が必要な子どもと親への支援（3件）、児童虐待防止対策（3件）

基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる 29件

地域の子ども・子育て支援の充実（9件）、安心して活動できる環境の整備（3件）
働きながら子育てしやすい環境の整備（7件）、経済的負担の軽減（10件）

基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える 6件

幼児教育・保育の充実（6件）

その他の意見 5件

（6）意見への対応

日立市子ども・子育て会議において対応方針について検討し、日立市ホームページで公表。

7 用語の説明

	用語	説明（この計画の中で使われている意味）	記載 ページ
あ行	SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goalsの略)	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するため、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。	39
か行	コーホート変化率法	同じ年に生まれた人々の集団などについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	11・93
	コミュニティ	市内のおおむね小学校区を範囲に公益的な活動を行っている任意の組織。現在23のコミュニティがある。	39・57・79・ 80・81
さ行	指導主事	学校や教員に助言・指導をする役割を持つ、教育委員会の事務局などに置かれる専門職員。公立学校の教員を充てる。	50
	小1の壁	小学校入学前後で実施される保育時間に差（保育園と比べると放課後児童クラブの開所時間が短い）があることから、保護者の働き方の変更を余儀なくされる問題のこと。	4・63・65
た行	待機児童	保育園や児童クラブに入園希望を出しているにもかかわらず、入所できない状況にある子ども。	1・2・4・23・ 26・63・65・ 67・74・76・ 108
	男女共同参画	男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として多様な活動に主体的に参画すること。	68
な行	ネグレクト	子どもの健康・安全への配慮を怠っていたり（病気なのに医者にみせない、学校に行かせない、車の中に放置）、食事、衣類、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など（食事を与えない、極端な不潔）。	38・117
は行	発達障害	学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの症状が、通常低年齢で発現すること。対人関係をつくるのが苦手であり、その行動や態度は「自分勝手」や「変わった子」と誤解されることも少なくない。	33・34・48・ 50・51・55・ 58
	パブリックコメント	行政機関が政策などの決定に当たって、住民から意見を聞く手続き。	7・122
	ペアレントトレーニング	親が、自分の子どもの行動を観察して、子どもの心理や特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。	50
ま行	未来パスポート	児童生徒が、自分のよさ（好きなこと、得意なこと、チャレンジしたこと、役に立てたことなど）や、将来への希望を記録するもの。小学校は6年間、中学校は3年間継続して利用する。	82・87
ら行	療育	障害を持つ子どもの力を伸ばし、発達を促す医療及び教育。	41・45・46・ 49・50・51

8 子ども・子育て支援法 ―抜粋―

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(省略)

9 ライフステージ別 子育て支援事業一覧

ライフステージ別 日立市の主な子育て支援 (濃いピンクは日立市独自の支援 (国制度等の任意事業を含む))

	妊娠期	0歳～2歳	3歳～5歳	小学生 (低学年)
相談機能	子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」(子どもセンター、保健センター、子育て支援課・子ども施設課窓口)(44, 53, 55, 58)			
	日立市子どもセンター(子育て支援の拠点施設)(59)			
	家庭児童相談室(子育て支援課内設置。こども家庭相談員、ケースワーカーが家庭や児童に関する相談に対し、助言指導を行う)(58)			
	こども発達相談センター(教育プラザ内。4歳～15歳を対象に発達)			
交流・居場所の提供	24時間電話健康相談「ひたち健康ダイヤル24」(医師や看護師などの専門家が24時間無休、無料で電話相談対応)(58)			
	地域子育て支援拠点(保育園などの子育て支援センター・子どもの広場)(56, 58, 60, 62)			
	子育て広場(各コースで年間の活動)(60)			
	子どもすくすくセンター(60)			
	ブックスタート(60)			
	親と子のサポーター事業(58)			
	幼稚園・保育園等の公開保育、図書館のおはなし会(60)			
	移動図書館(保育園や幼稚園への配本含む)(78)			
	地域子ども食堂(子どもと地域住民が対象。月1回、地域住民が作った食事の提供)(53)			
	子ども会活動(81)			
総合型地域スポーツクラブ(80)				
少年団活動(職業探検・文化・)				
子育て支援	おもちゃライブラリー(社会福祉協議会独自事業)(58, 61)			
	マタニティ子育てタクシー費用助成(44)			
	産前・産後ママサポート事業(45)			
	お誕生おめでとう事業(出産祝い金)(59, 72)・新生児誕生世帯ごみ処理袋支援事業(61)			
	日立市子育て応援ハンドブック作成・配布(59)・転入親子・初めて親子ウェルカムパスツアー(就学前)(61)			
	ファミリー・サポート・センター事業(66)			
特色ある学び	一時預かり事業(60, 66, 77)・時間外保育事業(66, 76)・病児保育事業(66, 77)			
	保育園・認定こども園(保育の必要な子)(58, 60, 63, 74～78)			
	幼稚園・認定こども園(74～78)			
	【学校教育】			
母子保健	放課後児童クラブ・放課後子ども教室			
	未来パスポート(82, 87)			
	ひたち大好きパスポート(81)			
	不妊治療費助成(73)・不育症治療費助成(73)			
	ブレババママの子育てスクール(45)・妊婦健康診査(44) ※費用助成制度有			
	マタニティスクール(45)産後ケア事業(45)			
	産婦健康診査費用助成(45)			
	新生児聴覚検査費用助成(46)			
	乳児1か月健診(46)			
	乳児家庭全戸訪問事業(46)・離乳食教室(46)			
乳児健診・1歳6か月健診・2歳歯科健診・3歳児健診(46, 49, 55)・5歳児健診(49)				
予防接種(46)				
おたふくかぜ予防接種費用助成(46)				
予防接種スケジュールのメール配信(46, 58)				
のびっこくらぶ・のびのび相談(健診等の事後指導等)(49)				
経済的な支援	医療福祉費支給(妊産婦マル福・小児マル福)(72)			
	医療福祉費支給(母子・父子家庭マル福・障害者マル福)(53, 70, 73)			
	児童手当(72)			
	児童扶養手当(ひとり親)(53, 70, 72)・障害児福祉手当(73)・特別児童扶養手当(73)			
	子育て応援マイホーム助成(72)			
	保育園等の保護者負担軽減(72)			
	日立市特別福祉手当(精神や身体に障害のある人等に市独自の手当を支給)(73)			
	日立市遺児福祉金(父、母または両親が死亡した児童(中3まで)の養育者に支給)(53, 70, 72)			
	就学援助制度(公立小中学校の児童生)			
	学校給食費助成制度(72)			
ランドセル贈呈(72)				
療育支援等	乳児おむつ等購入費助成事業(73)			
	養育支援訪問(子育て支援課 家庭児童相談室)(56)			
	子育て短期支援事業(ショートステイ)(60)			
	知的障害児・情緒障害児学級(51)			
	ことばの教室(51)			
子どもセンターさくらんぼ(幼児療育支援)(51)				
母子療育ホーム(肢体不自由児母子通園訓練施設。障害者支援費制度の事業者)(51)				

()内の数字は第4章の記載ページです。

小学生(高学年)	中学生	高校生	18歳以上
障害に係る相談、心理検査等の実施) (51, 58)			
適応指導教室 (不登校の小5～中3を対象に体験活動	等を通じた学校への復帰支援) (82)		
保護者からの電話相談)、青少年の悩みごと面接相談 (青少年やその	保護者からの面接相談) (59)		
スポーツ)・豊かな体験活動・地域わんぱく隊(野外体験活動) (80, 81)			
学習支援事業(生活困窮世帯の児童生徒を対象実施。個別指導方式) (52)			
(体験・交流等) (63, 64, 67, 70)			
(小学校)	【学校教育】(中学校)	【学校教育】(高等学校)	
いのちの教育 (84)	受動喫煙防止 教育	いのちの教育 ライフプラン教育 (84)	
	歯と口の健康 教育 (85)		
		※小児マル福を高校3年生まで拡大	
		日立市奨学金及び奨学	金返済額の補助 (73)
		結婚	新生活支援事業 (72)
			※市独自上乘せ有り
徒の保護者) (53, 73) ※学用品等の経済的支援			
	ヘルメット購入費助成・スクールカバン贈呈 (72)	日立市奨学金 (73)	

第2期日立市子ども・子育て支援計画

ひたち子どもプラン 2020

令和2年3月発行

発行／日立市

編集／日立市 保健福祉部 子ども局 子育て支援課

〒317-8601 茨城県日立市助川町 1-1-1

電話 0294-22-3111(代表)

IP 電話 050-5528-5000(代表)

日立市ホームページ <https://www.city.hitachi.lg.jp>

子育ては、日立市で。

